



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	感化教育事業実践と新農村建設：北海道家庭学校の小作農場
Author(s)	青木, 紀
Citation	北海道大學教育學部紀要, 58, 1-63
Issue Date	1992-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29382
Type	departmental bulletin paper
File Information	58_P1-63.pdf



感化教育事業実践と新農村建設

——北海道家庭学校の小作制農場——

青 木 紀

The Reformation Works and the Tenant Sytem Farm : A Historical Study on “Hokkaidō Katei Gakkō”

Osam AOKI

は じ め に

留岡幸助・家庭学校にかかわる研究は多方面からなされ、しかも多い。それは留岡幸助の社会福祉史上の位置づけの大きさからも、また彼の行動あるいは思想の多面性にもかかわって、さらに家庭学校そのものの歴史的な継続という事実からも理解されうることである。

しかし、留岡幸助が感化教育事業の成功の土台として位置づけ、いわゆる地方改良運動の指導者としての実践を試みた、北海道遠軽の家庭学校が経営していた小作制農場の分析は、戦後家庭学校の職員として感化教育に従事していた花島政三郎（現宮城教育大学）の研究⁽¹⁾を除いてはないといってよい。それは留岡幸助・家庭学校の研究が、「いまさら」という感なきにしもあらずというなかで、不思議ではあるが、学校が所蔵する史料の分析を通じてしかできない制約として、ひとまずは理解しておきたい。だがともかくも、後に述べていくことだが、「実践の人」留岡幸助の評価あるいは家庭学校そのものは、この小作制農場の建設とその内実という実践の歴史的評価を抜きにして成り立つのだろうか。本研究のもっとも大きな問題意識はこれである。

いいかえればそれは、社会福祉史の側からは、戦前家庭学校の北海道での感化事業実践と小作制農場経営が、たとえば現在もなお、「これは、まさに、すでに台頭しつつあった都市問題、農村問題、大きく言えば、当代文明に対する深い苦悩の中から提唱された新しい村づくりであり、すぐれた自然環境の影響とそのなかでの労働の楽しみを体得する“社会福祉の実験の場”であった」⁽²⁾と手放しで評価されているとき、私のような社会福祉に門外漢であった者からすると、どうして社会福祉実践が当時の貧困のいわば元凶でもあった小作制度と結合した「村づくり」であったのか、という素朴な疑問にもつながるものであり、なぜかくも多くの留岡幸助・家庭学校研究があるなかで、その解答が見つからないのかという問題意識ともかかわっていくものである。

ともかく、これまで社会福祉についてはまったくの素人であった私は、恥ずかしい限りだが、留岡幸助の名前も、家庭学校の名前もまったく知らなかった。だが、偶然にも、そして幸いにも、留岡幸助・家庭学校の勉強の機会を与えられるという運に恵まれ、この小作制農場を中心とした学校所蔵の史料を見る機会を与えられた。以下、その幸運が十分に生かし切れるものになったかどうかはわからないが、筆者なりの留岡幸助・家庭学校研究のなかでの本研究の位置づけをしながら、戦前の北海道家庭学校の分析を通じて、歴史のなかにおける社会福祉の意味といったことも考えていきたい。

1 本研究の位置と分析視角・方法

(1) 本研究の位置——研究動向の若干の検討——

留岡幸助・家庭学校の研究は、ひとまずは留岡幸助の思想・行動（実践）にかかわる研究と家庭学校そのものの研究に分けて考えると、前者が大部分を占めているといつてよいだろう。

それは当然といえば当然で、研究そのものはまずは手の着けやすい残されている著作、雑誌のなかの留岡幸助の思想を中心とした研究であったからである、しかもこの傾向を急速に進めたのが、同志社大学人文科学研究所の編纂による『留岡幸助著作集』全5巻の刊行（同朋舎、1981年）であり、四男留岡清男らによって編集された『留岡幸助日記』全5巻の発行（矯正協会、1979年）であった。そして、家庭学校そのもののを対象とした研究は、家庭学校がなお歴史的に現代にまで継続している存在でもあるがゆえに、学校の関係者あるいはよほど留岡幸助そのものと格闘しようとする研究者以外は困難が伴うことが予測されたためであろう。

したがって、実際に家庭学校そのものの研究は、関係当事者であった清男の『教育農場五十年』に集約されているもの、先に触れた花島政三郎および学生時代から家庭学校とかかわっていたという土井洋一⁽³⁾の研究を除いては、ほとんどないといつてよい。しかもなお不鮮明な部分があり、そこには確定しなければならない評価が残されている。しかしそのなかで、上述のように『著作集』の出版もあって、出版以前のものに加えて、留岡幸助の思想・行動に関する研究は（その多くが公表されている出版物の内容を分析あるいは考察の対象としたものではあるが）、多様な側面から進み、新しい深まりを見せている研究も生れてきている⁽⁴⁾。そこでの研究動向ないし到達点は私見によればつぎのように特徴づけられるように思われる。

留岡幸助が多くの研究者などによって、社会福祉史にとどまらない範囲で研究対象として取り上げられてきたのは、その人物の「おもしろさ」といったこともある。個人の生涯という点では、高瀬善夫『一路白頭二至ル』（岩波新書、1982年）が魅力的に描いている。歴史のなかの個人の生き方では、吉田久一が、キリスト教信奉者であった歴史上の人物との対比で、「留岡は片山潜のように社会事業から労働運動への分岐を示したり、純粹信仰から慈善をとらえた内村鑑三とは異なる慈善事業プロパーで生活を通した、日本慈善事業の祖の一人である」⁽⁵⁾というとき、たしかに興味をもたせてくれる。しかもたんなる慈善事業家でなく、内務官僚と結びついて、いわゆる地方改良運動において主導的な役割したという事実が、社会福祉史以外の側面からも、彼を日本近代史のなかに位置づけさせようとする⁽⁶⁾。

このようななかで、多くの留岡幸助・家庭学校研究者が注目してきたのは、いうまでもなく時代的には先行した、キリスト教に基礎をおいた感化教育事業、慈善事業の近代化の先駆者としての活動であり、さらにその後の報徳思想に基礎をおいた、地方改良運動の指導者、組織者、体制の担い手としての活動にあった。したがって研究上の関心も、幸助がかかわったこの二つの活動、あるいはそのことと密接に関連する彼の思想それ自体を、いかに理解し、これを評価するかといったことに——最終的にはその「統一」的把握を念頭に入れて——集まってきたといつてよい。

しかし現在の研究上の到達点についていえば、多少の評価のズレはあるにしても、ほぼ次のようなことがいえるのではないかと思われる。それは端的にいつて、キリスト教信仰を基礎とした感化教育思想から留岡の行動を高く評価しようとする研究が一方にあるなかで、他方では多かれ少なかれ、たいていの研究者がまた、上述の歴史的事実の評価とかかわって、留岡の慈善事業思想あるいは社会問題認識・行動上の「限界」を認めながら、ないし消極的・批判的評価をしなが

ら、研究が進められてきているということである。

もう少し具体的に、とくに後者の立場に見られるような議論についていえば、たとえば懲戒思想から感化教育思想への転換（それは当然従来の児童観の近代化でもあった）の先駆的担い手として高く評価する赤羽忠之は、他方で「国家政策における教化主義への傾斜」⁽⁷⁾を指摘し、また教育思想におけるバスターロッチ受容を評価する武田清子は、にもかかわらず「教育を生産技術、経済、政治などとの相関関係で構造的、体系的に把握するといった認識と姿勢に乏しい」⁽⁸⁾と指摘している。また慈善事業の近代化・その理論的体系化に果した役割を評価した上で、たとえば吉田久一は、留岡は「社会の構造や社会関係の追及より、社会の実態や問題解決の実践に関心があった」が、その「国家思想に基づく社会改良思想は、保守的な仁政を基調とする」ものであり、「そこでの社会改良の『社会』は没社会的に、国家に内包されている」⁽⁹⁾のものであったとしている。あるいは池田敬正は、留岡の慈善事業の政治的理解は「明治国家あるいは天皇制的慈恵への従属を求めるものになろう」⁽¹⁰⁾と評価している。さらに留岡の「同和問題」の理解について論じている住谷磐は、いわゆる水平運動への共感にもかかわらず、その認識の「非科学性」と運動への「牽制」の強調⁽¹¹⁾という限界を指摘している。

いずれも、留岡が感化教育事業・慈善事業の近代化に寄与した役割を評価しながらも、他方で全国にまたがるような「社会調査」を通じて、社会問題をつねに眼の当りにしていたにもかかわらず、その認識は社会の下部構造にまで徹底させるようなものではなく、社会階級調和論に立つ個人責任・自助論的認識にとどまるものであったという評価に立って⁽¹²⁾、それぞれの立場からその限界を指摘しているのである。しかもそれがまた、やはり多かれ少なかれ彼の活動のもう一つの側面、すなわち地方改良運動に担った役割、あるいは「体制的中間者」⁽¹³⁾のオルガナイザーとして時の政府・天皇制の支え手であったという批判的評価とも重なって⁽¹⁴⁾、生れてきているところに特徴がある。

もっとも、井上勝也のように、「彼の地方改良事業は監獄改良・非行少年感化事業との直接的関連において生じてきたものである。何故ならば応用的キリスト教を学びとって、留岡は犯罪人・非行少年に救いの手を差し伸べ、彼らを矯正しようとするとき、彼らが現実に生きる社会も合わせて良くしなければならぬ、人間と社会の両方が改善されて初めて地上に神の国を建設することができる、と彼は考えたからである」⁽¹⁵⁾という解釈（土井洋一の解釈については後述）もある。しかしそれは、あくまで、いわば思想というより、幸助の存在した位置からする「考え方」「生き方」における必然性（ある種の「合理化」）の一側面であって——しかも井上もまた他の論者と同じく留岡の社会認識の弱さを指摘しているのである——、なお彼の思想・行動が、歴史評価のなかで「統一」的にとらえられているとはいいいがたいのである。

いずれにせよこれらの「二つ」の評価の併存は、池田敬正がいうように、「このように慈善事業の近代的原則を日本に紹介し、あるいは苦しい条件のなかでその原則を実践していた人たちが、儒教的思想にもとづく政治的慈恵の主張あるいは国家主義的理解を受容していく状況は、日本社会福祉史の分析にとって重要な問題である」⁽¹⁶⁾という指摘と大きくかかわってくることであり、その具体的必然性こそが解明されていかなければならない。しかも社会福祉の歴史が思想や理論だけでなく、留岡に代表されるまさに事業実践の歴史でもあったとすれば、なおそうであろう。本研究の位置づけと課題もまたそのことにかかわったものである。

(2) 分析視角と方法

さて以上の問題意識に立つとき、あらためて留岡幸助の「実践」の最大の目標は、感化教育の事業としての実践であったことが確認されなければならない。つまり事業実践家留岡幸助の思想と行動への注目である。あえて強調すれば、それゆえ慈善事業評論家ではない彼をして慈善事業思想の確立・近代化がはかられたという評価が成立するのである。したがってまた、留岡幸助・家庭学校の「全体」的把握を試みる土井洋一が、留岡の思想と行動の多面的性格を「良民形成」⁽¹⁷⁾という概念を中心軸においた論理で解釈しようとするのは、わからないわけではない。それは研究上の通過点として必要だといってもよい。しかし問題は、彼の思想と行動を歴史評価のなかに「統一的」にとらえようとするとき、何よりその「良民形成」という整序の論理が、実際に破綻せざるをえない論理を整理することが重要ではないかと思われるのである。

繰り返すことになるが、北海道に教誨師として赴任し、囚人の「調査」もふまえて監獄改良、感化教育の志をもって洋行し、帰国後巣鴨に家庭学校を創設し、やがて北海道にその夢を実現していった幸助と、他方で警察学校の教授、内務省の嘱託という職を得ながら、いわゆる「戦後経営」期（帝国主義的再編成期）の上からの組織化としての地方改良運動の主導的担い手となっていく幸助とは、同じ人物である。だがこの場合、前者こそが彼の原点であったのであり、いわばその延長上に、北海道で小作制農場を経営し、その収益でもって学校を運営し、同時に新農村を建設するという発想が、後者の活動のなかで具体化していったのである。そこには「良民形成」という目標があったにしても、感化教育事業実践としての家庭学校の経営、拡充という当面の最大の課題・目的が、いつもその思想・行動の基礎にあったのではないか。そこにこそ彼の「実践家」としての個性が重なると思われるのである。

留岡はたんなる実践家ではなくて、まさに事業実践家として、それを土台として慈善事業の近代化を図ろうとしていることが大きな意味をもっている。彼にとって慈善事業とは、明治後期の「乱麻の社会」⁽¹⁸⁾における「人世最大高貴の一事業」⁽¹⁹⁾であって、その事業実践とは、「抑々何の事業を就すに於ても必ず三大要件の伴ふ莫んば能はず、即ち第一、事業の基礎たるべき精神、第二、阻碍なく事業を動かすべき金力、第三、右の二者をして充分目的を完ふせしむるに必要な道、即ち学術的方法是れなり、感化事業も亦以上の要件に須つ所あるは問はずして知るべきのみ。」⁽²⁰⁾でなければならなかった。そして慈善事業家であるためには、「無欲、潔白、同情、ならざる可らずと雖、事業を運転する上に於て事務的眼光炯々たらざる可らず」⁽²¹⁾が必要不可欠の条件であった。

本研究は、以上の三大要件のなかでも、とくに第二の要件に注目して分析を進めていくものである。具体的実践においては、財政基盤の確立・安定の模索を抜きにしてはありえなかっただろうし、それこそが核心でなければならなかっただろうからである。留岡の感化教育思想の精神（キリスト教）と近代的性格（「学術的方法」）、そして「段々世の中がおもしろく（特に先生の口吻を真似る）なって来ましたぜ、と云っては志士仁人や篤志家の計画などを聞かされたものである」⁽²²⁾と表現されているような「依気」をそなえた性格の魅力が、多くの直接、間接の支持者を生み出してきたのだが、それも実行力がなければありえなかったはずだからである。

だがその実行力は、「撃てども届かぬ大砲の撃ちっ放し」⁽²³⁾（嶋田啓一郎）の立場に立つのではなく、遠藤興一がいうような「『体制内』改良主義」より「体制内『改良主義』」⁽²⁴⁾の立場に立ち、土井洋一のいうような「より国策とマッチしうる機敏な体質と思想を身に着け、幅広い社会教化イデオログ」⁽²⁵⁾としての活躍と一体のものでもあった。そしてそうであった彼の思想・行

動が、一方で感化教育事業の成功を保障し、他方で彼の見通しの甘さ、いいかえれば「構造的把握」の弱さとも関連して、家庭学校の財政を支えるはずであった小作制農場の破綻、新農村建設の「失敗」となってはね返ってくることは後に詳しく分析されていくところである。またその結果として、これまでの研究に見られる農場・農村建設の評価⁽²⁶⁾も批判されざるをえないであろう。要するに、「実践家」留岡幸助の「実践」の内実の分析、いいかえれば家庭学校建設の教育的理念・思想だけでなく、事業としての分析をも通じてこそ、その思想・行動の正しい歴史的評価が議論されてしかるべきではないか。少なくともその作業を通じて、留岡幸助・家庭学校研究の再検討の材料の一つにでもなれば、本研究も遅ればせながらも意義をもってくるであろう。

(註)

- (1) 花島政三郎「北海道家庭学校六十年の歩みとその再検討」『ひとむれ教育特集号』（通巻第411号）、北海道家庭学校、1976年。
- (2) 同志社大学人文科学研究所・留岡幸助著作集編集委員会「編集にあたって」（同研究所編『留岡幸助著作集』同朋舎出版）、1978年、2頁。
- (3) 土井洋一の関連論文は多く、なお継続中のようだが、「家庭学校史研究ノート——巣鴨家庭学校を中心に——」『社会事業史研究』第2号、1974年、「留岡幸助と家庭学校——慈善事業思想の形成と東京家庭学校の創設——」『精神薄弱問題史研究紀要』第15号、1974年、「家庭学校史にみる留岡幸助の実践内容——社名淵分校創設期の場合を中心に——」『社会事業史研究』第12号、1984年、「社会福祉実践の日本の原型をめぐって——留岡幸助の場合——」（重田信一編著『現代日本の社会福祉と生活課題』川島書店）、1985年、「戦前における家庭学校職員集団の形成と特質」『社会問題研究』第40巻第1・2号、1991年などが参考になった。このなかでは最近の家庭学校を支えてきた集団への問題関心と大変な努力を要求される分析の成果が注目される。
- (4) 多様な側面からという意味では、『著作集』編纂の成果であろう同志社大学人文研『キリスト教社会問題研究』の「留岡幸助特集」（第28号、1980年）などに結集している研究者の多くの論文が参考になる。なお「新しさへ」への開拓努力という点からすると、なかでも室田保夫の実証的研究が幸助の「軌跡」をより深めつつある。またこのグループではないが、感化教育史、少年保護教育史の視点から留岡幸助に取り組んでいる小林仁美の研究が注目される。
- (5) 吉田久一『日本社会福祉思想史』（『著作集』第1巻）、川島書店、1989年、415頁。
- (6) たとえば鹿野政直は、留岡の「地方自治論」は——いわゆる「四角同盟」と留岡が名付けているもので、町村長、小学校長、宗教家、篤志家を柱とする自治構想（後述）——、「帝国主義時代への突入と同時に、国民の自発性の吸収による統合が、『緊急至上の課題』とされてきた」時代において、「国家主義のより完全な貫徹のための制度的心情的な装置としてのやくわりをになうものされた」と位置づけている。同『日本近代化の思想』、講談社、1986年、207、210頁。
- (7) 赤羽忠之「日本における少年保護思想の成立——その児童観および教育観を視点として——」『調研紀要』創刊号、1962年、50頁。
- (8) 武田清子『土着と背教——伝統的エトスとプロテスタント』、新教出版社、1967年、104頁。
- (9) 吉田久一『前掲所』、418頁。
- (10) 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社、1986年、280頁。
- (11) 住谷磐「『留岡幸助著作集』編纂と同和問題」『キリスト教社会問題研究』第37号、1989年、519頁。
- (12) 留岡の思想における「自助論」の強調は、多くの論者が指摘するところである。この点は彼の貧困認識と表裏一体のものであると考えられ、整理するのを感じているが、次章で少し触れることとしたい。

と表裏一体のものであると考えられ、整理する必要があるが、次章で少し触れることとしたい。

- (13) 藤田省三『第2版・天皇制国家の支配原理』未来社、1987年、31頁。
- (14) この点について、吉田久一は「とくに40年代は内務省の囑託として、社会にとって冬の日の時期に報徳思想を説き歩いたりする。30年代に近代意識を持って登場した彼の慈善事業論は、40年代に救済事業期に一つの限界をつけたことは、国家権力と救済事業との関係をどうみるかという視点が抜けていたからであった」(同『日本社会事業の歴史』勁草書房、1960年、210頁)としている。また田中和男は「上からの政策浸透に対して下からの抵抗を極小化する」役割を担ったと評価することは不可能ではないとしながら、結局「留岡は『社会問題』への対応方法(=技術)である『社会改良』が『地方改良』としてゆがめられ唱導されてきた明治後期を代表する社会事業家であって、『社会問題』への対応『方法』が、資本主義批判の型で展開される大正中期の社会改造家ではなかったといえよう」(同『「地方改良」と留岡幸助——その思想と行動をめぐって——』『キリスト教社会問題研究』第28号、1980年、205頁)としている。
- (15) 井上勝也「留岡幸助の教育思想」『キリスト教社会問題研究』第28号、1980年、86頁。
- (16) 池田敬正『前掲書』、281頁。
- (17) 土井洋一「家庭学校史にみる留岡幸助の実践内容——社名淵分校創設期の倍を中心に——」『前掲雑誌』、3頁。
- (18) 留岡幸助「慈善家の本領」『基督教新聞』752号、1898年、『留岡幸助著作集』第1巻、290頁。
- (19) 留岡幸助「慈善事業の本源」『基督教新聞』755号、1898年、『留岡幸助著作集』第1巻、299頁。
- (20) 留岡幸助「感化事業之発達」警醒社書店、1897年、『留岡幸助著作集』第1巻、170頁。
- (21) 留岡幸助「慈善家の資格」『基督教新聞』753号、1898年、『留岡幸助著作集』第1巻、294頁。
- (22) 幸助の古稀記念における関係者(元思斉塾塾長)の感懐。牧野虎次編『留岡幸助君古稀記念集』留岡幸助君古稀記念事務所、1933年、819頁。
- (23) 嶋田啓一郎「ラスキンと留岡幸助——経済と倫理の接点を求めて——」『キリスト教社会問題研究』第28号、26頁。
- (24) 遠藤興一「留岡幸助の政治思想(3)」『明治学院論叢』第440号、1989年、38～39頁。
- (25) 土井洋一「家庭学校史研究ノート——巢鴨家庭学校を中心に——」『前掲雑誌』、59頁。
- (26) この点では、これまでの大半の「評価」が批判されるべきではあるが、ここでは参考に二つ取りあげておきたい。いずれもそのほかの点では教えられところの多い論文だが代表させて取りあげさせてもらうことにする。一つは守屋茂の、「北海道の僻地を拠点として発展した教育農場北海道家庭学校の基盤は、実にこれに(報徳思想——引用者註)によって培われ、感化教育の基本問題として一新紀元を開拓することとなった。」「後年彼によって創設された下社名淵産業組合や自作農の創設も、法して埒外のものではなく、殊に教育農場としての家庭学校の経営や教育は、一貫してキリスト教の信仰と報徳主義によって貫徹された大金字塔であった」(同『日本社会福祉思想史の研究』同朋舎出版、1985年、892～893頁)とするものである。

いま一つは住谷馨の、「北海道家庭学校のユニークさは留岡自身が世界にその類をみないというほど独創的なものであった。……150戸の開拓農民を誘致し、家庭学校と農家を本家と分家の形態として農家の収入の一部を小作料として徴集せずにその金額相当を一戸当り一人の少年の養育費と考え、里親として少年の経済的な生活保障を行っていこうというものである。150名の生徒と150戸の開拓農家を結びつけ、本家として家庭学校においても農業、畜産を行い、農家にはそれぞれ平等に土地を分配し、独立自営農家として成長させ、地主と小作という封建的な収奪と支配関係を否定する反面、ここにおいても大型の家族制度を導入して、平等で自由な本家と分家として相互援助関係を確立しようというのである。留岡は自分の

意図に会う農家を厳選して漸次、数を増していった。一千町歩にわたる土地利用と感化事業の見事な合体を計画的に実行したのである」(同「留岡幸助と非行問題」『キリスト教社会問題研究』第28号、67頁)とするものである。

2 家庭学校の北海道進出と開墾小作制農場 —— その背景にある留岡の認識 ——

(1) 感化事業・慈善事業観と農業・殖民

教諭師として赴任(1891年)した北海道空知集治監において、不良少年の感化教育の必要性を「発見」⁽¹⁾した留岡が、洋行したアメリカの感化院におけるファミリー・システムの経験を参考に、東京巢鴨に「一面家庭にして一面学校なり」⁽²⁾とする家庭学校を創設したのは、1989年(明治32)であった。

日本の資本主義が確立しつつあるこの時期、社会は「乱麻的」様相を呈しつつも、なお「現今我国に於ける慈善事業の趨勢を洞察するに多少政府によりて為されつつあるものなきにあらずと雖も、其萎靡として振はざる実には驚くべきものあり、吾人は未だ嘗て政府の手によりて白痴院、孤児院、感化院、労役監、出獄人保護場の建設せられたるを見聞せず」⁽³⁾という時代でもあった。その点でキリスト教精神に基づく留岡の事業実践は、関係者からだけでなく、洋行後巢鴨監獄の教諭師を経て警察監獄学校の教授にもなっていたこともあって、内務当局からも注目されるものであった。しかもその実践は、それまでの懲戒思想から、「感化事業を以て純然たる教育事業」⁽⁴⁾としてとらえる思想に基づくものであった点において注目され、さらにそれを「視学官の監督下に置くべし」⁽⁵⁾とする主張は、現代にさえ通ずるものであった。

ところで、巢鴨での家庭学校創設は、当初から限界をもった「雛形」⁽⁶⁾と考えていたようで、「人間三分天然七分の教育」⁽⁷⁾は北海道で、という気持は、おそらく家庭学校そのものを構想する段階からあった。学校創立後の著作『家庭学校』(1901年)ではつぎのように述べている。

「……多数の生徒を収容せんと欲せば、最も天然の勢力に富む北海道に殖民家庭学校を設立して、農業、牧畜、家禽等の飼育を為し、二百若くは三百の生徒を収容するを適當と考ふ。此は勿論将来の経営に過ぎず、或は我等の生存中成功し得べきや否やを知らず、只全能の神のみ知りたまふ。されど決して斯の如き計画を以て望み能はざる一片の空想なりとは信ぜず。……苟も我国の将来に於て大に感化事業をせしめんと欲せば、北海道は最も適當の地なりと謂はざる可らず。」⁽⁸⁾

と同時に、「若し感化事業を盛ならしめ、以て犯罪者を未発に防ぎ、若くは其の数を減せば、以て国家の経費を軽減なること少なからず、故に国家的經濟に中位する政治家及び社会改良家は先ず此の不健全なる分子即ち不良少年を北海の原野に送って殖民的感化を実行するは甚だ策の得たるものなりと思惟す」⁽⁹⁾とも述べている。この時期(出発点)から、かかる事業実践を、国家經濟のなかに理由づけているのが興味深い。

このような構想をいかにして実現していくか、1900年(明治33年)内務省地方局の嘱託となつて、やがて報徳思想を精力的に研究し、地方改良運動の組織者となつて活動する留岡の頭のなかからは、おそらくつねに去らなかつた夢であつたと考えられる。しかし、その実現は十数年を待たねばならなかつた。とはいえ、それは決して無駄な年月ではなかつた。というより、この時期は、家庭学校は内務省からの助成も度々受け、「モデルケース」⁽¹⁰⁾として各方面からその実績が注目され、かつ内務省の嘱託でもあつた校長留岡の活動・実践が、やがてきわめて重要な意味をもってくる時期であつた。本研究にあつては、この時期の留岡の社会的な位置、そこでの諸関係

の蓄積が、やがて感化事業実践の拡大へと生かされるとともに、同時にそのときの「指導」の発想が、やがて実践的に破綻を来すという意味で、とくに興味をもつところである。

だがそれは本研究全体を通じて追々触れていくこととして、はじめに感化教育事業と農業および植民策の関連についての留岡の考え方を覚えておきたい。以下に引用するのは、北海道に分校を設立した前後の段階のものだが、まず慈善事業・感化事業の歴史的な位置づけについてつぎのように述べているのが注目される。

「人間の発達も社会の発達も原則は同一である。人間の初めて生れた時は、これが人間であるかと思はるゝ程の奇形であるが、漸時成長するに随って人間らしくなって来る。慈善事業の生れた時も亦此の通りで、救児事業とさへ云へば太鼓を敲いて人を集めたり、幻燈会を開いて会の事業を紹介したり、多くは寄付金計りで維持経営の途を立て々居つたものである。こは過去十年前の経験であるが、到底これでは最後の勝利を得る道ではないといふ所から新に植民策なるものを立て、現に岡山孤児院は日向茶臼原に、上毛孤児院は北海道釧路農場に汎愛扶殖会は朝鮮大邱に収容の児童を植民させて居る。……最も慈善事業の植民政策は必ずしも新しい事件ではない。農業と慈善事業とは本来極めて密接な関係あるもので、不良少年の感化に農業ほど効果のあるものはない。欧米先進国に於てコロニー・システムとして、慈善事業に植民を奨励しつつあるのは、既に此の効果を事実証明するものである。」⁽¹¹⁾

また感化教育と農業および植民との関連を体系的につぎのように整理している。

「感化政策として採用する農業は第一、食物を作るにあり。第二、耕耘に依りて身体を訓練するにあり（加ふるに自然に接触するが故に心理状態に変化を来たし感化に効あるなり）。第三、農業の熟達は退院児童をして自営的農民たらしむるの利あり。殊に近時農民の減少する傾向あるは世人の熟知する所にして、少年をして農業に熟達せしむるは帰農的政策上より云ふも邦家の為に大切なことなり。第四、廢地を変じて耕地とするは国家の利益にして而かも此一事不良少年によりて完成せらるるとせば一挙兩得と謂ふべし。以上列举したる理由は少くとも感化事業に農業を施設する所以なりとす。」⁽¹²⁾

つまり、留岡は、たんなる感化教育に効果をもたらす農業、そのいわば教育力に目を向けるだけでなく、両者の統合がもたらす社会的意義を説き、自分の事業実践を社会的、国家的にも位置づけようとしたのである。実際、それらは、都市の貧困問題と農業・農村の衰退との関連を説きながら、「此の点に於て英国の覆轍は我等に取って好個の実物教育である」⁽¹³⁾とし、日露戦争後農村問題の顕在化しつつあった日本の農村振興の意義を唱え、さらには帝国主義的植民策を支持し⁽¹⁴⁾、そのなかに感化事業を位置づけるというような姿勢からも明らかである。それゆえそのかぎりにおいては、国家によって「内包」される必然性を、彼の慈善思想はもっていたといわねばならなかった。

というより、もっといえば、天皇制国家の帝国主義的再編を基礎に、国民統合、産業振興、財政確立などを目的として展開された地方改良運動（1908年、戊申詔書、09年、第1回地方改良事業講習会開催）は、同時に感化救済事業（1908年、第1回感化救済事業講習会開催）といわばセットになって進められていたものであった。それゆえ、もともと感化事業に基礎をおき、その「セット」のまさに主導的担い手としてあった留岡の社会的立場からすれば、それは当然といえば当然であった。

(2) 感化事業の財政的「自立」と小作制農場の発想

さて以上のように、多面的な形で慈善事業と農業との関連を位置づけたのであるが、そのなかでも見ておかねばならないのは、感化事業が「最後の勝利を得る」ための財政基盤の確保としての農業・植民であった。しかも留岡の実践は、官立の感化院のそれではなく、あくまでキリスト教精神による——いいかえれば社会において支配的にはなれないところの精神——に基づく、私立の感化教育事業施設の建設であり、その目的は「独立自営の人間を造る」⁽¹⁵⁾ということであった。代用感化院の指定後は若干の補助はあったにしても、当時はいうまでもなく現代のような「措置費」があるはずもなかった。

それゆえまた、より一層の財政的自立が求められていた。彼はいう。「慈善事業のこととは云へ人の懐ばかり当にするが故に、さなだなきに独立心なき者がいやが上にも独立心を失ふが如きことあるは、我国慈善教育の常弊である。……固より慈善事業が寄付を仰いでではならぬといふのではない。寄付は受けて然るべきことである。また受けねばならぬのであるが、其の立脚の地位は自労自食といふことにして置かねば、到底充分なる目的を貫徹することが出来ないのである。……土地は人を化し、人は土地を化す。慈善事業の多くは土地によって解決されるべきものである。」⁽¹⁶⁾

だがその「自立」も、感化事業即植民事業、あるいは寄付の不足を「学資金」で補うような「自給自足」にとどまるものであればよかった。しかし問題は民間による私立の「感化教育学校」でもあったことであった。それゆえ財政的自立は大きな問題であった。その活路が開墾小作制農場（新農村）でもあった。北海道に感化農場を設立してしばらく後の講演では、それをつぎのように述べている。すなわち、寄付を「結局貰ふと云ふ事は嫌な事である。常に金を集める事がむずかしいばかりでなく、其の集める者が金の為に卑屈になる。夫故生産から上がるもので事業を経営して行き度い、斯ういふのが新農村を興した動機であります」⁽¹⁷⁾と。

もちろん、「我が感化農場の成功を単に家庭学校の為めのみと思はぬ。この計画が美事成就する暁は我慈善事業の前途に一好例を示すのみではなく、新農村創建の上にも幾多の光明を放つであらうと思ひます」⁽¹⁸⁾という意識はむしろあった。内務省嘱託・地方改良運動の指導者として各地をみて回り、農村の困難だけでなく、成功している模範的農村をも見て回り、そこでの報徳思想の浸透に触れ、さらに彼なりに成功要因を分析しつつ、いわゆる地方自治の「四角同盟」を提唱しつつあった留岡にとっては⁽¹⁹⁾、新農村建設・模範農村の創造の「実験」も、それなりの展望の下にとらえられていたのであろう。何よりも町村長、小学校長、宗教家、篤志家によって指導されることによって地域振興が図られるとすれば、北海道家庭学校は、ある意味では町村町を除けば、全部準備していたともいえなくはないからであった。

しかも、上述のように「生産から上がるもの」——といっても地主として小作料を取ることに違いはないが——から何らかの事業を起こそうとする構想はすでに北海道でも試みられてきたことでもあった。そして遠軽においても、すでに巢鴨に家庭学校が設立される頃、キリスト教精神に基づく大学設立の構想が、開墾小作制の形を取って具体化しようとしていた。北海道同志教育会による学田農場の入植（1897年開始）がこれである。⁽²⁰⁾（もっとも結局は明治末頃には同志教育会は解散し、事業は失敗するのだが、そのときの賛同者の一人であった江原素六は、後に留岡とかかわりをもち、家庭学校の初代理事の一人になる。）

(3) 小作制農場・新農村構想と留岡の「農村問題」観

だがそれはそれとして、彼に、ともかく小作制農場からの収益によって感化事業を運営させようとした行為（そのことに仮に多少のこだわりを見せていたにしても）の背後には、一体いかなる彼の意識、認識があったのだろうか。いいかえれば、内務省の囑託となり、内務省をバックに「貧民研究会」を発足させ⁽²¹⁾、以後各地で貧困の現実に触れてきたはずの留岡が、なぜ農村の貧困の元凶であり、あるいは都市の貧困の間接的要因でもある、封建的な性格を纏わり付かせていた小作制度を、自らが利用するような行動をとったのか、その基盤にはどのような——それは彼の思想的本質にもせまるものでもある——認識があったのか、ということである。

このような問題意識に立った場合、あらためてまず見ておきたいのは、留岡の慈善観・貧困観あるいは社会観といったことである。欧米への社会事業視察の翌年（1909年）、日露戦争下の東京の貧民窟の視察報告でつぎのように述べているのが、その姿勢を明確に示している。

「『此辺の貧民は自分で貧乏になるのです』との一語、是れ豈社会学上の好材料にあらずや。世の人縷々貧民を慫慂ことを知りて、貧民を教ふことを知らず、偶々之を恵むことあるも、これをやがて貧民を墮落せしむるに過ぎず、故に貧民の境遇を脱却せしめんと欲せば、先ず貧民を教育するを以て基本旨とせざる可からず。蓋し教育は最上の慈善たれば也。』⁽²²⁾

さらに「生活難は人造也」として、「凡そ貧乏になる原因とも云ふべきものは第一が無能である。第二が不勉強である。第三が不節約、不品行である。第四が不正直である。第五が無資本で、第六が病氣勝である。而かも此無資本といふことも、実は不信用から起ることが多い」⁽²³⁾という。社会の大衆を「指導」する側の立場にある「説教」的なものであることを割り引いて考えても、「報徳記は東洋の自助論也」⁽²⁴⁾として報徳思想の普及に努める留岡の、まさに「自由主義的」貧困観の表われであった。実際、彼は「救貧法」などには反対であったようで、イギリスの経験などをふまえながら、「幸に日本は未だ救貧法なるものがないから甚だ結構であるが之を設くることは余程考へものであらう」⁽²⁵⁾としている。

したがって農村の貧困も、それが地主小作関係のあり方にかかわっていることは認めつつも、個人責任の範囲で、いいかえれば道徳的な課題として問題にされる。つぎの文章はそのことをよく示している。「農村に四つの敵がある。第一は酒色、第二は賭博、第三は訴訟、第四は高利貸である。此の四大強敵を能く防御せないと、農村はこれが為めに滅亡することになる。否な今日までも、此の強敵の為に滅ばされた農村は屈指に暇ない程である」⁽²⁶⁾。

では、根源的には農村の貧困の元凶であった、半封建的性格をもつといわれていた地主小作関係に対して、留岡はどのように見ていたのだろうか。つぎに地主小作関係と農村の衰退について、彼の主張がもっとも明確に表われている文章をとりあげてみよう。

「何が故に農村爾かく衰頹して荒廃の兆を呈するに至るかと云ふに、商工業の発展は即ち其一たるに相違なきも、他に又有力なる一原因なきにあらず。即ち地主と小作人との関係親善ならざることは是なり。……土地に対する地主と小作人とはもと恰も夫婦の関係の如きものあり。即ち地主は夫にして、小作人は其婦なり。子女の成育せざる原因多々あるべしと雖も、夫婦の相親まざるは其重因の一たるを失はざるべし、若し夫婦相和せず、協同的作用亦行はれざらんか、子女は次第に悪化して不良の行為をなしに至るべし。等しく地主と小作人との間に在るものは土地にして、土地は地主と小作人の間に於ける子の如き者なり。故に田園の荒廃は全く地主と小作人との関係が冷淡不親睦なるより来るものと知るべし。其証拠に地主と小作人との間柄よく円熟親善なる所には土地必ず肥沃して……」⁽²⁷⁾

したがってもっといえば、各地の農村を調査し、指導するその姿勢は、端的には、以上のような農村の生産関係認識を前提にした上での、その「問題」の把握の仕方に表われていた。つぎの「農村の根本問題」なる文章はそのことをよく示している。

「人間が徳義に進めば取ることよりも与へることを考へる。与へる者がなかったならば、人間も社会も発達するものではない。……農民は土地に肥料を与へ、山に苗を与へ、収穫し得たる金銭は貯蓄して之を農業の資本に与へ、余力を以て公共の為に提供する……余昨年或村の村是調査を依頼されて之れを為したるに、其村の一戸収入は三百七十余円なるに、支出は一戸当り四百二十円であった。其村の疲弊するは問はずして知るべきである。而して其支出中衣食住費最も多きを占むるは言ふまでもないが、其次は公租三十六円で、次は酒代で一戸当り三十円であった。然るに農家の収入をするに最も大切な肥料は一反当三円五十銭に過ぎない。此村は産米を主とし養蚕を客として居るに拘らず、一反当りの肥料僅に三円五十銭とは豈驚くべきことではないか。」⁽²⁸⁾

もちろんこの指摘自体が間違いとはいえない。それゆえまた、以上のような「問題」認識の上に立つ「社会改良」的立場に立って、報徳主義的道德と教育をふまえ「独立自営」の人格をつくり、「市町村を改良して行けば社会改良される」⁽²⁹⁾とする彼の考え方からすれば、地主小作関係を前提にした「新農村」建設も、少なくとも可能ではないか。留岡の頭のなかではそれは「論理的」には矛盾はない構想であった。

(註)

- (1) 留岡幸助「予を語る」、1928年、牧野虎次編『前掲書』、4頁。
- (2) 留岡幸助「実務演習（第一回）」『監獄協会雑誌』13巻6号、1900年、『留岡幸助著作集』第1巻、554頁。
- (3) 留岡幸助「慈善問題」警醒社書店、1898年、『留岡幸助著作集』第1巻、434頁。
- (4) 留岡幸助「感化事業に就いて」『社会』2巻13号、1898年、『留岡幸助著作集』第1巻、542頁。
- (5) 同上。
- (6) 留岡幸助「感化教育」『社会』3巻6号、1901年、『留岡幸助著作集』第1巻、634頁。
- (7) 同上。
- (8) 留岡幸助『家庭学校』警醒社書店、1901年、『留岡幸助著作集』第2巻、601頁。
- (9) 『同上書』602頁。
- (10) 土井洋一「家庭学校研究ノート——巢鴨家庭学校を中心に——」『前掲雑誌』、59頁。
- (11) 留岡幸助「児童と殖民」『人道』96号、1913年、『留岡幸助著作集』第3巻、250頁。
- (12) 「感化教育」『監獄協会雑誌』28巻5号、1915年、『留岡幸助著作集』第3巻、361～362頁。
- (13) 留岡幸助「農業と慈善事業」『人道』105号、1914年、『留岡幸助著作集』第3巻、284頁。
- (14) 欧米の感化事業が植民政策と結合したものであったことは、つねに留岡が強調していたことで、その国内での自らの「実践」が北海道進出でもあった。しかしそれだけにとどまらず、たとえば「米騒動」後の段階では、人口激増という社会問題の解決は、国内での農業生産力の向上による食糧増産だけでなく、「此過剰人口を吐き出す国策を樹立して欲しい」と、当時の時流をそのまま主張している。同「現今の社会問題」『人道』165号、1919年、『留岡幸助著作集』第3巻、532頁。
- (15) 留岡幸助「予が感化農場を建設せんとする動機」『斯民』9編1号、1914年、『留岡幸助著作集』第3巻、298頁。
- (16) 留岡幸助「農業と慈善事業」『前掲書』、286頁。
- (17) 留岡幸助「新農村の建設と青年の教育」『人道』202号、1922年、『留岡幸助著作集』第4巻、210頁。

- (18) 留岡幸助「感化事業と新農村」『人道』108号, 1914年, 『留岡幸助著作集』第3巻, 318頁。
- (19) 先にも少し触れたことだが, 「四角同盟」とは留岡の「地方自治」の考え方を表わしたもので, 「健全なる町村を作らんとするならば村長と学校長, 宗教家それから篤志家という四角同盟が起らなくてはならぬ。而して此の四角同盟の中心的精神ともいふべきものは至誠である。然うしてこの至誠を中心として其右に公共心, それから左に共同心といふものがなくてはなくてはならぬ。何れかその一つを欠けても, 市町村を発達せしむることは出来ない」(同「市町村自治の四角同盟」『人道』42号, 1908年, 『留岡幸助著作集』第2巻, 416頁) というものである。それは山崎延吉などの「農村自治論」とともに, 民間の「自治論」の代表的な考え方の一つではあるが, 多かれ少なかれ「国家と町村の媒介環」(宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会, 1973年, 85頁) に位置づけられ, 国家の要請を「自発的」に誘導させることを可能にする役割を担うものであった。
- (20) 遠軽町役場『遠軽町史』, 1957年, 49~93頁。
- (21) 1900年, 内務省をバックに組織された研究会で, 窪田静太郎, 清野長太郎, 有松英義, 松井茂, 小河滋次郎, 岡田朝太郎, 桑田熊蔵などが参加していた。
- (22) 留岡幸助「戦時と下層社会」『警察協会雑誌』49号, 1904年, 『留岡幸助著作集』第2巻, 71頁。
- (23) 留岡幸助「生活難は人造也」『人道』98号, 1913年, 『留岡幸助著作集』第3巻, 261頁。
- (24) 「報徳記は東洋の自助論也」『斯民』3編13号, 1909年, 『留岡幸助著作集』第2巻, 445頁。
- (25) 留岡幸助「二宮尊徳の救貧主義」『警察協会雑誌』71号, 1906年, 『留岡幸助著作集』第2巻, 226頁。
- (26) 留岡幸助「農村の四大敵」『人道』121号, 1915年, 『留岡幸助著作集』第3巻, 367頁。
- (27) 留岡幸助「地主と小作人」『人道』20号, 1906年, 『留岡幸助著作集』第2巻, 272頁。
- (28) 留岡幸助「農村の根本問題」『人道』154号, 1918年, 『留岡幸助著作集』第3巻, 483頁。
- (29) 留岡幸助「地方改良講演速記」, 1917年, 『留岡幸助著作集』第2巻, 139頁。

3 社名淵分校と開墾小作制農場の創設 —— 出発点における矛盾の内包 ——

(1) 小作制農場創設の開拓史的位置

さて, 以上のような立場あるいは認識から, 小作制農場の構想が立てられていったと思われるが, 留岡の考えでないしこの構想の歴史的な位置づけをより明確にさせるために, さらにここで二つの点について指摘しておきたい。

その一つは, 小作制農場創設とかかわって, 留岡にとって報徳とは何であったのかということである。その点ではつぎのことが注目されねばならない。

明治も後期になると, 報徳運動そのものは, それ自体が歴史的に変質を遂げ(させられ), その経済的機能よりも, むしろ精神・道徳的機能を中心に「上から」とりあげられてくるようになるといわれている⁽¹⁾。留岡の, 報徳精神による農村改良の実践的指導も, その点からすると, 報徳社そのものの事業実践とは異なるところに自分を置いていたと考えられる。

すなわち留岡自体が, 「報徳社を作らなければ二宮先生の教が行はれないといふものではない。先生の教は家庭の内, 学校の内, 信用組合や産業組合, 慈善団体などの内でも何処でも, 苟も人間の住んで居る所は是を用ふべきである」⁽²⁾と述べているように, 報徳社の実践そのものを普及せしめていたというより, その自助的精神を中心に教化していたといってもよい。それは当然でもあった。というのは, 留岡らが発起人となって組織した報徳会と, つぎに見る二宮尊親(尊徳の孫)や岡田良一郎らの報徳社とは, 「同じ報徳思想を信奉しながら, 運動の方法, 組織は全く

別のもの」⁽³⁾であったといわれているからである。

その意味ではややそれるが、留岡が、たとえばすでにキリスト教の牧師として教誨活動に従事しているときから、二宮尊徳にひかれ、実践家尊徳に自分を重ねあわしていたとしても⁽⁴⁾、彼の報徳に対する基本的立場は、やはり内務省の囑託として報徳にかかわるようになってから、これを「方便」⁽⁵⁾としていたことに、その立場があったと考えた方がよいようにも思われる。つまり、個人としての「生き方」においてひかれる尊徳像と——とくに「道德と経済の調和」をもった事業実践家としての——、「国民統合」を上から進める立場から「体制の中間者」あるいは直接農民に向かって話しかける報徳精神とは、留岡にとっては「矛盾なく」とらえられるものであった、と思うのである。

この点で、とくに本研究の関心から見ておきたいのは、家庭学校農場（留岡）がとった開墾小作制の入植という方式は、北海道の開拓史上においては、もっとも一般的な方式の一つではあるが、小作農民の自作農化という課題を展望した場合、少なくともそのことは当面の目標には掲げられなかった。そしてそれとは対照的なところに、実は自作農化を目的として入植した移住団体を指導した「報徳社」があったことである。1897年（明治30）、十勝に入植した福島県相馬地方からの移住団体を指導していた「興復社」の活動がそれであった。榎本守恵によれば、それは以下のごとくであった。

興復社は、明治期になってから創立された、二宮尊徳の高弟富田高慶の流れをつぐ民間の結社で、人君による農村復興を目的としたものではなく、報徳金や政府からの無利息の資金貸与をも受けて、農村復興などの事業を指導していた団体であった。この興復社が尊徳の孫尊親を社長として移民団を組織し、十勝豊頃村に開拓入植し、成功を納め、やがてキリスト教精神を支柱とする日高赤心社とともに、内務大臣から地方改良の功績で表彰されるのは1910年であった。それまでには興復社による手厚い農民保護、興復社にたいする租税免除などがあったが、この開拓入植の方式で注目されるのは、「移民は配当地5町歩のうち、耕地4町歩を6年以内に墾成し、報徳金完納の義務を果たすと配当地5町歩の所有権を獲得することになる。報徳金は開墾地1反歩につき3年目より2年間は50銭、5年目より13年間は70銭を興復社に納めるものであったから、入植後17年で5町歩の自作農になる予定であった。さらに牧場地も成功後移民に分割給与された」⁽⁶⁾という方式である。つまり、1897年は北海道における大地積払下決定の年であったが、興復社の入植は、「そうした大地主成立の一環として開拓に乗り出したのではなく、その逆である……興復社は地代收取が目的ではなく、農村復興が目的であった。興復社移民は報徳金の完納を終えれば、18年目には独立自作農になる」⁽⁷⁾のであった。

留岡（家庭学校）がとった、自作農化を展望しえない小作制農場の方式との対比は明白だが、彼自身、農場創立以前に、この興復社の開拓入植地を訪問し、その成功要因に、報徳思想という「宗教的」支柱とともに、自作農化という方式の有効性を確認していたことが注目される。すなわちそこでは、「興復社の理想は社其ものの利益を図らずして、主に移住者の利益を図るにあり。本社の引率し来りたる移住民は社の小作人にあらずして、成墾の暁には一個独立の農夫たり得べき仕組みなり。是れ移住者が拓殖に熱心従事し得る所以なり。」⁽⁸⁾と述べているのである。

だが留岡は、感化事業の実践と模範村の建設という「二兎を追う」課題を、小作制農場として——開拓小作農民にとっては自作農化の希望は見えないままに——追求しなければならなかった。そしてそれでも、「新農村建設」は可能であるというのが、彼の見通しであった。別言すれば、小作料収取による感化事業実践という、小作と地主の姿を変えた矛盾関係は、「新農村」のなか

に内包されると展望したのであろう。

すなわち、留岡の立場は、「元来北海道に於ては大地積を開拓するものと小農とあって、大農は数百町歩を併有して居るが、道にては小地主を多からしむる方針を採り、五町歩ずつを与へて拓殖を奨励しつつある。此の方針は元より良いに相違ない」⁽⁹⁾。しかし移住者が容易に成功しないのは、一獲千金の心、堅実なる精神の欠落、もともと内地で見込みのないような者の入植、などに原因がある。いいかたを変えれば、「要するに家庭と共に移住すること、農業家たること、禁酒禁煙の励行、信仰を有することは北海道の開拓に成功する四大要素」⁽¹⁰⁾であり、それを守れば成功するという主張であった。しかも自作農になったからといって安定するものではないと、現実の農村の姿は、留岡には映っていた。学校開設直後の1915年、彼は地元のようなすを次のように述べている。「家庭学校農場の所在地たるサナブチは四里に亘る谷合の部落で、百三十戸の農家が点在するが、村の開けてより満九年後の今日に於て、自作地を所有するものは指を屈せる程しかない。他は悉く飲み尽くしたのである。」⁽¹¹⁾と。農民の道徳・精神こそが問題であった。

さてもう一つ見ておきたいのは、家庭学校の小作制農場の形式を取った開拓方式は、すでに述べたように、明治の後半以降北海道の一般的な開発形態の一つであった⁽¹²⁾。しかしそのなかで、家庭学校が進出した1914年（大正3）という段階は、北海道農業の歴史のなかにとらえ直してみるとき、すでに小作開墾方式そのものが問題視されていた段階であるばかりでなく、開拓という外延的拡大も転機にさしかかっていたことが考慮されねばならない。そのなかで、北見・網走管内のなかでも内陸部に属する遠軽、白滝地方は、いわば北海道開発の最後の未開地に位置づけられる地域であった。

すなわち、開拓入植といっても、明治期から大正はじめという段階にあっては、基本は原生的生産力に依拠したいわば略奪農業が主体であって、とりわけ開墾小作方式であればなおのこそ、地力の増進によって農業の発達を図るという方向の追求は困難であった。したがって開拓という一般的な、ただでさえ困難な条件に加えて、原生的生産力に依拠した農業の継続が不利になれば、小作農民の流動的可能性は増し、とくに本州のように「家」「村」的な関係の影響が薄い事情のもとでは、小作農民の土地への緊縛が、地主にとって大きな課題となっていた。

したがってたとえば、後に家庭学校農場とも乳牛の導入や農場の指導などを通じて密接なかわりをもつこととなる旭川の大農場の責任者小林直三郎は、すでに1903年、その対策として小作人に相当の土地を付与し——むろん全部ではない——、早晚その所有権を認め、その定着を図ることを提唱していたのである⁽¹³⁾。こうした動きは、その後1908年「北海道国有未開地処分法」となって、特定地の設定によって自作化が奨励され、さらに大地主の土地売却要求などをも背景としつつ、1912年の「北海道拓殖補助機関創設に関する建議案」として道議会で可決され、それは衆議院にも提出された。これらはいずれも実現をみなかったが、やがて自作農創設の実現へと連なっていく動きであった。

しかし一方、これまでに払い下げられた大地積にたいしては、依然として小作制度の開墾入植が支配的であり、その実態は悪化していた。このなかで1910年、北海道長官は「北海道移民招来策」を公表し、小作人保護を強調した。たとえばそこでは、地主は小作人に対して相互の利益を保持するために、「小作人に対して開墾地の幾分を付与し、以て永住土着の観念を要請すること」「地主にして凡そ百町歩以上の耕作を為さしむる者は必ず二戸分（十町歩）以上を自作農地と為し出来得べき限り経済的収利の耕作方法を実施し、小作人に対する模範農場を為すこと」「小作人に対して努めて肥料を給与又は貸与し……地力の減耗を防ぐこと」「……出来得る限り牝牛牝

馬を小作人に貸与し、耕作の便宜を図り、且繁殖せしめ、其の生産はこれを折半して小作人に与うるの制を定め……」⁽¹⁴⁾などの方策が主張されていた。かかる動きがそれなりに家庭学校の農場構想に影響を与えていったことは十分推測されるところであった（後述）。

ともかくこのような二つの「対抗的」な動きのうち、後者の路線のなかで、構想は立てられることとなった。感化教育事業実践の土台である財政が、「対立」を内包した小作制農場の「成功」の上に図られるという構想であった。

(2) 「感化農場」の構想

1913年、道拓殖部長西村保吉（道長官中村純九郎）らの事前の内諾を得た留岡は、土地の選定に協力した古川専太郎（女満別の農場主）、田中敬造（旭川の実業家、家庭学校理事）ら、それに道庁の技師加藤木保次（後述）、大田太吉らとともに、遠軽の予定地を検分し、翌1914年、農場開設にこぎ着けた⁽¹⁵⁾。さらに開設にあたっては、札幌農科大学農学博士南鷹次郎、同大学第二農場長鈴木武良らの農場経営の助言を受け、小林直三郎（前出）からは外国産乳用牛1頭を寄贈された⁽¹⁶⁾。また土地払い下げにあたっては、家庭学校理事大倉桑馬の好意によって、その株券を借用し、道庁の代金納入延期の許可を受け、ともかく経営に乗り出し始めた⁽¹⁷⁾。

ところで、感化農場の構想についていえば、一般に公表された構想である「北海道感化農場予算書」の前に、道庁の技師加藤木保次による構想案があった。「北見国紋別郡上湧別村サナブチ農場・開墾起業設計」（1913年12月）なるものがそれである。

これは「元々土地ノ実測ヲ為サザル以前ニ於テ概算ヲ知ランガ為ニ試シタルモノ」であり、「サナブチ未開地一千町歩ノ開墾ニ対スル予算並ニ年度別収支ヲ概算セルモノ」⁽¹⁸⁾であった。内容的には、1,000町歩のうち200町歩を「未開存置地」として残し、800町歩を自営地15町歩と小作地785町歩にし、その小作地に5町歩農家33戸、10町歩農家62戸、計95戸を開拓入植させ、10年間で開墾しようというものであった。そして模範的農業経営たるべき自営地では、「主トシテ穀菽類ヲ栽培スルノ傍飼料作物ヲモ栽培シテ耕馬並ニ乳牛ヲ飼養シ又養鶏養豚ヲ以テ副業トナシ畜産物ノ収入ヲモ計ルト共ニ糞尿ヨリ地力ノ維持ヲ計ル」⁽¹⁹⁾「小混同農業」が提唱されていた。当時「特ニ薄荷ハ此ノ地方ニ於テハ最モ盛ニ栽培セラレ自家用ノ穀物スラモ栽培セサルモノアリ」⁽²⁰⁾という状況にあり、薄荷がほとんど唯一の換金作物であったが、その価格の変動性の激しさゆえに問題があった。またすでに述べたように、当時の北海道は「略奪農業」が支配的であったことから、とくに地主・農場主の自営地農業の位置づけが重視され、それが「小作農保護」につながると位置づけられていたからであった。

しかし、これはあくまで「概算」の把握を目的としたものであったから、続いてこの「設計」案の上に立って、「感化農場予算書」が作られた。それは、そのなかに当時東北農科大学（北大）第二農場長であった鈴木武良の手による調査結果「家庭学校第一農場地勢及地味ノ状況」を添付し、小冊子として500部印刷され⁽²¹⁾、公表された（日付は不明であるが、おそらくもっとも早くて1914年末であろう）。つぎにその冊子から計画内容について言及しておく、以下のようであった。

まず先の「設計」案と同じく800町歩を開墾すべき土地としながらも、その内訳は50町歩を家庭学校の自作農地とし、残りの750町歩を小作地として開墾する計画であり、1914年度（大正3）を初年度とすれば10年度をもって成墾の見込みとするものであった。一戸当りの面積は「五町歩ト定メ内二割ハ不毛地トシテ四町歩ノ開墾ヲナサシムルコト」⁽²²⁾とし、計70戸の入植を計画し、

その入植条件は主なものをあげれば、つぎのごとくであった。

「小作開墾料トシテ一反歩ニ付金二円ヲ支給ス即チ一戸四町歩ニ対スル支給金八十円トナル……」

「小作料ハ上地一反ニ付三元、中地二円、下地一円トス」

「小作人一戸ノ為ニ支給スル小屋掛料十五円、牛馬購入補助十円、道路排水橋梁架設二十円、之ニ開墾料八十円ヲ加フレバ計金百二十五円トナル」

「小作料ハ土地貸付後四年目ヨリ納付スベキモノトス」⁽²³⁾

かくしてその結果、4,500円の払い下げ予定価格の1,000町歩の土地は、「全部成墾ノ曉ニ於ケル土地価格ヲ考査スルニ」20万円となると構想されたのである。

ではこの「予算書」では、その採算はどのように見通しされていたのであろうか。表1は、「予算書」に掲載されている自作部と小作部を合わせた農業部としての採算見通しである。これによれば、まず支出予定は、初年度は農業部創業費（創立準備費）5,070円、創立費3,724円が自作經常費および小作開墾費に加えて必要とし、その後は自作部經常支出は別として、以下8年度までともかく開墾が継続されることから、そのための開墾小作費が予定されている。他方収入予定についてみると、自作部は2年度から収入があり、5年度からは3,980円の固定収入が見込まれている。小作部は鍬下年期が3年と見込まれていることから4年目から小作料収入が予定され、6年度から小作開墾費より小作料収入が上回り、11年度には11,600円の小作料が見込まれている。こうして、全体としては、単年度比較では5年度から益が生れ、11年度には12,410円の益が生れ、累計で31,516円の益が見込まれていた。かくして、この12,410円の延長上に150人の教育費が構想されたのである。

とはいえ、そのためには、莫大な創業資金、回轉資金が要するのはいうまでもない。そこで「予算書」は最後に、「農業部ト感化部創立費トヲ併セテ四万七千円ヲ要スルガ故ニ、今回ノ計画ニヨリ、先ズ拾万円ヲ募集シテ其必要ニ応ゼントス」⁽²⁴⁾としたのであった（その結果は後述）。

しかし、上記の計画は、社名淵の1,000町歩を対象として構想されたものであって、この社名淵の農場（第一農場）創設と同時に、一方では土地条件の問題から、社名淵の300町歩と支湧別の白滝300町歩（実際は350町歩、第二農場）の交換の話が進んでいた⁽²⁵⁾。かくして公表された計画とは別に、実際の計画は進めざるをえなかった。それが「北海道家庭学校農場大正三年度農場経営収支計算書」（1915年）のなかにある「〔参考〕家庭学校サナブチ第一農場経費予算」および「家庭学校始湧別第二農場予算書」である（ただし残されているのは「草案」的な下書きで、どこまでこれが公表されたかは不明）。

その構想は要するに、第一農場においては地積716町歩のうち、開墾予定面積400町歩、うち50町歩自作地、350町歩小作地、予定入植戸数70戸、第二農場は350町歩の地積で300町歩を開墾予定面積とし60戸の入植予定とするものであった。またそこでの見通しは、詳細は省略するが、いずれも初年度を1916年度（大正5）とし、第一農場では5年目に「収支相償ヒテ余リヲ生ジ」、12年目に「元利ヲ返済シテ純利ヲ上げ」、16年目（大正20年）に利益総計16,332円となる。第二農場では7年目より「収入ニ余裕ヲ生ジ初メ」、11年目より「元利ヲ返済シテ」なお1,482円の利益が生れ、16年目24,939円の利益となる。かくして、大正二十年には合わせて「合計利益」41,271円が得られるとするものであった。⁽²⁶⁾

表1 感化農場の「全部損益一覧表」

(単位：円)

		初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	計
支出	創業費	5,070	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,070
	自作創立費	3,724	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,724
	自作経常費	2,700	2,600	2,450	2,480	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510	27,800
	小作開墾費	1,275	2,300	4,175	3,785	3,785	3,360	3,160	1,460	660	660	660	25,280
	計	12,769	4,900	6,625	6,265	6,295	5,870	5,670	3,970	3,170	3,170	3,170	61,874
収入	自作収入	0	1,050	1,910	2,770	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	3,980	33,590
	小作料収入	0	0	0	900	3,000	5,500	7,800	9,400	10,400	11,200	11,600	59,800
	計	0	1,050	1,910	3,670	6,980	9,480	11,780	13,380	14,380	15,180	15,580	93,390
比較	損益	12,769	3,850	4,715	2,595	—	—	—	—	—	—	—	23,925
		—	—	—	—	685	3,610	6,110	9,410	11,210	12,010	12,410	55,445

註1)「感化農場予算書」17～18頁。

2) 家庭学校所蔵。以下、とくにことわりのないかぎり、表および図は家庭学校所蔵史料より作成したものである。

(3) 「感化農場」の創設

家庭学校の創立（東京巢鴨，1899年）にあたっては、「家庭学校創立費収支決算書」⁽²⁷⁾（1899年）によれば，外国有志者からの寄付金1,000円，吉村鉄之助からの借入金1,400円，奥江清之助からの借入金1,000円，合計4,400円によって賄われた。そしてその後の東京本校の運営費の捻出は，創立当初の1899年，1900年，1901年の「収支決算書」に限定して見ると⁽²⁸⁾（表示はしていない），そのほとんどは寄付金に依存するものであった。すなわち，各年度の収入全体に占める寄付金の比率は，それぞれ95.9%，85.8%，80.5%であり——徐々に低下しているのは「授業料」「生徒賄手数料」などの「学資金」の増加による——，圧倒的部分を占めていた。実際，家庭学校がはじめて宮内省より御下賜金（1,000円）を受けたのが1904年，政府内務省より奨励金を受けたのが1907年，そして代用感化院として補助金を受け始めるのが同じく1907年であったから⁽²⁹⁾，それまでは，基本的には寄付金に依存する経営だったのである。

もっともそれも徐々に変化し，代用感化院（補助金），学資金，事業収入などもあって，一般に単年度を見た場合，寄付金の比率はかなり低下してくる。表2は1915年と1917年の単年度の——なおここでついでに触れておくと，家庭学校の財政は明治，大正を通じて，その会計年度は暦年（1～12月）であり，昭和になって変更される——東京本校の収入状況を見たものであるが，それを示している。だが，なお寄付金率が予算の半分近くを占めていること自体，事業としては不安定さは免れ難いものであったのは当然であった。

表2 東京本校の収入状況 （単位：円）

	1915年度 (大正4)	(%)	1917年度 (大正6)	(%)
月 約 寄 付	1,986.00	29.7	2,074.60	34.8
臨 時 寄 付	896.15	13.4	999.35	16.8
東 修	22.00	0.3	12.00	0.2
月 謝	397.00	5.9	303.00	5.1
室 料	203.50	3.0	282.84	4.7
校 費	237.64	3.6	203.23	3.4
府 補 助	1,500.00	22.5	1,500.00	25.2
内 務 省 助 成	300.00	4.5	200.00	3.4
実 業 収 入	286.38	4.3	97.53	1.6
利 子	73.98	1.1	11.84	0.2
雑 収 入	773.67	11.6	277.58	4.7
合 計	6,676.32	100.0	5,961.97	100.0

註1) 「大正四年度収入支出決算表」「大正六年度 同左」（東京本校）より作成。

したがって，北海道に分校を作り，同時に小作制農場を創設することは，経済的にはまったくの冒険に近いものであったといつてよい。しかしそれは，留岡の感化事業の経営的「自立」構想にとっては，必要不可欠な条件であった。ここにおいて前述のような感化農場構想に沿って，10円の募集は呼び掛けられたのである。しかし10万円という寄付額はなかなか集まらなく，その不足分は借入金などに依存せざるをえなかった。実際，1914～16年の募集額の結果を見ると（表3），総計で21,083円しか集められなかったのである。またその募集に応じた寄付者の数も，毎月定期的ないし臨時に寄付してくれる人数に比較して少なかった。いまそのなかで大口の500円以上の

寄付者をみると、いずれも、古河、三菱、三井などの、大財閥の関係者であったことが注目される。留岡にすれば、報徳思想の推譲の精神からして、財閥関係者の寄付行為は当然のことであった。なおついでにいえば、このような財閥・大資本からの寄付金といい、いわゆる御下賜金といい、当時の慈善事業の財政にとって大きな意味をもっていたことが、また関係者の思想・行動を規定する側面をもったことは推測できることであろう。実際、たとえば当時の留岡の御下賜金の評価はきわめて高く、それがわが国の慈善事業の発達の「一大原動力」⁽³⁰⁾となっていることを指摘し、さらには「吾人は慈善事業退経過を繹ね来りし只皇恩の無量なるを知る」⁽³¹⁾とまで述べている。

表3 「10万円募集」に対する500円以上
寄付者および寄付額

	寄 付 者 名	寄 付 額 (円)
1914年	大 倉 孫兵衛	500
	古 河 虎之助	700
	その他を含む計15名	1,734
1915年	大 倉 衆 馬	1,000
	古 河 虎之助	700
	早 川 千吉郎	1,000
	その他を含む計16名	3,907
1916年	早 川 千吉郎	2,000
	古 河 虎之助	600
	その他を含む計13名	4,991
1917年	三井八郎右衛門	5,000
	三菱合資会社	5,000
	その他を含む計9名	10,451
1914～17年の合計		21,083

註1) その他物品寄付者8名

2) 「寄付者芳名録」(大正六年度農場
決算書)より作成。

さてその点はさておいて、ここで家庭学校創設当時から社名淵分校の体制がほぼ整う1919年頃までの全体の財政状況を見ておくと表4のようであった。あらためて考慮に入れておきたいのは、本校と分校の会計は「一体」のものであったこと——分校は本校からの「交付金」を基礎にして運営された——、そして収入のうち、「農場」に分類されている22,128円は先に見た10万円募集のそれ、41,540円の大半は当初3,000円としてしか見込まれていなかった白滝農場の立木売却代金⁽³²⁾が、第一時大戦の勃発によってきわめて高値(32,657円)になった結果であること、つまりあくまで臨時的な収入に過ぎなかったことである。いいかえれば収入全体の構成比を見るのではなく、たとえば「教育」(ほぼ本校収入と限定してよい)だけを見ると、依然として寄付金比率は43.6%と高く、「農場」に限定して見れば、寄付金20.4%、雑収入38.4%、借入金41.2%であり、その点からしても、構想実現の「冒険」的性格は明らかであった。なおちなみに、この借入金の大半は報徳銀行からの借り入れであり、さらにこれ以降もそれでも不足した部分が、家庭学校理事からの「預かり金」として借入されたのである。分校・農場の創設はこうして実現に至った。

表4 収支一覧 (1899~1919年度) (単位:円)

		教 育 (%)		農 場 (%)	
収 入	御 下 賜 金	1,000.00	0.7	—	—
	内務省助成・奨励金	3,870.00	2.7	—	—
	東京府補助・奨励金	16,130.00	11.3	—	—
	寄 付 金	62,244.42	43.6	22,128.28	20.4
	学 資 金	18,910.55	13.2	—	—
	生 産 収 入	8,058.73	5.6	—	—
	利 子	1,078.68	0.8	—	—
	雑 収 入	22,468.75	15.7	41,540.31	38.4
	借 入 及 預 り 金	9,136.05	6.4	44,600.00	41.2
	合 計	142,897.10	100.0	108,268.59	100.0
		教 育 費		農 場 費	
支 出	創 立 費 本 校	21,446.82	11.1	—	—
	〃 分 校	21,045.97	10.9	—	—
	教 育 費 本 校	104,431.48	54.0	—	—
	〃 分 校	37,457.59	19.4	—	—
	基 本 金	3,340.33	1.7	—	—
	植 林 費	3,839.47	2.0	—	—
	別 途 会 計	1,776.27	0.9	8,382.46	14.5
	農 場 創 立 費	—	—	14,737.37	25.5
	農 場 費	—	—	32,708.69	56.7
	仮 払	—	—	750.00	1.3
	銀 行 預 金	—	—	178.24	0.3
	現 金	127.04	0.1	945.03	1.6
	合 計	193,464.97	100.0	57,701.79	100.0

註1)「自明治三十二年至大正八年教育部農場部収支一覧」(家庭学校)より作成。

だが当然のごとく、その出発点の財政基盤はあくまで不安定であった。家庭学校にとって、3,175円で手に入れた巣鴨の土地3,382坪と⁽³³⁾、4,337円で払い下げを受けた社名淵716町、白滝350町の土地⁽³⁴⁾、および1910年神奈川県への払い下げを受けた海岸植林地14,249坪だけが、その後も確実なほとんど唯一の財産であった。そしてそれに手をつけるのは最後の段階なのであって、それまではとにかくあらゆる手段で金を集め、運営をせざるをえなかった⁽³⁵⁾。

このような財政状況のなか、とにかく分校・農場の整備も進展し、そのなかで生徒の入校も順調に進み、1917、8年頃には20名ちかくに、1922年には37名と一つのピークを迎えた(後掲表参照)。その生徒はまた教育の一環としての「農業実習」を通じて、自作農業部の発展を担った。詳しくは後に述べるが、そこでは「授業ノ方針」としてつぎのような方法がとられた。「解雪期ヨリ積雪期ハ多分屋外労働タル農業実習ニ従シ学課ハ一日二時間位ヲ課シ冬期間ハ冬期学校ヲ開キ午前中学業ヲ課シ午後労働ヲナス学課ハ普通教育ニ農業及公民補習教育トス」⁽³⁶⁾。また農場の開墾状況について見ると、1918年末頃には、第一農場は86町歩、第二農場は40町歩が開墾され、第一農場の建物は事務所、倉庫、厩舎倉庫、一日庵、鶏舎、樹下庵、掏泉寮、石上館、農具舎、堆肥舎、舎宅、礼拝堂、第二農場の建物は事務所、物置・厩舎などが整えられた⁽³⁷⁾。

ところで、自作農業部についていえば、1919年には、後に家庭学校財政上からも大きな問題と

なってくる畜産部の酪農経営拡充案が出された。この酪農経営こそは、模範農場として、新農村建設の目玉の一つであった。その内容・目標について少し紹介しておけば、同年12月の「家庭学校農場畜産部酪農経営設計書」はこう述べている。

「収入」は「牛乳、乳製品、畜牛販売、其他雑収入」で、「此ノ計算ニ依レバ……大正十二年度ヨリ収支余残ヲ生ジ年ヲ経ルト共ニ余残増加大正十八年度（第十年目）ニハ借入金全部ヲ償却シテ尚ホ四千二十一円純余残ヲ生ス……大正十九年度以降ハ毎年五千円乃至六千円ノ純余残ヲ生スル計算トナル」。「右外尚農場小作人並付近農家ニ向ヒ副業トシテ畜牛飼養ヲ奨励シツツアレバ十カ年後ニハ乳牛正二百等ヲ越エルノ見込ミ從テ是ヨリ搾取スル牛乳ハ畜産部ニ於テ購入シ之レヲ加工シテ市場ニ出シ自他共ニ利益ヲ得ベシ其乳量最小限約六百五十石加工シテバター一万斤ヲ得右収量手間賃トシテモ裕シ一千円ヲ得ルニ難シカラズト思料ス」⁽³⁸⁾。

なお上記の計画のうち、後者のようないわば集荷・買い入れ・加工・販売を扱うことによって利益を得る構想は、他にも薄荷の場合に見られた。たとえばそこでは、第一、第二農場とも直営開墾し、その小作地に薄荷を作付けさせ、買収・販売し、その差額利益を得ることを企図したのである。さらに、おそらく実現まで至らなかったであろうが、構想としては白滝村近辺全部の薄荷の取り扱いも計画されていた⁽³⁹⁾。寄付金の不足・不安定さ、いずれ返済しなければならない借入金、これらを考慮すればするほど、学校運営費はともかくどんな方策からでも賄うことを考えざるをえなかった、ということであろう。

一方、小作農業部の動きについていえば、家庭学校の収入の根幹を担うはずの小作農民への対処をめぐっては、最初の入植農民の引き上げなどの曲折はあったものの、徐々に整備されていった。その点の分析は後に行うが、ここで、北海道家庭学校感化農場としての全体の展開を考えたとき、財政的にも一つの区ぎりの時期と思われる、1922、23年頃までの家庭学校・感化農場の到達点を、その機構を中心にしておきたい。幸いその点については、1922年10月16日付けの北海道庁内務部長あての「家庭学校農場調査ノ件」にたいする「回答」があるので、そこから引用して紹介しておきたい。

「一．学校校舎設備（略）」

二．職員ノ組織人員及其職務

(イ) 校長一人（略）

(ロ) 農業部主任一人

農業部主任ハ、農業開墾、分家（小作人）ノ指導開発並ニ之ニ付随ノ事務……

(ハ) 教育部主任一人、助手二人

教育部主任ハ収容児童ノ教育及之レニ付随ノ事務……

(ニ) 畜産部主任一人

畜産部主任ハ畜産ノ飼養管理分家並ニ付近農村ニ畜産ノ普及発達ヲ計リ……

(ホ) 庶務会計主任一人（略）

(ヘ) 倉庫部主任一人

三．収容定員及現在収容人員

定員（目下の處）三十人

現在収容人員二十七人

四．財団法人寄附行為（略）

感化教育ノ方法

不良児童発生ノ主因ガ家庭ノ欠陥及社会境遇ノ如何ニ原因スルモノ多キ故ニ和楽ノ家庭ニ育成スルハ最も有効ナル方法ナリ、家庭制度ハ本校ノ特別ニシテ家庭学校ノ名称モ亦茲ニ由來ス、不良児発生ノ主因ガ都会生活ニ原因スルモノ多キガ故ニ天然ノ感化力豊ナル田園ニ移シテ農耕ニ従事セシムルハ最も有効ナル方法ニシテ……生徒ノ薰陶上宗教ノ力特ニ偉大ナルモノアルヲ認識シ本校ハ夙ニ基督教ニ依リテ精神的訓練ヲ施セリ

五. 其他事業ノ内容ヲ窺フニ足ル資料

(イ) 小作部

小作戸数八十二戸開墾反別二百十町歩ニシテ目下着々トシテ開墾ヲ進メツツアリ、之レヲ精神の方面ヲ見ルニ小作部ノ有志者發起シテ羊会（精神的修養会）ナルモノヲ設ケ互ニ人格ノ向上ヲ計リツツアリ

(ロ) 水車部（略）

(ハ) 水田部

昨年五反歩ノ水田ニ試作シテ良成績ヲ得タルヲ以テ本年新タニ四十町歩ノ造田計画ヲ立テ灌漑溝約千五百間目下開墾中……

(ニ) 殖林部（略）

(ホ) 畜産部

大正四年自家用ノ目的ヲ以テホルスタイン種牝牛及乳牛各一頭ヲ購入シタルモノ蕃殖シテ本年四月迄ニ三十頭ニ達セリ而シテ畜産ハ特ニ本農場ニ適當セルヲ以テ数年前ヨリ専門ノ技師ヲ聘シテ担任セシメタリシカ本年更タニ資金五万円ヲ以テ其拡張ヲ計リニカ年ニシテ之レヲ完成セシメントス而シテ完成ノ曉ハ直営養牛八十頭之ヨリ年々バターチーズ一万二千斤ヲ得ル見込ナリ」⁽⁴⁰⁾

註

- (1) 江守五夫「明治期の報徳社運動の史的社会的背景(二)」『法律論叢』第40巻第2・3号, 1966年, 70頁。
- (2) 留岡幸助「三周年を経たる予の感想」『斯民』4編2号, 1909年, 『留岡幸助著作集』第2巻, 452頁。
- (3) 佐々木豊「研究解題・地方改良運動と町村是調査」『地方改良運動資料集成』第1巻, 1986年, 柏書房, 161頁。
- (4) 村山幸輝は杉井六郎の見解を支持しながら, 留岡の早い段階からの尊徳への「傾倒」を指摘している(同「留岡幸助の二宮尊徳論」『キリスト教社会問題研究』第33号, 1985年)。
- (5) 土井洋一は「留岡にとって, 生き方の原点はキリスト教信仰以外にありえない。報徳思想こそ, それを日本的に生かす絶好の方便であったと今の筆者は理解している」としている。「社会福祉実践への日本の原型をめぐって」『前掲書』47頁。
- (6) 榎本守恵『北海道開拓精神の形成』雄山閣, 1976年, 181頁。
- (7) 同上, 188頁。
- (8) 留岡幸助「19日の北海道」『人道』66号, 1910年, 『留岡幸助著作集』第3巻, 62頁。
- (9) 留岡幸助「開拓を待てる北海道の山野」『斯民』10編5号, 1915年, 『留岡幸助著作集』第3巻, 385頁。
- (10) 『同上書』, 386頁。
- (11) 同上。
- (12) 一般的に, 未開地の開拓は, 伐採・根起こしから始まって整地・植えつけしていくが, すぐに普通の収穫があるわけではなく, ある水準に到達するまでには, 長期に渡る年月と精神的・肉体的苦勞を必要とし, とくに忘れてはならないのは, その間の, 生活・経営を持ち堪えるだけの「準備金」である。しかも自作

農としてそこに定着し営農をつづけていくためには、自分でそれを用意しているか、やがて自作農になることを予定した屯田兵のように政府の保護を受けつつ営農を続けるか、自作農化を目的とした団体組織の一員として入植するかでしかない。それができなければ、何らかの形態の資本＝地主の小作農として入植せざるをえないのである。家庭学校の場合、それ自体は資本＝地主と呼ぶには抵抗があるにせよ、入植する農民にとってはそうであり、少なくとも形式的には最後の形をとったものである。

- (13) 『北海道農地改革史——上巻——』, 1954年, 『同復刻版』御茶の水書房, 1983年, 149頁。
- (14) 『同上書』, 150頁。
- (15) 『留岡幸助日記』第3巻, 499～500頁。今井新太郎編著『少年の父留岡幸助先生』教文館, 1943年, 279～284頁参照。
- (16) 「大正参年度家庭学校農場第一回決算報告書」(「創立費之部」), 家庭学校所蔵。
- (17) 「同上史料」。
- (18) 「北見国紋別郡士湧別村字サナブチ未開地壹千町歩・開墾起業設計」, 家庭学校所蔵。
- (19) 「同上史料」。
- (20) 「同上史料」。
- (21) 註(15)と同じ。
- (22) 「北海道感化事業予算書」, 家庭学校所蔵, 1頁。なおこの「予算書」は『留岡幸助著作集』第3巻にも収録されている。
- (23) 「同上史料」, 2～3頁。
- (24) 「同上史料」, 23頁。
- (25) 『留岡幸助日記』第4巻, 14, 19頁。
- (26) 「北海道家庭学校農場大正三年度経営収支計算書」, 家庭学校所蔵。
- (27) 『留岡幸助著作集』第1巻, 613頁。
- (28) 『同上書』第1巻, 611, 612頁。『同上書』第2巻, 616頁。
- (29) 「留岡幸助略年譜」『留岡幸助日記』第5巻。
- (30) 留岡幸助「慈善事業の進歩」『人道』71号, 1911年, 『留岡幸助著作集』第3巻, 93頁。
- (31) 留岡幸助「明治聖代の慈善事業」『人道』88号, 1912年, 『同上書』第32巻, 208頁。
- (32) 註(26)と同じ。
- (33) 註(27)と同じ。および「大正六年度収支決算表・財産目録」(東京巢鴨家庭学校), 家庭学校所蔵。
- (34) 『留岡幸助日記』第4巻, 583頁。
- (35) 後年, 留岡清男は, そのための幸助の行動をつぎのように評している。「教育農場を経営維持するための, その日その日の遣り繰りに, 追われ通したのである。北海道へ行ったかと思うと, 東京に戻り, 東京にいるかと思うと, 大阪へとんで, 教育農場を経営するための, 寄附金を集めることに忙殺されたのである。寄附金集めに終始したというのが, 死に至るまで, 彼の仕事だったのである。」(同『教育農場五十年』岩波書店, 1964年, 48頁。)
- (36) 「家庭学校農場」(1918年), 家庭学校所蔵。
- (37) 「財産目録」(1918年), 家庭学校所蔵。
- (38) 「大正八年十二月立案・家庭学校農場畜産部・酪農経営設計書」(1919年), 家庭学校所蔵。
- (39) タイトル・日付不明(薄荷の集荷販売に関する史料), 家庭学校所蔵。
- (40) 道内務部長から家庭学校あて「家庭学校農場調査ノ件」(1922年10月5日付け)に対する「回答」(同年10月16日付け), 家庭学校所蔵。

4 感化教育事業と「新農村」建設 —— 矛盾顕在化抑止の対応 ——

(1) 教育部の発展と自作農業部

さて先にも少し触れたが、家庭学校の本来の目的たる生徒の教育と自作部との関係はどのように進んでいたのであろうか。まず生徒の入校、退校、在校数の状況をここで見ておくと表5のようになっている。開校当初は数名であったのが、4年目以降は順調に増加し、1920年代に入るとほぼ30名以上のピークの段階を迎え、その後いったんは減少するが、1930年代になると再び増加し、1935年には43名のピークを迎えるという経過をたどっていることがわかるであろう。つまり数からだけいえば、分校教育部は開校4～5年目で一応形は整い、1920年代には確立したといつてよいだろう（なお北海道代用感化院の指定は1923年）。

表5 生徒数の動向（1914～45年）（単位：人）

	入校者	退校者	年度末在籍者数		入校者	退校者	年度末在籍者数
1914年	5	0	5	1930	12	15	28
1915	7	7	5	1931	9	10	27
1916	2	3	4	1932	11	11	27
1917	13	1	16	1933	16	8	35
1918	6	2	20	1934	12	16	31
1919	5	5	20	1935	31	19	43
1920	9	3	26	1936	18	28	33
1921	10	6	30	1937	11	9	35
1922	13	6	37	1938	8	13	30
1923	21	26	32	1939	16	18	28
1924	16	13	35	1940	15(1)	8	35(1)
1925	15	21	29	1941	5(3)	10	30(4)
1926	9	14	24	1942	12(1)	10(2)	32(3)
1927	16	20	20	1943	8(1)	14(1)	26(3)
1928	12	11	21	1944	7(2)	6	24(5)
1929	17	7	31	1945	11(1)	20(2)	15(4)
計	176	145	—	計	202(9)	215(15)	—

註1) ()内は女子

2) 「自昭和八年度至昭和十七年度生徒ニ関スル調査」(1943年、北海道家庭学校)に添付されている記録より整理。

しかし、ここで当時の入校してくる生徒の出身地、出身階層などについていえば（総括的には後に言及する）、初期の頃ほど東京など道外の出身者が多くを占め、しかも中産階級以上の子弟が多数を占めていたことを見ておく必要がある。たとえば表6はそのことを示唆している。それは、もともと家庭学校の出発点が東京にあり、財閥や多くの有名人などの寄付金などによって発足した経過からも、当然予測されることではあった⁽¹⁾。またこれらの生徒の「学資金」の、財政運営上にもつ意味もあったであろう。

そしてこのような性格をもった少年たちであるがゆえに、農業労働、「農業実習」はより効果的な教育的役割を果たしたともいえよう。先に簡単に触れたとこだが、ここで彼らがどのような形で農業にかかわっていたのかという点について、さらに具体的に見ておくところのようであった。

表6 生徒の出身階層(単位:人)

	「富裕」	「中等」	「貧困」	計
農業及牧畜	2	2	—	4
医 師	—	2	—	2
軍 人	—	1	—	1
石 炭 商	—	1	—	1
帽子 商	1	—	—	1
会 社 員	—	3	—	3
家 扶	—	1	—	1
日 雇	—	—	1	1
無 職	1	5	—	6
計	4	15	1	20

註1)「富裕」「中等」「貧困」の分類は下記史料の分類をそのまま使用。

2)「現在生徒入校当時の家庭状態」(日付不明)。おそらく史料所在から判断して1926年頃のものとは推定される。

「実科

(イ) 種類 農業 畜産 開墾

(ロ) 教授方法及設備

1. 農業 五月(解雪期)ヨリ十一月(降雪期)ノ六ヶ月間ハ実科ヲ主トシテ学科ヲ従トシ各家族舎毎ニ付属畑二町乃至五町ニ自家用蔬菜、穀類ヲ栽培セシム而シテ総指揮ハ所属家族長之レニ当リ農業指導ハ各家族舎ニ配置シアル農業指導員(助手兼務)之レニ当ル耕地ハ実科用畑約二十町耕馬四頭農具舎ハ各家族舎ニ付属ス
2. 畜産 生徒中畜産希望ノ者又ハ畜産ヲ授クルヲ適当ナリト認タル者ハ畜産ヲ主トセル家族舎(平和寮)ニ収容ス本家族舎ハ牛舎二棟(四十頭入)製酪場、サイロー、殺菌室等ヲ有シ家族長ハ畜産専門家ニシテ之ニ二人ノ助手ヲ配シ飼牛ノ管理飼養増殖搾乳、製酪、並ニ牧草畑約二十町ヲ有シ其ノ栽培法ヲ教授ス畜産中養鶏ハ各家族舎ニ鶏舎ヲ配置シ養鶏二三十羽ノ程度ニ於テ副業的養鶏ノ知識ヲ授ク
3. 開墾 冬積雪中作業トシテ開墾スヘキ予定地ノ伐木ヲナシ兼テ薪炭、用材ヲ取ル而シテ融雪後ハ農業ノ余裕ヲ利用シ薪墾作業ヲナス植林ハ天然林保存ト移植トヲナス」⁽²⁾

このような自作農業部の「労働力」としての意味をもった教育のあり方は、やがて家庭学校農場の解放とともに「問題」となるが、とにかく多くの生徒が、普通教育とともにかかる「農業実習」を通じて改善されていた。留岡は1922年、侍従の学校訪問の際、その成果をつぎのように述べている。「真正の教育は天然の感化と人為と相俟って始めて行なはるべきものにして、北海道に於ける感化農場の開設は、実に多年の実験に基づくものなり。本農場に於ける天然が児童に及ぼす影響は実に顕著なるものあり。之を東京市街巣鴨の地に於ける成績に比較すれば、其の度合は遙かに優秀なりと謂はざるべからず、不良児童の発生は遺伝と境遇に依るべきものなりと雖も境遇の内特に都会生活の児童を変化する度合は甚だしきものあり。かかる環境に生ひ立ちたる児童は一時之を誘惑の藪き、天然の感化力豊かなる我農場の如き地に移すは最も策の得たるものと謂はざるべからず。而して我農場の他の一面に於ては、堅実なる新農村を建設すると共に、開墾及牧畜に依る収益を以て本事業の経費に充当せんことを期せり。」⁽³⁾

(2) 農場小作部と入植小作農民の動向

1914年に開設した農場も、当初は前年の冷害、第一時大戦の勃発による数年間の不況の影響(農

産物価格の低落)などもあって、小作人の入植は思うように進まなかった。また農場自体の地味が決してよいとはいえないことも大きかった。しかし、その後の社名淵への湧別線の開通、大戦による景気の好転などもあって、順調に入植が進み始めた。

開設当初に、どこまできちんとした「土地貸借規定」があったはよくわからないが、周囲からは「殿様小作」⁽⁴⁾といわれるような農家の扱いもあったといわれている。だが、1918年1月には「家庭学校農場土地貸借規定」が作られ、その規定の合意の上に「小作證書」による小作契約が交わされ、入植という形をとるようになった。その「土地貸借規定」の内容については後に検討するが、ここで入植者の入植経路を見ておくと、「内地ヨリ特別ノ縁故ニヨリ来場スルモノ、来場者ノ手引ニヨリ来場スルモノ、道内ニテ新聞広告等ニヨリ来場スルモノ」⁽⁵⁾があったといわれている。また募集にあたっては、おそらく1922年頃と推定されるが、「小作募集便覧」などもつくられた。この「便覧」は、なかなか当時の農場の状況も「宣伝」をかねてだが興味深く伝えているので、ここで紹介しておきたい。

「小作募集便覧

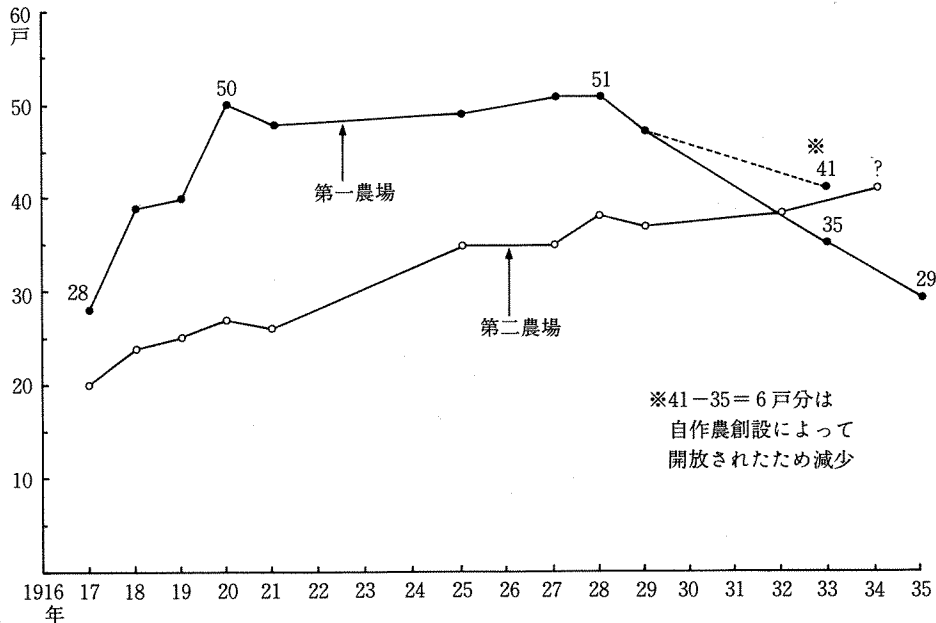
(募集戸数、農場の位置など略)

- 五. 地質ハ第一農場ハ各溪谷ニヨッテ違ヒマスガ大帯ニ於テ中位デアリマス主要作物ハ麦、稻黍等ノ食料作物、例外ハ亜麻、菜種、菜豆類、馬鈴薯、薄荷等デアリマス
- 六. 第二農場ハ湧別川上流ノ西岸ニ跨ル平坦ナル肥沃地テ栽培作物ハ目下ハ第一農場ト大略同シテ将来水田トシテ有望ナル処デアリマス
- 七. 小学校ハ何レモ農場内ニ在リマス
- 八. 弊農場ハ他ノ営利農場ト違ヒマシテ健全ナル新農村ヲ建設スルト云フ開イテ居ルノテ従ツテ誠実デ勤勉正直タルハ勿論余リ大酒シナイ人賭博シナイ……
- 九. 小作人ノ精神的開発ハ平素絶ヘス努メテ居マス時ニ諸名士ノ有益ナル講演や、慰安的ナル催ヤ農事奨励ノ品評会や冬期青年ノ為メニ夜学校ヲ起シデアリマス
- 十. 農場ニハ別ニ直営ノ畜産部ガ有リマシテ養牛、養豚、養鶏等各々専門家ヲ聘シテ経営シテ居マス牛豚雛共ニ適宜分譲飼育セシメテ小作人ニ副業ヲ与ヘテ居マス殊ニ来年度ヨリ更ニ拡張シテバタ製造ヲ開始シマスノデ小作人ノ搾乳ヲモ引受ケル計画テス
- 十一. 冬期ノ稼仕事ハ薪切り、炭焼、運搬、山子等技ニ応ジテ職カアリマス
- 十二. 金銭、米嚮ノ貸付ハ致シマセン故少ナクトモ夏作迄ノ用意準備シテ下サイ」……⁽⁶⁾

このような「便覧」がどれくらい効を奏したかはわからないものの、入植は進んでいった。正確な累年数字がないのでは詳細は不明だが、各年の現在戸数はおおよそ図1に見られるようであった。第一農場は大正末から昭和のはじめにかけてピークを迎え、その後はしばらくそのまま推移し、恐慌期に入って減少傾向をたどる。これに対して第二農場は、第一農場より遅れて、徐々に増加していったことがわかる。(ただし生産力的には第二農場は第一農場よりかなり低く、小作料を支払いうる農家も少なかった。)

しかし、当然のことだが、開墾入植という厳しい労働と生活、商品作物としては薄荷というもともと「ばくち」的要素の強い作物に頼っていた状況、「原生的地力」の収奪に依拠する経営形態などもあって、入植農民がすべて順調に残っていたわけではなく、多くの退場者も出しながらの増加であった。たとえば、「地方地主小作ニ干スル件」に対する「回答」(1922年1月26日付け)では、つぎのような内容が記述されている。

図1 小作農家戸数の推移



注1) 年度別数字は各種「報告」「分家調査綴」などから寄せ集めたものである。しかし、しばしば第一農場小作農家数に野村農場分が混じっている場合もあり、推計した数字も含んでいる。また、同様なことは第二農場についても(国沢農場の小作農家の混入として)推測され、1934年頃の数字には疑問もあるが、そのままにした。(なお、これ以降は減少傾向を辿ったと思われる。)

「現在小作数

第一農場 四十五戸

第二農場 二十五戸

最近三ヶ年移動戸数(各年別)及其ノ主ナル原因

	大正八年度	大正九年度	大正十年度
第一農場	入地 十二	入地 三	入地 二
	退場 一	退場 二	退場 四
第二農場	入地 三	入地 二	入地 一
	退場 一	退場 一	退場 一

入地ノ主ナル原因 両農場共ニ開場日浅ク加フルニ全部未開地ナルニ依リ種々有利ナル条件ヲ以テ小作ヲ募集シ居ルニ因ル

退場ノ主ナル原因 第一農場ノ精神ニ違反シ又ハ契約事項ニ違反セルニ依リ(無頼又ハ他ニ迷惑ヲ及ホス者)退場セシメタルモノ家事上ノ都合ニ依リ帰国セルモノ」⁽⁷⁾

なおさらに、1929年(昭和4)の「報告」⁽⁸⁾によれば、「小作人異動」として、開場以来入戸数140戸、退戸数56戸、差引現在戸数84戸としている。入植戸数のかなりの部分が退場しているといえよう。そしてそれらの「結果」をある特定時点(ここでは1928年)の入植年度別農家数でとらえたのが表7である。実際に年度別に入植した農家数はこれではわからないが、とにかく1928年時点で「残っている」農家だけを見ても、第一農場は全体として早期に入植した農家

が多く、第二農場は1918年を除いてむしろ大正末から昭和にかけての「新しい農家」が多いことがわかる。先の図1を補足するものとして興味深いであろう。

表7 入植年次別農家数(1928年時点)

	第一農場	第二農場		第一農場	第二農場
1915年	3戸	—	1923	1	2
1916	6	—	1924	3	—
1917	3	—	1925	6	6
1918	7	10	1926	1	6
1919	8	—	1927	3	4
1920	2	1	1928	—	7
1921	5	2	不 明	3	1
1922	1	—	計	52	39

註1) 第一農場の1919年には家庭学校畜産部を含む。

2) 「昭和参年度調査」(史料)より作成。

(3) 農場の地主・小作関係

ところで、このような状況は、いかなる地主小作関係のもとでつくられていたのでしょうか。まずはじめに「家庭学校農場土地貸借規定」そのもの内容から見ておこう。「規定」は後にいくぶん改訂されるが、ほとんど内容上は変化がないので、当初の1918年のそれを掲げると以下のごとくである。

「第一条 本農場小作人タルモノハ愛土心強く忠実業ニ服シ徳義ヲ重ンシ勤儉産ヲ治メ常ニ相互ノ親和ヲ旨トスベシ

第二条 小作人ハ身体強健実地農業ニ経験アル者ニシテ一戸二名以上労役ニ従事シ得ルモノトス

第三条 土地ノ貸付ヲ受ケントスルモノ者ハ戸籍謄本……

第四条 貸付地ハ普通一戸分ヲ五町トシ……

第五条 借地契約ヲ了シタルモノハ二ヶ月以内ニ家族ヲ纏メテ自己ノ小作地内ニ移リ……

第六条 貸付地ハ左ノ配当年限内ニ成墾スルモノトス

初年度 一町五反歩以上

次年度 一町五反歩以上

三年度 一町歩以上

四年度 残歩

但該年度内ニ成墾ノ見込ナシト認ムルトキハ減地交換又ハ退場ヲ命ズルコトアルベシ

第七条 本農場ハ小作人ニ対シ左ノ保護ヲナス

一、規程ノ家屋ヲ建築シタルモノハ金十五円以内ノ補助金ヲ給与ス

二、成墾一反歩ニツキ金二円ノ割合ヲ以テ開墾料ヲ補助ス

三、地力増進ノ目的ヲ以テ牛馬ヲ購入セルモノニハ金十円以内ノ補助金ヲ給与ス

四、道路ノ開墾、澁粉工場ノ建設、子弟ノ教育、生産物共同販売等ノ組合ヲ設ク

第八条 小作人ニハ左ノ期間繰下年期ヲ与フベシ

第一農場 三ケ年

第二農場 四ケ年

但開墾補助ヲ受ケザルモノハ各農場共ニ畝下年限ヲ一ケ年延長ス

第九条 畝下年限後借地料ハ毎年九月及十一月本農場会計課ヨリ発スル納入告知書ニ依リ指定期限内ニ無相違納入スベシ

第十条 借地内ノ樹木ハ農場ノ許可ヲ得ズ……

第十一条 ……

第十二条 農場ノ許可ナクシテ他業ヲ兼営スルコト得ズ

第十三条 農場ノ許可ナクシテ他人ノ土地ヲ小作シ又ハ自己ノ借地ヲ他人ニ転貸スルコトヲ得ズ

第十四条 土地改良、道路……公共ノ為メニ使用スル場合ニハ異義ノ申立ヲナスコトヲ得ズ……

第十五条 毎年七ケ日以内ハ農場ノ為ニ特志ヲ以テ労役ニ服スベシ

第十六条 農閑ノ際ト雖モ出稼又ハ旅行ノ十日間以上ニ渉ルトキハ農場ノ許可ヲ受クベシ

第十七条 借地人ニシテ自己ノ都合ニ依リ小作契約ノ解除ヲ望ムモノハ五ケ月以前ニ事務所ニ届ケ出ヅベシ但半途ニシテ退場セントスル者ハ農場ノ与ヘタル補助料其他ノ経費ヲ弁償スベシ

第十八条 借地人ハ左ノ場合借地権ヲ喪失ス

- 一. 本規程ニ違背ノ行為アリタルトキ
- 二. 到底開墾ノ目的ヲ達シ得ザルトキ
- 三. 借地料ヲ滞納シ其義務ヲ履行セザルトキ
- 四. 耕地ノ保護耕耘ヲ怠リ地力衰耗ヲ来スベキ行為アリタルトキ
- 五. 農場ノ風紀ヲ壊リ一般ノ平和ヲ攪乱スベキ行為アリタルトキ

第十九条 借地人ハ保證人ヲ要ス保證人ハ本人ニ対シ保證ヲナスハ勿論損害ノ賠償ニツキテモ亦連帶ノ債務アルコト

大正七年一月家庭学校第一第二農場」⁽⁹⁾

さて、この「規定」そのものは、地主たる農場側の一方的な規定であって、小作農民にとっての何らかの申立の余地は何もないものであったといつてよい。いいかえればそれは、北海道の開墾小作農場の「規則」がどこでもそうであったように、一方では小作料が確実に確保されるよう入植者の保護（第七条）ないし拘束（第十二条）が図られ、他方では農場への緊縛（第十五、十六、十九条）と契約解除（第六、十七、十八条）が、一方的に規定されているものであった。「北海道の開墾小作に於ては一般に小作契約を文書によって締結するものが多かったのであるが、その外に農場規則なるものがあって、その内容は……単純な普通小作証書と異り極めて広汎な地主制の優越せる指揮命令権が包含されているもの」⁽¹⁰⁾であり、そのなかの一方的解約条件こそは「農場規則の法的成立の核心」⁽¹¹⁾であったといわれている。以上の内容を見るかぎり、家庭学校農場の「規定」も例外ではなかったといえよう。

とはいえ、それはあくまで「規定」であって、もう少し現実はどうであったかを見ておきたい。まずこの「規定」には載っていない小作料一後の「改訂規定」にはある一から見ておこう。表8は、「感化農場予算書」の構想段階（1914年）から、1925年度までの小作料を見たものだが、それぞれ等級によって異なっているものの、反当り1～3円の範囲にあることがわかる。この小作料がどれくらいの水準のものであるかについていえば、たとえばつぎのような指摘と比較すれ

ばわかる。「開墾小作の時代には鍬下期限後の小作料は一年毎に累進的に増加し、鍬下期限後凡そ五年頃から小作料は定額化すると共に普通小作に移行」「大正時代に入ってから的事例についてははっきりした資料に乏しいが、畑については、一〜三円（一五〜二〇%：小作料率、引用者注）を普通としている」⁽¹²⁾。つまり、このかぎりでは家庭学校のそれも「普通」であったといえる。

表 8 農場小作料

		1914年(予定)	1921年	1922年	1925年(案)
第一農場	1等地	3.0円	2.5	2.5	3.0
	2等地	2.0	2.0	2.0	2.2
	3等地	1.0	1.0	1.0	2.0
第二農場	1等地	—	3.0	2.0	—
	2等地	—	2.0	1.5	—
備考		(1)	(2)	(3)	(4)

註1) 1921年のいわゆる「小作慣行調査」によれば、当時の網走地方の畑地平均小作料は反当り2.67円、道平均2.46円であった。『北海道農地改革史・上』、26頁。

2) 備考の(1)は『北海道家庭学校感化農場予算書』、(2)は「小作慣行調査ニ関スル回答」、(3)は「地方地主小作ニ干スル回答」、(4)は「小作料改訂規則草案」の数字。

また入植農民の保護についていえば、小作制農場の規定がいくら地主側の一方的な内容であれ、当然「重視」されているはずであった。この点については、「規定」には4点記載されているが、このうち開墾料の支給、家屋建築のための補助である小屋掛料は、どこの開墾小作の場合でもたいていあったようで、それほど特徴的な保護でないといつてよい。たとえば小屋掛料でいえば、「大正十年の小作慣行調査でも、普通十五円乃至五十円が支給されたり、或は建築資材の年賦貸付が行われたり、相当手厚い保護がくわえられて」⁽¹³⁾いたということからすると、そのことがわかるであろう。しかしそのなかで、農業生産力の向上あるいは農民の育成、集団的対応の奨励などの点で、いわば積極的な意味をもっていたのが、地力増進のための牛馬購入の補助金の支給、子弟の教育、生産物の共同販売などであった。

(4) 小作農民の組織化と新農村建設

つぎにもう少し具体的に、家庭学校がとった農民保護の手立てを見ていくが、その前に、あらためて農場開設後の段階での、留岡の、入植小作農民の自作農への移行、すなわち農地の開放に関する見解を確認しておきたい。やがて農場が開放されるもっとも大きな要因が、学校の財政運営上の困難（＝採算の合わない農場経営）にあるとしても、その基礎には農場内部の地主・小作関係という内的矛盾があり、いわばそれを「乗り越えられる」展望のもとに、農場運営があったはずだからである。

それは結論からいえば、1929年（昭和4）になって留岡清男が学校に赴任してくるまでは、その意志はなかった。しかし、一般論としてはその必然性を認識し、家庭学校農場においても、「完成後」には——それは少なくとも数十年先のことであったろうが——自作化への展望を示唆していた、ということである。この辺のことは、明示的に語っているものは少ないが、そのなかで

以下のような記述や見解は興味深い。

たとえば1917年の「日記」には、「小作対策計画」という記述のなかに、「五町に対して二町歩を小作に与ふること」などのメモが、「模範農場」などのあり方とともに見られる⁽¹⁴⁾。また1922年の内務省主催の講演会では、「大地積農場の不成功」としてつぎのように述べている。「……大農場は余り成功しない。故に道庁も五町歩位の小地主を造りたいといふ方針らしい。是は最も堅固な方法であらうと思ふ。又将来大地主が堅実なる小作人には土地を自分の者にしてやるような事を考へないと、内地では既に小作問題が喧しくなっていますから、将来は本道の大地主は十年乃至十五年賦にして、大農場を解放するやうにせんければいかぬと思つて居ります」⁽¹⁵⁾。さらに同年の「地方地主小作二関スル件ヘノ回答」(前出)においては、「地主ノ小作人ニ対シ自作農制定ノ施設アラバ其方法」という設問にたいして、「未タ本施設ナシ然レトモ農場設立ノ趣旨新農村ノ建設ニアルヲ以テ農場完成ノ暁ハ分地譲渡ニヨリ小作ヲ変シテ自作農タラシメントノ意向ヲ有ス」⁽¹⁶⁾と回答している。自作化への展望は認識していなかったわけではない。しかし当面においては、その気はなかったことは明らかであろう。それゆえまた、小作制度のなかで農民経営の発展、経済の安定を図ることが、いわば至上命題でもあったし、社会的な注目のなかでは、ともかく前進せねばならなかった。

そのためには、小作農民を「分家」と呼ぶような「親密さ」の確保が前提であり⁽¹⁷⁾、農民の生産、販売、生活、教育にわたる組織化が必要であった。いいかえれば、それが「新農村の建設」であった。そしてその延長上に地域への「貢献」があった。ここでは、1927年の「家庭学校現況(附将来の計画)」なる史料が、まず家庭学校の「付属事業」(＝農民保護の手立て)を手際よく説明しているので、以下、個条書式的に紹介しておきたい。(なおその前に、この史料からこの時点での農場の到達点を見ておくと、「水田は既成反別五反歩、未成反別八町五反歩、見込み反別八十町歩、畑は既成反別二百七十二町歩、未成反別百二十八町歩、現在小作人八十六戸(家族五百十九人)」であった。

- 1) 家庭学校畜産部；「農業経営の伴ふ必須の副業として畜産を奨励するの要あり大正四年ホルスタイン種牝牡二頭得たるに始まり漸次繁殖して今日に至れり(1)創業より今日に至る頭数 壹百二頭(2)現在飼育頭数三十三頭数年前より生乳販売と共に『バタ』の製造を為しつつあり(3)牧場壹百町歩」
- 2) 平和鶏卵貯金組合；「農場開設以来小作者漸次増加するに従ひ養鶏事業に堪能なる職員をして之が当らしめるが成績頗る見るべきものありたるを以て飼育者相会して産卵の処置に就き協議し大正十二年四月組合を設立するに至れり。而して産卵は五日毎に蒐集して之を札幌小樽等に搬出販売しその一部を貯金と為しつつあり。昭和二年六月現在此貯金総額壹千七百余円に達せり。尚此貯金の利用方法は組合員に貸与するの外肥料蓆吹等の必要品を共同購入して組合員の利便に供せり。次項記する所の飼牛組合の設立は主として此鶏卵貯金組合の成績に起因出るものなり」
- 3) 飼牛組合；「農場小作者の多数は畜牛を得て農耕或は肥料に便せんとせしが、適々鶏卵貯金組合事業の成績に鑑みん、本組合を設置するに至れり而して昭和二年四月ホルスタイン種牝牛十八頭を購入して之を組合員に配布したり是を以て組合員は数年ならずして毎戸に一頭以上の牝牛を飼育すべきは信して疑はざる所なり」
- 4) 一羊会；「社名淵の於ける小作者の為に設けたる宗教的会合にして毎月一回順次小作者の家庭で開催す但し名士の来場ありたる時は臨時に開會することあり」

- 5) 冬期学校；「社名淵及シユウベツに於ける小作者の子弟を中心として附近農村青年男女の為に昭和二年初めて之を開設せり開期は毎年十二月より翌年三月末日迄とし教授課目は地方民情に適切なるものを以て中堅青年男女を養成せんとするにあり」
- 6) 「こかげの家」；「農繁期に於いては小作者は申すに及ばず附近農家の為一は以て託児所を施設して彼等の労力を省き他は以て子女の強要を扶助しつつあり」
- 7) 社会教育；「社名淵に在っては母の会処女会敬老会等の名を以て隨時之を開催しその都度法実習及講話或は慰安等を以て指導するものなり」
- 8) 簡易図書館；社名淵分校内に設置し校内並に附近農村の爲め無料閲覧……」⁽¹⁸⁾

やがてこのうち平和鶏卵貯金組合と飼牛組合が母体となって、1929年には社名淵信用販売購買の結成が申請され、1930年にはこれが許可された（1932年には遠軽信用販売購買組合と合併）。組合長は留岡幸助になった。また白滝では1929年白滝信用販売購買組合が発足した。組合長は鈴木良吉であった。組合結成の目的はつぎのごとく記載されていた。

「第一条 本組合ハ左ノ事業ヲ営ヲ以テ目的トス

- 一 組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
- 二 組合員ニ経済ノ発達ニ必要ナル資金ヲ貸付ルコト
- 三 加入予約者、組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ貯金ヲ取扱フコト
- 四 組合員ノ産業又ハ経済ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工セスシテ組合員ニ売却スルコト
- 五 組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ販売スルコト」⁽¹⁹⁾

なお扱う品目は、購買では肥料、家畜、飼料、むしろ、かます、なわなどであり、販売は鶏卵、牛乳などであった。

ところで、このような新農村建設に向けての対応は、当時の農業・農村政策にきわめて積極的に対処していたことを示すものであり⁽²⁰⁾、同時にそれは、家庭学校・留岡幸助の社会的地位・知名度もあって、ことあるごとに、道庁、北大、農業試験場あるいは民間の老農、企業などあらゆる関係を利用・動員する形で展開されたことが興味深い。それゆえ農業生産の技術や加工、販売等、その普及・組織化等はつねに周辺農村のなかでは先駆的なものであり、影響力ももった。

この点について、『遠軽町史』はつぎのように記述している。たとえば稲作については「本町の水田造成は……先覚者たちによって入植の当初から試作されたが、大正時代になると二年から十年にわたり網走三郡農会の継続事業として水稻試作が励められたほか、わずかながらも多数の農家で試みられた。大正四年に……試作し、八年には社名淵家庭学校で二、三坪の赤毛種の試作に成功してから、本町でも水稻登熟の見込が確実となったので、家庭学校農場は四十町歩の造田計画をたて、水稻発達のための努力が払われた」⁽²¹⁾。

また酪農については、「社名淵の家庭学校では……大正八年畜産部を設備し、十二年に酪農部を新築拡張してバターの製造をはじめた。これは本町におけるバター製造の最初であり、乳牛や新しい家畜、家禽類はこの両牧場から繁殖してこの地方に普及されていったといってもよいほど最も進歩した飼育と技術によって経営されていた。……また当地方に初めてサイロを建てた。大正十二年家庭学校畜産部の施設を拡張したとき工費三千円で、建築材は札幌の石切山の軟石をとり寄せ使用し、高さは三十三尺、直径十八尺のものを一基建て、なだらかな青草の丘に牛が点在して、牛舎とサイロの目立つエキゾチックな風景をかもし出した」⁽²²⁾。

このほか小学校の誘致、石北線開通への尽力など、留岡幸助や家庭学校が地域に与えた影響は

少なくない。しかしその地域とは、これまで述べてきたことからわかるように、基本的には、家庭学校の農場の小作農民が生産・生活している集落であり、小作制農場そのものであったことは、留意されておかねばならない。「二兎を追う」にしても、あくまで基本は、感化教育事業のための小作制農場の成功であり、新農村の建設であった。

(註)

- (1) この点について、鈴木良吉の妻は、「その頃は、ほとんどがよい家庭の、裕福な家庭に不良化して、家の体面上うちにおけないというような、お子さんが、多かったように思いますね。華族さんの子供もいて、留岡先生に頼めばいいと言って、みな東京から連れてきたのです。」と述べている。三吉明『ひらけゆく大地の蔭に——北海道社会事業の歴史——』図譜新社、1966年、229頁。
- (2) 史料タイトル、日付不明。家庭学校所蔵。
- (3) 留岡幸助「侍従奉迎記」『人道』204号、1922年、『留岡幸助著作集』第4巻、235～236頁。
- (4) 留岡幸助「天祐に起ち人助に進む」『人道』287号、1929年、『留岡幸助著作集』第4巻、573頁。
- (5) 「地方地主小作ニ干スル回答」(家庭学校農場から遠軽村長あて、1922年1月26日付け)、家庭学校所蔵。
- (6) 「小作募集便覧」(日付不明)、家庭学校所蔵。
- (7) 註(5)と同じ。
- (8) 「報告」(「家庭学校農場創立十五年記念会ニ於テ報告シタルモノ」、1929年8月24日)、家庭学校所蔵。
- (9) 「家庭学校土地貸借規定」、1918年、家庭学校所蔵。
- (10) 『北海道農地改革史——上巻——』(前掲)、244頁。
- (11) 同上。
- (11) 『同上書』、238頁。
- (13) 『同上書』、237頁。
- (14) この「日記」中の「小作対策計画」は、全体として「北海道移民招来策」(前出)の内容に沿っているように思われる。なおついでに触れておくと、ここでは「模範農場(自作)」「教育部」「畜産部」「造林部」「小作経営部」をそれぞれ「独立」させることを構想し、そのうちの「模範農場」の役割をつぎのように述べている。「模範農場の経営①小作に対して模範たる耕作をすること②小作を指導すること③優良なる種苗を造り、小作経営部に販売すること。小作経営部ハ小作へ実際の種苗と交換すること。④生徒を労役に服せしめ農事教育を行ふこと。但しこれに対する賃金は之を支払はざること。卒業者ハ希望により農手見習とすること。而して後五町歩小作へ移すこと。⑤実習生(地方の)を要請すること。但し当分ハ冬期学校を以て之に充つこと。」(『留岡幸助日記』第4巻、180頁)
- (15) 留岡幸助「移住保護」(『内務省主催社会事業講習会講演集』、1922年)、留岡幸助著作集』第4巻、154頁。
- (16) 註(5)と同じ。
- (17) ここで、家庭学校が地主としてどのように農民との「親密さ」を図っていたのかについて、当事者の学校側の記述資料から語らせておこう。
「一. 小作者間ニ幹事数名ヲ指命シテ場主ト小作者トノ意志ノ疎通ヲ図ラシム
二. 集会 新年会、慰安会、品評会、クリスマス……四大集会ニシテ其際ハ小作者ノ家族ヲ歓待ヲナス
……
三. 思想善導ノタメ
(イ) 小作ノ名称ヲ分家ト改称ス

(ロ) 一羊会ト称スル宗教的集会アリテ分家及教職員同志ヲ於テ毎月一回巡番会合アリテ……是又彼我ノ融和セル集会ナリ

(イ) 名士来場ノ時ニハ講演会ヲ開催シ以テ知徳ヲ啓発スルノ機会トナス

四. 経済ノ潤沢ヲ図ルタメ

一. 鶏卵貯金組合ヲ設ケ貯金ノ実行ヲ図ル

二. 分家訪問ヲナシテ農事ノ実施指導ヲ図ル

三. 馬匹購入ノタメ補助金ヲ給与ス

之レ主トシテ厩肥堆肥ノ製造ヲナサシメ地力ノ減耗ヲ防グハ勿論作物ノ多収穫ヲ得ルコト計ルタメナリ

四. 牛ノ繁殖ヲ計リ分家ニ対シテ牛ノ飼養ヲ奨励ヲナシツツアリ将来畜産組合設置ノ予定ナリ」(家庭学校から網走支庁あての「地主ト小作者トノ親密ヲ計ル為メニ施セル事項」に関する「回答」, 1925年1月25日付け, 家庭学校所蔵)

(18) 「家庭学校現況附将来の計画」, 1927年, 家庭学校所蔵。

(19) 「有限責任社名淵信用販売購買組合」の「総則」, 家庭学校所蔵。

(20) そのかぎりでは、むしろ家庭学校がとっていた農民保護の手立ては「学習」を中心とした積極的な独自活動として評価される。しかし客観的に見て、当時の農村副業政策とのかかわりで見たとき、とくに新しい内容ばかりとはいえず、むしろ農村問題に対応して生れてきた、今日のいわゆる「補助金農政」のはしりに、抜け目なく積極的に対応したところに特徴があるように思われる。なお当時の農村副業政策については拙稿『日本経済と兼業農家』農林統計協会, 1988年, 参照。

(21) 『遠軽町史』, 1957年, 245頁。

(22) 『同上書』, 275頁。

5 小作農民経営の状態と家庭学校財政 —— 諸矛盾の顕在化 ——

(1) 小作制農場の「成功」評価

さて、生徒の入校、教育による改善も順調に進み、入植農民も増加してきていたが、農場経営はなかなか困難であった。とくに1921, 22年頃は、後にも見るように、戦後恐慌の影響もあって農業情勢も厳しく、入植農民の離脱、募集の困難、収入に見合わない経費支出の増加などが重なった。農業情勢の厳しさという点では昭和恐慌時の方が厳しいものがあったといえようが、この頃の厳しさも、運営費の多くを借入金に依存していたがゆえに、相当の圧迫感があった(後述)。しかも翌1923年には関東大震災による、できたばかりの茅ヶ崎分校の壊滅があった。その意味でこの頃は、家庭学校全体でも、農場経営でも「転機」であった(後に見るように、この時点で果鴨の土地の一部が売却される)。

しかし、その直後から数年はまた、感化農場の歴史のなかでも、農民にとっては、もっとも「好調」な期間でもあったようである。実際、農場からあがる小作料額も、なお経費支出に見合うかどうかの水準とはいえ、ともかく1925年頃までは増加していたのである(後掲図2参照)。

ところで、この「上昇過程」は『留岡幸助日記』の記述からも垣間見え、たとえば大震災のあった1923年末の日記では、とくに薄荷価格の好調さによって、なかには2,000円近くも薄荷だけでもうけるような農家もあること、したがって貯金の増加、家の新築なども見られ、「大正二年(土地撰定)大正三年度(七月)移住してより今日に至るまで、幾多の事件に遭遇せしも、此度の往

訪程気持よく嬉しきものはなかりき」⁽¹⁾としている。また1925年9月の日記では、「午前六時起床。八時ヨリ誠の谷、感謝の谷、恵の谷、平和の谷、望の谷、働の谷の分家見廻る。分家各々生活状態富裕ニシテ次第貯蓄出来モノノ如シ。実ニ感謝ニ堪ヘズ。誠の谷の如きも善ク開ケテ、小作人各自相競フテ農業ニ努力スルノ状態感謝ニ堪ヘズ」⁽²⁾と記している。

このような気持は、たえず世間から農場の成功をめぐって注目されていたであろう留岡にとって、後に見る内部の職員からの意見書はさておいても、まさに公的な場での発現にこそ表われたのであろう。ここで、農場開設から10年たった時点での講演から、留岡のいわば外向けの「成功」評価、および「地主小作関係」評価の二つを見ておくと、以下のようであった。

「開場満十年に当つた昨夏八月までに、既墾地は二百五十町歩（中水田は十二三町歩）に及び、小作農は八十戸を算するに至った。然らば其成績は如何といふに、最近農商務省から……技師、社会局から……が来場の上、詳しく調査されたのであるが、小作各戸の生産額は千二三百円を算し、生活費は八九百円を出ないから、少なくとも一年三四百円の貯蓄をなし得る訳で、中にはすでに数千円又は一万円の余財を有し、或は住宅を改築しつつある者もある。北海道庁の調査に依ると、道内農家の平均生産額は一戸七八百円であるといふ。して見ると、我が感化農場に於ける農家の経済状態は先ず良好と言はねばならぬ。」⁽³⁾

「次に地主小作の関係であるが、小作料は一段歩につき二円五十銭、一戸五町歩に対して百二十五円の定めであるから、年収千三百円とすれば一割弱に過ぎぬ。（内地に於ては五割五歩位である）。而して地主たる家庭学校は財団法人であつて、其所有地を売る虞はないから、小作人は物質的にも精神的にも安定して居る。随つて所謂小作問題を惹起することもない。尤かも農場には農大出身の技師が居て、断えず生産調査を行ふて居るから、不作の場合は進んで小作料を減額するのであつて、嘗て小作者側の要求の一倍半を減じたことがある。そして地主、小作と言ふ代りに本家、分家と呼び、全く同族的気分で進んで居るのである。農場の開発の進歩する割合に家庭学校の収入は増さない。けれども、各分家の裕福なることは本家の名誉と考へて居る。斯様に地主、小作の問題並に移住開墾の問題に就いては必ずしも成立たぬ訳ではなく、方法如何によつては十分に成立せしめ得ることと確信する。」⁽⁴⁾

開設10年を経た農場の評価をめぐる留岡の、おそらく最高の「自信」をもった講演であつた。しかし、それは同時に、社会的注目のなかで、留岡がとらざるをえない外見上の態度でもあつた。

(2) 小作農民経営の状態と小作料

大正中期以降は、外延的拡大としての開拓もほぼ一段落し、北海道農業は一般に内包的発展としての集約化の方向をたどり、畑作粗放農業から水田農業へ、あるいは略奪農業から多労多肥農業へと変わりつつあつた。北見遠軽地方も例外ではなく、水田農業地帯になつたのではないが水田が徐々に増加し、従来の換金作物の最大の商品作物であつた薄荷に加えて、養鶏、酪農などの部門もまた、それなりの定着を見せつつあつた。

たとえば表9は、第一農場の1921年度と1929年度の（および第二農場の1923年度の）、作目ごとの総作付面積および畜種ごとの総頭数を見たものである。これによれば、作付面積の増加したものは、水稻（5.0反から223.6反）、小麦、燕麦、青豌豆、薄荷（180.2反から648.7反）、除虫菊、牧草、デントコーンなどであり、減少したものは、裸麦、ビール麦、稻黍、蕎麦、豆類、馬鈴薯などであつた。また畜産では、馬は32頭から71頭へ、牛は1頭から36頭へ、豚は7頭から12頭へ、鶏は520羽から823羽へと増加した。なお第二農場は、この表では1923年度しか合計数字がわから

ないが、麦、豆類が多く比重を占めていたこと、除虫菊があったこと、養鶏はほとんどなかったことなどがわかる。

表9 農場の農業生産の変化

	第一農場 (野村農場含む)		第二農場
	1921年度	1929年度	1923年度
水 稲	5.0反	223.6	—
秋 蒔 小 麦	25.6	46.0	5.5
春 蒔 小 麦	21.8	45.5	—
裸 麦	164.3	93.8	51.5
燕 麦	118.5	144.8	85.5
ビ ー ル 麦	23.0	0.5	—
稲 黍	152.9	32.6	44.2
蕎 麦	83.8	21.8	12.0
玉 蜀 黍	87.4	44.6	9.2
大 豆	122.0	79.5	11.3
小 豆	116.8	15.0	12.9
長 鶏 豆	65.2	41.5	57.8
青 豌豆	80.0	95.6	122.5
馬 鈴 薯	54.0	40.9	16.2
薄 荷	180.2	648.7	36.0
除 虫 菊	—	28.9	47.1
牧 草	3.5	12.7	4.0
デントコーン	—	37.8	—
野 菜	64.1	51.6	20.2
そ の 他	133.7	34.5	33.0
計	1,501.8	1,739.9	601.9
馬	32 頭	71	11
牛	1	36	—
豚	7	12	7
鶏	520 羽	823	13
戸 数	57 戸	58	20

註1) 第一農場の戸数は、家庭学校が管理委託を受けていた野村農場分(7戸、9戸)を含んでいる数。

2) 同じく第一農場の1929年度の水稲反別はほとんど(194.7反)野村農場分。

3) 「第一農場作付反別調査」(1921年度)、「農業調査」(1924年度)、「第二農場調査」(1923年度)より作成。

表10 1919年(大正8)入植農家の経営変化

	1921年度	1933年度	1936年度
水 稲	— 反	6.0	6.0
秋 蒔 小 麦	—	2.0	—
春 蒔 小 麦	—	1.0	3.0
裸 麦	4.0	3.5	4.0
燕 麦	7.0	4.0	4.0
粟	0.3	—	—
ヒ エ	—	1.0	1.5
稲 黍	6.0	1.0	1.0
蕎 麦	2.0	—	—
玉 蜀 黍	3.0	1.0	0.3
大 豆	3.0	3.0	3.0
小 豆	1.5	0.5	0.3
中 長 鶏	—	0.5	—
金 時 豆	0.4	—	—
熊 本 隠 元	1.0	—	—
ビ ル マ	1.0	—	—
小 毛 亡	1.5	—	—
青 豌豆	4.0	—	—
馬 鈴 薯	1.0	2.0	2.0
雲 臺	3.0	—	—
薄 荷	2.0	15.0	14.0
デントコーン	—	2.0	3.0
野 菜	0.7	—	0.5
計	41.6	42.5	42.6
馬	—	2	2
牛	—	3	3
豚	—	—	2
鶏	15	60	21
家 族 数	8	8	6
(うち主な働き手)	(3)	(4)	(3)

註1) 各年「農業調査」より作成。

また表10は、1919年胆振国虻田郡(世帯主の出生地は福島県)から第一農場へ入植したある農家の、1921年度、1933年度、1936年度の経営概況を見たものだが、やはり以上のことが確認されるであろう。すなわち、水稻、小麦、薄荷、デントコーン等の増加、豆類を中心とした雑穀類的な作目の整理、畜産では馬だけでなく、牛、豚、鶏などの定着が目されるであろう。

だがこのような農家がすべてではないのはいうまでもない。現実には入植してすぐに退場するような農家や、一生懸命働いたうえで経営破綻に陥って退場を余儀なくされるような農家は、す

でに見たように、毎年のごとく出ていたのである。当然のことだが、同じ家庭学校農場の小作農家であっても、農家によって、経営状況はかなりの違いがあった。

たとえば表11, 12は、1933年の第一農場（野村農場分を含む⁽⁵⁾）の農民層の経営分化状態を見たものである。単年度の資料で経営の変化をみたものではないが、つぎのことがいえる。

表11 第一農場農家の作付規模別にみた家族・副業・家畜状況(1933年)

作付規模	戸数	家 族			副業(救済含む)	家 畜		
		～4人	5～7人	8人～		馬鈴薯	牛飼育	養 鶏
5.0町以上	9	—	2	7	3	8	6	4
4.0～5.0	7	2	3	2	5	7	2	5
3.0～4.0	11	1	6	4	7	10	3	5
2.0～3.0	13	4	4	5	9	8	1	6
1.0～2.0	8	3	5	—	3	2	2	1
1.0町未満	1	1	—	—	—	—	—	—
計	49	11	20	18	27	35	14	21

註1) 副業には当時の救済事業従事を含む。

2) 養鶏は10羽以上飼育の場合のみを計算している。

3) 「分家調査綴」より作成。

表12 第一農場農家の作付規模別にみた薄荷・水稻作付状況(1933年)

作付規模	戸数	薄 荷 作 付 規 模					水 稻 作 付 規 模			
		なし	～5反	5～10	10～20	20反以上	なし	～5反	5～10	10反以上
5.0町以上	9	1	—	2	2	4	3	1	1	4
4.0～5.0	7	—	1	—	3	3	3	1	2	1
3.0～4.0	11	1	3	3	2	2	5	2	2	2
2.0～3.0	13	1	2	6	4	—	11	2	—	—
1.0～2.0	8	1	5	2	—	—	4	2	2	—
1.0町未満	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—
計	49	4	12	13	11	9	27	8	7	7

註1) 「分家調査綴」より作成。

第1に、先に見たような「家庭学校土地貸借規定」などでは、貸付地は普通5町歩としていたものの、作付反別だけで見ても、5町歩以上で9戸、ないし4町歩以上でも16戸にすぎず、また3町歩以下が22戸と半分近くを占めるなど、少なくとも耕作規模にもかなりの格差があった。それはもちろん、馬などの耕耘手段の所有ともかかわることだが、さしあたって家族員数との関連を見ておくと、やはり家族数が多いほど耕作規模も大きく、少ないほど小さいという傾向が見られる。

第2に、牛馬の所有状況と作付反別規模との関係を見ると、馬は3町以上層ではほとんどの農家が導入しているが、3町未満とくに2町未満層では、導入されていない農家が多くなっている。牛(乳牛)は全部で14戸うち5町以上が6戸と多くを占めている。つまり、牛馬の飼養がいうまでもなく堆肥の確保にとっても決定的に重要であるばかりでなく、いわば日常的に商品を生み出す換金畜種としての乳牛は、かなりはっきりとした階層性をもっていた。

なおついでに見ておくと、第二農場の場合、表13に見られるように、牛馬飼養率は低かったことがわかる。

表13 第二農場農家の作付規模と
家畜飼養状況(1932年)

作付規模	戸数	馬飼育	牛飼育
5.0町以上	1	1	—
4.0～5.0	1	1	1
3.0～4.0	3	2	—
2.0～3.0	13	8	1
1.0～2.0	11	4	—
1.0町未満	—	—	—
計	29	16	2

註1)「白滝第二農場昭和7年度凶作
作況調査書」(同年10月)より
作成。

第3に、商品作物、換金作物の代表としての薄荷について見ると、これも耕作規模との相関がはっきりしていることである。というより、薄荷はどの農家もたいていは栽培していた作目だが、労力に大きく左右されるため、家族数はとくに表示はしていないが、一定水準以上の労働力数に左右されていたのであろう。これにたいして水稻は、立地条件がもっとも大きく左右していたため(水稻栽培農家の多くは野村農場の小作農家であった)、耕作規模の大小と関連が見られるものの、薄荷とはやや違った様相を見せていたことがわかる。

第4に、副業についていえば——この場合、いわゆる昭和恐慌下の救済土木事業での就労も含んでいる——、どの層も副業をもっていたといえるが、とくに3町から5町層の中間層的な農家の比率にいくぶん高い傾向が見られた。

ところで、いうまでもなくこの1933年という時期は、農村恐慌の影響が深刻であった。ここでも、各農家の負債額を見ると表14のようであった。49戸中負債のない農家は14戸、ある農家35戸、うち500円以上18戸、1000円以上8戸などであった。この場合とくに注目されるのは、負債農家はどの規模層からもうまれており、しかも耕作規模の大きい農家は負債額も大きかった。

表14 第一農場の作付規模別負債額農家数(1933年度)

作付規模	戸数	なし	～500円	500～1,000円	1,000～1,500円	1,500円以上
5.0町以上	9	3	2	1	2	1
4.0～5.0	7	1	1	3	1	1
3.0～4.0	11	4	3	2	2	—
2.0～3.0	13	4	5	3	—	1
1.0～2.0	8	1	6	1	—	—
1.0町未満	1	1	—	—	—	—
計	49	14	17	10	5	3

註1)「分家調査綴」より作成。

また当然のことだが、この時期小作料が払えない農家も続出していた。しかも見ておきたいのは、かかる事態はすでに昭和恐慌期以前からしばしばこれまでも現出していたことである。表15はそのことを如実に示している。第一農場では1928年の比較的「好調」な年でも(後掲図2参照)、49戸の小作料支払い義務農家のうち19戸が滞納しており、1930年以降は滞納農家が完納農家を圧倒的に上回るような状態が現出したのである。また完納といっても、なかには学校への薪搬入、日雇形態での労力提供などの形で、あるいは退場農家の場合には資産整理という名目で馬

表15 小作料の完納・滞納状況

		第 一 農 場						第 二 農 場					
		1927年度	28	29	30	31	32	1927年度	28	29	30	31	32
小作料支払義務農家(A)		49 戸	49	50	49	45	42	19	18	17	21	23	28
うち 完 納 農 家		27	30	27	13	10	13	15	13	13	16	17	18
うち 滞 納 農 家 (B)		22	19	23	36	35	30	4	5	4	5	6	10
滞 納 額	～49円	8	8	9	16	18	13	4	5	3	4	4	7
	50～ 99円	10	8	7	7	4	8	—	—	1	1	2	3
	100～199円	4	3	6	9	7	2	—	—	—	—	—	—
	200～299円	—	—	1	3	5	5	—	—	—	—	—	—
	300円～	—	—	—	1	1	2	—	—	—	—	—	—
B / A (%)		44.9	38.8	46.0	73.5	77.8	71.4	21.0	27.8	23.5	23.8	26.1	35.7

註1) 完納農家には退場の際、馬1頭を整理して完納した農家(1927年度)1戸を含む。なお完納は薪搬入、日雇賃など多様な形で現実にはなされている。

2) 小作料支払義務農家には、第一農場では畜産部(三沢正男)、および第二農場では実行組合(2組織)は入っていない。

3) 現実の農家数は、この小作料支払義務農家以外に嶺下年期農家、途中退場などを含むので、(A)戸数より多い。

4) 小作料は不作による減免があり、第一農場では1931、32年度は3分引き、第二農場は1930年度割引(割合は明示されていない)、1931年度5分引きであった。

5) 「小作料台帳」より作成。

を売却して完納するような場合もあった。そして恐慌が深刻になるにつれて滞納額も大きくなりつつあった。第二農場でも同様な状況が見られたが、これまでも度々触れてきたように、もともと農業だけで生活できるような農家が少なかったこともあってか、第一農場に比較して、滞納農家も、額も相対的には少なかった。⁽⁶⁾

(3) 小作料収取をめぐる家庭学校と小作農民

さて、不作の場合などは、小作料の減免などが行われていたが、家庭学校＝地主側からの一方的「規定」と「保護」のなかで、この小作料収取をめぐる動きにはいかなるものがあったのか。土地所有をめぐる対立関係は、まずは小作料額の基準の柔軟性や納入義務の追及にあらわれる以上、この点の分析を抜きにして地主小作関係の評価はできない。つぎに小作料の規定された基準についてはすでに「普通」であることが確認されているので、とくに小作料減免およびその水準の学校側の評価と農民側の動きについて少し見ておきたい。

まず小作料減額、減免措置の動きはどうか。これは昭和恐慌期以外にも、たとえば1920年度、1926年度小作料において実施されていたように、たしかにその行為はしばしばあった。しかし、いうまでもなく、そのことが「規定」や契約書にあったわけではない。すなわち、たとえば1921年の「小作慣行調査ニ関スル回答」にもあるように、「小作料免除及軽減」については、「規則ヲ作ラス實際ニ応ジ免除又ハ軽減ス」⁽⁷⁾というものであった。同様なことは1922年の「地主小作ニ干スル回答」(前出)にも見られ、「不慮ノ災害ニ対シテハ事実問題トシテ其都度臨機処置シ一定ノ規則ヲ設ケ居ラス」⁽⁸⁾としている。それが普通といえれば普通なのだが、ともかく規則は地主の優位に作られていたということであろう。

ところで、このような冷害、災害時などにおける不作の場合、減免は一方的に学校側から決められていたのだろうか。小作農民の側の動きについてはなかなか見えてこないが、昭和に入ってつぎのような「嘆願書」が出されているのが注目される。

「嘆願書

一. 大正十五年度御発令ニ相成候小作料値上ゲノ儀ヲ無期限ニ延期シ且土地ノ等級ヲ実地踏査ノ上等差ノ修正相成度此段嘆願仕候也

理由

昨年凶作ノ故ヲ以テ小作料値上ゲノ儀ヲ一時御猶予成シ下サル様御願申候処御聴許下サレ候ヘシハ私共分家一同難有感銘仕居次第第二有之候然ルニ又々小作料ノ値上ゲヲ無期限ニ延期下サル様ニトノ御願ハ誠ニ恐縮ノ至ニ有之候ヘ共昨年ノ凶作ニヨリ農家ノ生計上ニ蒙リタル打撃ハ実ニ甚大ナルモノニシテ到底一二年ノ豊作ニ依リ之レガ恢復ヲ見ルハ誠ニ至難ノ事ニ有之候………(以下略)以上ノ理由ニ依リ……御聴許下サル様分家一同連署ヲ以テ嘆願仕候次第第二有之候

昭和二年八月二十日」⁽⁹⁾

控目な形での嘆願書ではあるが、このような動きが形をとって表われる——しかも全農民の連署をもって——こと自体、家庭学校側の農民の組織化が、逆に農民側の組織的対応を促していったとも見られないことはないであろう。

また不作の場合、あるいは恐慌期に入って以降、学校側が小作料の水準と農家経済との関係、小作料の減免と確保の関係などをつぎのように見ていたことが注目される。

「小作料一戸仮ニ五町ニ対シ五十円乃至一二五.〇〇〇ハ当地方ニ多額ノモノニアザルモ小

作人年生産額平均五町歩三百円乃至六百円位ニ対シテハ其負担輕キモノアラズ家族数人ヲ抱エ春耕シテ秋収マデノ家計ヲ維持シ脱秋ニ於テ漸ク生産物ヲ売却シテ一年間ノ収支ヲ決済スルモノナレバ其後経済的ニ不利ノ地位ニ在リ殊ニ昨年凶作ノ打撃ハ農家ヲシテ高利貸好餌トナツテ再起スルモノ稀ナル現状ハ当農場小作人ニ於テモ免ル能ハザル所ナリ。農場ハ一般農業問題ノ上ヨリ特ニ当農場小作人ノ現状ニ対シ相当考慮ヲ払ヒ居レリ。先ヅ成契地ト小作料賦課反別トノ調和(努メテ其ノ差ヲ減ズルコト) 小作地等級再査定等調査シテ農場ノ収入増加ヲ計ルト共ニ小作人ニ公平ナル小作料ヲ賦課シテ異日ノ問題ヲ生ズル虞ナキ様考慮シ居レリ」⁽¹⁰⁾ (1928年1月10日)

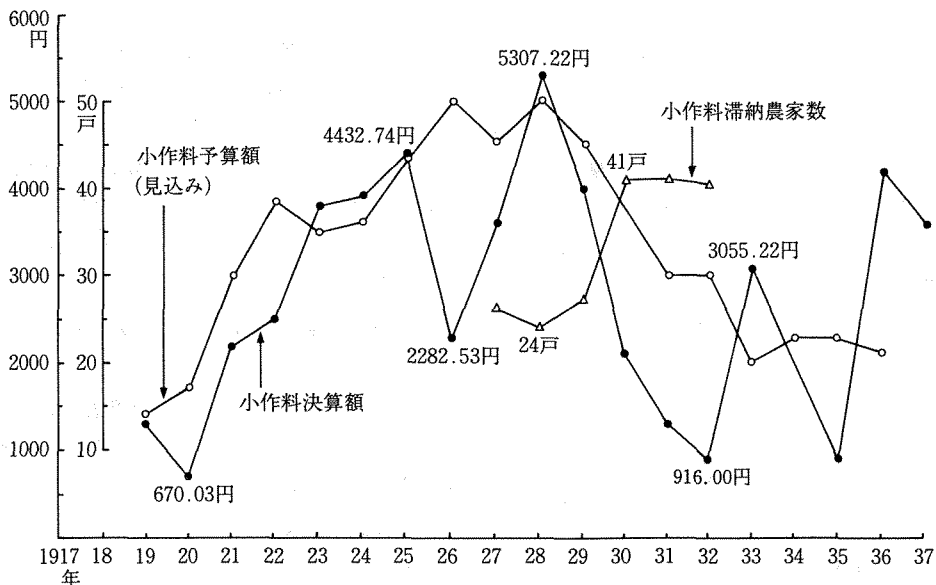
「本年度(1931年度——引用者註)ノ作柄ハ明治三十九年以来ノ凶作ニシテ、第一農場ノ小作人側カラハ水田畑共ニ小作料全免並ニ食糧ノ給与ヲ嘆願シ来レリ。然ルニ作柄ノ状況ハ水田ハ收穫皆無、畑ハ五分作ナレバ水田ノ小作料ハ全免シ畑ハ規定小作料ノ三分ヲ徴収セリ。而モカカル程度ノ輕減ハ北見ニ於テ他ニミルコトナカリシモ、而モ却ツテ小作料ノ実収ハ正確ナリキ。本年度ノ徴収ハ先ヅ成功ト言フベシ」⁽¹¹⁾ (1932年4月7日)

農業経営、農家経済の現状を見ながら、あるいは農民の側の組織的動きにも考慮を払ながら、小作料収入を確保していかなければならない担当者の気持が、いずれもよく出ている記述であるといえよう。

(4) 農場小作部財政から見た困難の状況 —— 小作制農場の「否定的」評価 ——

さて、小作料は小作制農場の支出経費を賄うのはもちろんのこと、もともと家庭学校の入校生の教育費用までも賄うはずのものであった。だが現実には、その「期待」を果すことなく月日は推移していた。ここでまず農場開設以降の小作料額の推移を、これまでの記述を跡づける意味からも、見ておこう。図2によれば、小作料額はおよそつぎのような推移をたどっていることがわかる。

図2 小作料収入額の動向



注1) 各年度「予算・決算書」より作成。

注2) 小作料滞納農家数は表15と同じ。

農場入植後の畝下年期を経てはじめて収取される小作料は、1919年度（大正8）にはじまり、その後1925年までは順調に増加していた。先に見た留岡の農場の「成功」的評価は、このかぎりにおいて、やはりおおきな間違いではなかったともいえた。また、実際の農民層による経営間格差の状況からすれば、とくにこの頃は、上層農家においては貯金ができるような好調さも生れていたであろうことは、十分推測される。しかし、1926年には小作料額は大きく落ち込み、再び1928年にはピークの5,300円を記録するものの、以降は1929、3031、31、32年とどんどんと落ち込んでいった。昭和恐慌であった。そして途中33年にはやや回復するが、34、35年には冷害によって再び大きく落ち込み、36年になって回復という経過をたどっている。つまり、農場が収益の面で、それなりの「展望」を見せていたのは、わずか1920年代の数年間に過ぎなかったということである。やがて「問題」となってくる農場の開放は、この点からだけいっても当然といえば当然でもあった。

ところで、このような状況は、農場の財政からして当然大きな問題であった。厳しくいえば、それは財政の「破綻」というより、一度の「自立」もなかったまま行き詰まったことを意味していた。つぎにそれを、小作料収入に対する支出の具体的分析を通じて確認しておきたい。表16は各年度の農場の経常費支出決算から作成したものである。ここからは、以下のことがいえそうである。

はじめに表の見方からいえば、1932年度以降については、資料的な制約もあってはっきりとはわからないものの、まずこの表は、年度別では大きく三つに分けてみることができる。いいかえれば、支出経費の動きからみた場合、この間には二つの画期があるということである。一つは、1923年頃、いま一つは、1930、31年以降である。いうまでもなく、前者は第一時大戦後の不況のなかでの関東大震災の直接的影響（財政緊縮）によるところが大きく、後者はいうまでもなく昭和恐慌の影響である。その点を念頭におきながら、特徴的な点を3点ほど述べておこう。

第1は、小屋掛補助費の支出に注目してみると——途中退場した場合、小屋掛補助をもらっていない場合は不明——、第一農場は1918、19年をピークに21年頃までにだいたいの支出が終っているのにならして、第二農場ではやはり入植直後の1917、18年頃が多くて、以降中断があるもののまた1920年代後半（昭和）に入ってから少しずつだが支出が続いているのが特徴的である。これは先の図1、表7と比較してみると、ほぼその動向を反映しているものとして見ることができる。開墾補助費もほぼ小屋掛補助費と似たような動きを見せているが、第一農場では1929年度以降はゼロ、第二農場は逆に1929、30年頃が一つのピークになっている。しかし牛馬購入補助は第一農場に限られており、第二農場はまったく皆無である。これは、第一農場の成功を優先して、第二農場がどちらかというと後回しにされていた結果でもあった。そこでは1927、28、29年頃の支出は、先に見た第一農場の小作農民を対象とした飼牛組合組織の設立の影響も大きいと考えられる。

第2は、小作関係費のようないわば突発的な支出についてみると、立退料や貸倒金、あるいは小作募集費、いずれも1922、23年頃に集中しているのが注目される。いまその説明についてみると、たとえば1922年度予算案の備考では、「予算ハ大帯ニ於テ前年度予算ヲ襲踏セリ只不良小作其外数戸ノ小作ヲ淘汰セル為メ補充ヲナス必要アリ本年ハ小作募集ニ力ヲ注ギ有料ナル小作ヲ入レテ内容ヲ充塞セシメン方針ナリ第二農場亦同ジ」⁽¹²⁾としている。

この背景には、先の「画期」とかかわった戦後恐慌の要因が作用していたことも考えられる。たとえば当時の北海道および家庭学校農場について、理事会「報告」は、「戦時景気極端良好な

表16 農場小作部経常費支出（決算）の推移

（単位：円）

		1917年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
第一農場	事務費	1,066.32	1,259.92	1,186.14	1,218.16	1,106.05	1,294.38	946.08	2,022.96	2,577.56	2,057.73	1,935.88	2,167.25	2,249.07	2,222.69	2,118.54
	事業費	584.42	1,709.25	2,214.37	978.63	790.00	1,104.32	495.79	749.16	708.34	896.41	1,908.61	1,518.78	811.37	996.83	958.09
	うち道路橋梁費	85.89	427.78	490.88	74.00	160.25	132.35	10.00	—	29.70	—	38.35	13.35	31.35	81.29	12.45
	小屋掛補助費	60.00	210.00	195.00	45.00	45.00	—	—	45.00	15.00	—	15.00	—	—	—	—
	開墾補助費	297.00	908.32	1,171.68	76.00	360.73	141.00	46.00	173.60	96.00	74.00	40.00	12.00	—	—	—
	牛馬購入補助費	40.00	—	60.00	60.00	30.00	10.00	20.00	40.00	30.00	—	180.00	50.00	60.00	—	—
	※小作関係費	—	—	—	—	75.90	136.82	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	集会費（慰安）	—	—	—	—	—	86.20	46.00	—	33.60	55.56	74.40	49.15	60.40	25.00	49.96
	植林費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	580.12	796.92	728.37	—	316.14	129.41
	諸税	35.39	11.02	57.17	457.56	118.12	422.80	373.79	352.80	504.04	171.73	703.83	665.91	659.62	574.40	776.27
	計	1,650.74	2,969.17	3,400.51	2,196.79	1,896.05	2,398.70	1,441.87	2,772.12	3,285.90	2,954.14	3,844.49	3,686.03	3,060.44	3,219.52	3,076.63
第二農場	事務費	1,059.20	1,302.64	1,324.75	1,697.87	2,365.63	1,572.03	1,029.80	277.48	558.70	415.79	340.86	379.56	477.99	381.67	356.17
	事業費	603.53	731.37	719.04	1,237.36	288.81	802.56	641.16	549.19	259.47	543.61	1,003.32	653.22	919.03	912.88	456.49
	うち道路橋梁費	—	—	—	242.90	16.68	78.00	403.64	—	—	—	325.87	198.00	133.00	19.81	2.60
	小屋掛補助費	165.00	105.00	45.00	30.00	15.00	45.00	—	—	30.00	60.00	30.00	—	30.00	15.00	30.00
	開墾補助費	215.00	437.00	446.00	20.00	221.50	4.00	—	—	—	200.00	288.53	187.50	350.00	400.00	158.45
	牛馬購入補助費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	※小作関係費	—	—	—	—	—	292.78	15.00	—	—	—	—	—	—	—	—
	集会費（慰安）	—	—	—	—	—	84.96	33.10	—	48.39	70.00	41.53	33.03	44.18	36.29	—
	諸税	—	1.02	37.63	404.90	35.62	227.82	189.42	180.52	181.08	208.43	317.39	224.69	361.95	441.78	265.44
	計	1,662.73	2,034.01	2,043.79	2,935.23	2,654.44	2,374.59	1,670.96	826.67	818.07	959.40	1,344.18	1,032.78	1,397.12	1,294.55	812.66
小作料収入計		21.00	—	1,318.50	670.30	2,212.18	2,514.67	3,750.21	3,925.57	4,432.74	2,282.53	3,573.50	5,307.22	3,948.75	2,214.17	1,324.26

註1）農場創立費、臨時費支出は除いている。

2）事務費は俸給、雇給、旅費、備品費、消耗品費などであり、事業費は表中の費目の他に予備費などを含んでいる。

3）※小作関係費は、第一農場の場合、1921年度立退料、22年度募集費＋貸倒金、第二農場の場合、1921年度は募集費、22年度は貸倒金、23年度は募集費である。

4）各年度「農場小作部収支決算表」より作成。

りし反動として近來極端に悪しく、北海道に於ける農業經營は目下何処も大困難に遭遇し、甚しきは公租公課を納むる事さへ出来ざるもの有之、農民大半樺太に移住せるを以て小作希望者大に減少し、各農場大に非境に落つ、家庭学校農場もその撰を洩れずと雖も損害少なき方なり、今年を忍び景氣の恢復を待ち、汽車通ずるを待ち……」⁽¹³⁾ (1923年2月17日)と述べている。

なおこのような小作農民の動きに関連していえば、小作農民対策としての慰安費、集会費が、この頃より毎年支出されるようになったのが興味深い。その内容については、農民保護の手立てとして先に触れたところである。

第3は、以上のことに関連することだが、関東大震災を直接的な契機とする変化——ここではとくに両農場の、1923、24年頃の著しい経費縮小に注目——が、農場にも大きな影響を「緊縮財政」を通じて与えた。実際、たとえば1923年の理事会（おそらく10月頃と推定される）での「協議事項」は、「明年度以後ノ経営ニ関スルコト」において、「殊ニ震災後ニ於ケル經濟界ノ変化ニヨリテ同情家ノ寄付金ハ如何ニ増減スベキヤ、彼此考慮シ来ルトキハ危具ノ念ナキニ非ズ……明年度ノ予算編成ニ就テハ一大緊縮ヲ断行シ情実ヲ排シテ人員ヲ淘汰シ加セテ減俸ヲ為スノ不得止ニ至ラントス」⁽¹⁴⁾としていたのである。

もっともそれでも、小作料さえ順調に収入を支えていく展望が見られればよかった。しかし、表から明らかなように、それは経費の緊縮のなかで、よくて2、3年、何とかその経費分だけは満たすか満たさないかの水準であった。いわば見せかけの「収支均衡」現象でもあったのである。したがって、まさに「好調」なこの頃、先に言及したように——いわば「外向け」にはその内実は明らかにされることはなく——、幸助によってその「成功」が「宣伝」されていたのだが、他方ではすでにつぎのような「意見書」が内部の職員から出されていたのである。

すなわち、当時会計担当であった大谷松太郎は、「本農場経営が最近稍行き塞りの形にあるハ憂慮すべき処にして其主要なる原因は募金の成績面白からず収入ノ途硬塞せるに因る。盖し農場の外観近時頗る盛大を加へ、声明稍上ると共ニ既に成功を唱ふるものありと雖も、之れを内容に見て（主として会計状態）殊に憂ふべきものあり……」⁽¹⁵⁾「時勢の変遷と物価騰貴の趨勢とは、支出において尠からざる予算超過を来たし、一面農村不振の一般的傾向と最始の計画書に於て収入の過大見積とは事業進捗に於て既定計画に対し、實際収入ハ其三分の一にも及ばず……」⁽¹⁶⁾ (1923年9月28日付け、大谷松太郎の留岡校長あて意見書)と述べ、「愚見を呈してご参考以供せん」「第1 農場の収支を整理し、農場の収入を以て支出を支弁し、会計上の独立を計ること」「第2 教育部の完成を第一とし小作部ハ白滝より社名淵小作部の完成を先にすること……」「白滝ハ管理者在任経営を廃し（事務所を一時閉鎖）」⁽¹⁷⁾ (同上)と提案していたのである。

大谷はその後も再度同趣旨の意見書を同年10月25日付けで出し、経費支出の動向から見るかぎり、その意見が受け入れられたようだが（後述）、ともかく校長留岡からの期待は、「農場の経営——小作料の増収に就ては理事会に於ても大に囑望せられたる所にして主任者には更に指導奨励を以て相当の効果を奏せられんことを望む」⁽¹⁸⁾ (1923年12月30日付け、留岡幸助より大谷松太郎あて書簡)というものであった。外向けには「成功的」評価を下さざるをえなかった留岡にとって、また現に数年間はそうのように展望したであろう幸助にとって、このような願望的激励しかいえなかったのであろう。

なおその大谷の意見にかかわって、あらためて両農場の経費支出総額の推移を見ると、とくに1924年度以降ははっきりと両農場の位置づけの違いが（第一農場優先）表われていることがわかる。そして表示はしないが、ここで1932年度以降、数字が判明している年度だけでもその農場経費支

出総額を見ておくと、第一農場では1932年度、2,536.54円、35年度、1,062.22円、36年度、1,478.06円、第二農場では1932年度、518.05円、35年度579.55円、36年度166.53円であった。昭和恐慌期（農場開放の意志決定後）以降の経費縮小は明らかであった。

ところで、農場の財政分析やその評価は別にして、二つの払い下げを受けた土地は、農場として順調に開墾されていったのであろうか。この点で注目されるのは、第一農場においてはほぼ順調にすすんだといってよいようだが、第二農場は少なくとも払い下げをした道庁との関係において、その「成功検査」の延期願いの嘆願書を度々出さざるえない状況にあったということである。

すなわち、事業成功期間は普通払下げ許可の翌年から10年間であり、したがってその期限は、第一農場は1924年度、第二農場は1926年度であった。しかし、第一農場は期限内に一応検査を通したが、第二農場は少なくとも残されている史料によれば、3回は成功期間延期願いの嘆願書が出されているのである。ここでたとえば、1928年の道長官あての嘆願書の一部を紹介しておけば以下のようなものであった。

「歎願書

本売払地ハ大正十五年迄ニ成功完成致ス可ク小作人ヲ監督シ極力起業進捗ニ努メツツ有之候得共該土地ハ……交通不便ナラズ小作人ノ希望者無ク掲テ地質シ岩多ク含ミ開墾ニ頗ル困難ノ箇所夥シク且地内ニ流通スル河川ハ一帯ニ氾濫シ之等ノ防設備ニ不勘勞費ヲ要シタル実態ニシテ昨年度ヨリ更ニ小作人ヲ増員シ三十六戸入地セシメ各計画ヲナシ斯業遂行ニ専心誠意努力致シ居ル状態有之候然レドモ本年度迄ニハ到底予定ノ成功ニ至ラズ……明年ハ現在ノ不整形ナル既墾地ヲバー齊整地シ尚小作人ニノミ依ラズ本校直営事業トシテ可耕地ノ大部分ヲ開墾セントシテ予算計上シタル次第二候……」⁽¹⁹⁾

交通条件、土地条件の不利に加えて、家庭学校の方針からも第一農場優先のなかで、第二農場の開墾は遅れていたことがよくわかるであろう。なお次年の1929年には再び「売払地部分目的変更起業期間延長願」が出され、農耕地の一部が牧場地に変更願いされているが、その結果は不明である。後に述べることだが、この第二農場が、最終的には「無償」で開放されることは、以上のこととかわかって興味深い。

(5) 家庭学校財政の総括的分析

すでに見てきたように、社名淵分校および農場の運営は、本校の財力だけでは賄いきれず、しばしば報徳銀行や理事からの借入金によって、賄われてきた。しかし、だからといってその返済が順調にできたわけではなかった。それゆえ、それは何らかの形で穴埋めされねばならなかった。経営的な困難の実情はすでに職員内部の意見としても紹介してきたところだが、留岡もまた親しい友人などには、かなり早い時期から「弱音」を漏らしていたようで、たとえば3代目校長の今井新太郎は、その著『少年の父留岡幸助』で、つぎのようなエピソードを紹介している。

「大正十年の冬……その時校長の言はれるには、『家庭学校も愈々行詰つて了ひ、折角見込みをつけてかかった北海道農場も予期に反して財政は逼迫して如何とも仕様がな。此上理事諸君に迷惑をかけるに忍びないので、先達来、学校の存廃に就いて内々親友に相談すると「もう仕方がないから閉鎖したら宜からう」といふのであった。いまその帰途である』と言って非常に嘆息された。……」⁽²⁰⁾

実際、戦後恐慌、関東大震災のなかでの借入金の負担は相当に重くのしかかっていたようで、1923年にはついに巣鴨の家庭学校の敷地の一部を帝国小学校に売却し（58,000円）、それまでの

報徳銀行や理事への借入金の返済に当てたのである。正確な経過は不明だが、1923年10月6日の理事会の内容を記した資料によれば、震災復旧は御下賜金800円と寄付金で賄いながら、震災のために協議が遅れた校地売却については校長に交渉を任せる旨の内容が記されている。(なお売却額については表17の巣鴨土地売却代金を参照)

またついでにいえば、このような土地売却は1932年、35年と続き、巣鴨の学校はやがて高井戸に移転することとなる。かかる動きがいかに家庭学校の財政整理＝負債の整理に大きく役立ってきたかはつぎの『人道』誌上の記事が注目される。

すなわち、「斯くして明治三十二年秋に購求したる本校敷地約三千六百坪は、本校財政上多大の援助を与へたのである。即ち先年留岡前校長時代に帝国小学校に約六百坪を分譲したのを第一回とし、第二回には前述のとおり昭和七年に癌研究所へ約二千坪を分譲した。而して最後としては今回癌研究所に残りの全部を譲り渡すことになったのである。こも代価は総計二十万円余に達した。この巨額は……ゴルトン博士、河上翁及び吉村御夫妻の厚意の賜であることを憶ひ、轉たの感謝の外はない」⁽²¹⁾と。

これらはもちろん負債の整理を第一とし、ついで学校の移転費、建物の建築費、そして各種の形態での「蓄え」になったと考えられる。事実、1936年末の「家庭学校財産目録」は、不動産としての東京高井戸の宅地、上祖師谷の宅地および北海道の土地合計価格232,534円の他に、動産として129,758円を記載している。この後者のうち、たとえば「有価証券、預金、土地代金未収分」(基本金)は102,533円で、うち預金は三井信託、安田信託、住友信託、有価証券は南満鉄道株券、帝国国債などという形で保有されていた。また「現金及銀行預金其他」(本分校)22,045円であった。ともかく、この段階での資産総額は目録上では総計36,2291円であった。⁽²²⁾

さて、以上に見たような動きもふまえて、家庭学校が創立されて以来、とくに北海道に進出して以来の財政の動きをここで見ておこう。表17は学校側が作成した1899年(明治32)から1928年(昭和3)までの総収支表であるが、ここからは以下のことがいえる。

第1に、表をそのまま見ると、土地売却代金など通常的ではない要素が入ってくることから、ここではまず土地売却代金、林産収入(第二農場の立木、前述)を除いてそれぞれの収入項目の比率を見ると、1899～1923年(明治32～大正12)までの場合、補助金・助成金15.4%、寄付金60.2%、学資金12.2%、諸収入金12.2%、1924～28年(大正13～昭和3)の場合、補助金・助成金27.8%、寄付金42.1%、学資金17.9%、諸収入金12.1%、であった。つまり慈善事業、社会事業を取り巻く変化を反映して、寄付金依存から少しずつだが変化してきていることがわかる。

第2に、しかしこれまでも見てきたことから察せられるように、結局財政上の穴埋め、あるいは借入金の返済が土地売却代金によって果されてきたことが、ここにはっきりと見てとれることである。1923年の巣鴨の土地売却代金の使い方はそのことを示している。しかもこのような財政上の問題は毎年のように続いたものと推測され(後述)、したがって売却金を使い果たせば——というより、借入金の返済に当てれば——また何らかの対応が必要となるのであって、その場合には、新たに特別「募集」⁽²³⁾を行ったり、あるいは再び理事などから借入し、その場をしのぎながら、いよいよになると、また土地売却の手段を使って財政整理をしていたことが推測されるのである。先に見た巣鴨の土地売却はそのことを表わしている。家庭学校の立地条件が、喧騒たる市街地からはなれば離れるほどよいことからすれば、東京の市街地の拡大の影響は、学校にとって有利に使える条件でもあった。

第3に、支出の構造を——1899年～1923年の場合は途中から分校の財政が入ってきているこ

表17 家庭学校収支総括 (1899~1928年)

(単位：円)

自 明治卅二年 至 昭和 三年 總 収 支 表									
収 入 之 部					支 出 之 部				
科 目	自 明治32年 至 大正12年	自 大正13年 至 昭和 3年	合 計		科 目	自 明治32年 至 大正12年	自 大正13年 至 昭和 3年	合 計	
補助金及助成金	48,900 000	68,274 000	117,174 000		教 育 費	324,151 421	223,183 765	547,335 186	
宮内省助成奨励金	2,900 000	3,500 000	6,400 000		本 校 経 常 費	164,176 370	57,166 790	221,343 160	
内務省助成奨励金	7,770 000	17,400 000	25,170 000		〃 創立及臨時費	32,787 324	2,140 000	34,927 324	
慶福會助成奨励金	0	8,000 000	8,000 000		社名測分校經常費	82,824 874	71,179 395	154,004 269	
神奈川県助成奨励金	0	1,000 000	1,000 000		〃 創立及臨時費	26,068 588	8,094 560	34,163 148	
東京都助成奨励金	530 000	900 000	1,430 000		茅ヶ崎分校經常費	5,107 235	55,850 760	60,957 995	
東京市助成奨励金	1,300 000	1,650 000	2,950 000		〃 創立及臨時費	13,187 030	28,752 260	41,939 290	
東京府補助金	33,400 000	24,704 000	58,104 000		北海道農場費	66,724 708	23,326 010	90,050 718	
北海道補助金	3,000 000	11,120 000	14,120 000		茅ヶ崎土地及植林費	5,361 410	0	5,361 410	
寄 附 金	191,425 262	103,462 690	294,887 952		基 本 金 繰 入	3,899 730	31,879 480	35,779 210	
創立費及臨時費指定	22,602 360	13,000 000	35,602 360						
基 本 金 指 定	2,419 730	31,879 480	34,299 210						
普 通 寄 附 金	166,403 172	58,583 210	224,986 382		合 計	400,137 269	273,389 255	678,526 524	
學 資 金	38,913 049	44,066 300	82,979 349		収 支 不 足 金	0	14,742 280	14,742 280	
諸 収 入 金	76,234 193	29,711 430	105,945 623		本表ノ通り相違無之候也 昭和四年十二月二十三日 財 團 家 庭 學 校 法 人				
洗濯部及木工部収入	5,859 303	1,116 040	6,975 343						
思 斉 塾 収 入	0	4,467 000	4,467 000						
利 子 収 入	1,316 856	2,240 880	3,557 736						
小 作 料 収 入	10,486 855	19,521 560	30,008 415						
林 産 収 入	37,498 045	0	37,498 045						
雜 収 入	21,073 134	2,365 950	23,439 084						
土地売却代金	44,664 765	18,132 555	62,797 320						
果鶴土地売却代金	39,943 295	18,132 555	58,075 850						
茅ヶ崎土地売却代金	4,721 470	0	4,721 470						
合 計	400,137 269	263,646 975	663,784 244						

とから別にして——, 1924年~28年のそれから見てみると, 基本金を除くと, 教育費90.5%, 農場費9.5%で, 教育費のうち本校分は24.1%, 社名淵分校分は32.2%, 茅ヶ崎分校は34.3%となっている。しかしこれらは建物建設などの臨時費(とくに茅ヶ崎の場合は大震災後の復旧があった)が入っているのもので, 経常費だけを見ると社名淵分校がもっとも大きいものとなっている。家庭学校は財政確保, 人事面などでは東京の巣鴨本校が中心となっていたが, その投入する財政は社名淵分校が主力になっていたといえることができる。

以上のことを補足する意味で表18を掲げておきたい。各年の家庭学校全体の収支決算がわかればそれにこしたことはないのだが, 判明しないのでやむをえない。しかし1926~28年度だけでも, 毎年7~8000円の欠損額を出していること, 支出のなかでは社名淵分校の割合がもっとも大きなものとなっていることがわかるであろう。まさに赤字の自転車操業であった。

表18 1926~28年度収支総括 (単位: 円)

	1926年度 (%)	1927年度 (%)	1928年度 (%)
(A) 収入計	35,216.47 100.0	36,585.02 100.0	37,466.85 100.0
教育 部	32,861.74 93.3	32,865.28 89.8	32,098.19 85.7
小 作 部	2,354.73 6.7	3,719.74 10.2	5,368.66 14.3
(B) 支出計	42,956.27 100.0	44,503.27 100.0	44,290.88 100.0
本 校	11,346.91 26.4	10,523.49 23.6	11,133.03 25.1
茅 ヶ 崎 分 校	11,839.89 27.6	12,281.85 27.6	12,788.52 28.9
北 海 道 分 校	15,855.93 36.9	16,291.94 36.6	15,044.25 34.0
小 作 部	3,913.54 9.1	5,405.99 12.1	5,325.08 12.0
(A)-(B)=差引過不足	△ 7,739.80 —	△ 7,918.25 —	△ 6,824.03 —

註1) 各年度「収支決算報告」より作成。

(註)

- (1) 『留岡幸助日記』第5巻, 55頁。
- (2) 『同上書』, 243頁。
- (3) 留岡幸助「新農村の十年を顧みて」『斯民』20編1号, 1925年, 『留岡幸助著作集』第4巻, 334頁。
- (4) 『同上書』, 334~335頁。
- (5) 野村農場は家庭学校支援者野村洋三の所有で, 家庭学校が委託管理を受けていた農場である。小作関係者は7~8人で, 第一農場の小作農家と同じように扱っていた。なおこのほかに国沢新兵衛(理事)所有の農場もあり, 同様であった。
- (6) なおこの頃の恐慌の影響については, 留岡清男『教育農場五十年』(前出) 57~59頁参照。
- (7) 「小作慣行調査ニ関スル回答」(家庭学校農場から遠軽村役場あて, 1921年2月25日), 家庭学校所蔵。
- (8) 「地主小作二千スル回答」(前出), 家庭学校所蔵。
- (9) 「嘆願書」(1927年8月20日付け), 家庭学校所蔵。
- (10) 「小作地貸付一覧表, 昭和三年一月十日調」の「備考」, 家庭学校所蔵。
- (11) 「昭和六年度決算報告ノ件」(社名淵分校から東京本校あて文書, 1932年4月7日), 家庭学校所蔵。
- (12) 「大正十一年度予算案」(1922年2月15日), 家庭学校所蔵。
- (13) 「報告」(留岡幸助から各理事あて, 1923年2月17日), 家庭学校所蔵。
- (14) 「協議問題」(理事会議題, 1923年10月頃, 推定), 家庭学校所蔵。
- (15) 「意見書」(大谷松太郎から留岡校長あて, 1923年9月28日付け), 家庭学校所蔵。

- (16) 同上。
- (17) 同上。
- (18) 留岡幸助から大谷松太郎あて「書簡」(1923年12月30日付け), 家庭学校所蔵。
- (19) 「歎願書」(家庭学校農場管理人鈴木良吉から道長官あて, 1928年12月6日付け), 家庭学校所蔵。
- (20) 今井新太郎『少年の父留岡幸助先生』教文館, 1943年, 357頁。
- (21) 「家庭学校の移転」『人道』25号, 1933年, 3頁。
- (22) 「財団法人家庭学校財産目録」(1936年), 家庭学校所蔵。
- (23) たとえば1927年には, 「家庭学校の現況附将来の計画」(前出)において, 「基本二十万円を募集し之れより生ずる利子約一万四千円を得, 而して従来不足せる経営費を補充し以て将来永く経営に上に後顧の憂なからしめんことを期せんとす」としていた。

6 家庭学校の再編＝感化教育事業への専念

—— 財政(附属事業) 整理と感化教育の刷新 ——

(1) 留岡清男の総括と問題提起

これまで見てきたような分校とりわけ農場運営の困難の増大, 幸助の体調の問題などもあって, 1929年, 幸助の三男清男が教頭として赴任する。清男が赴任にあたって掲げた条件は, 「一つは, 北海道の教育農場の内部を刷新することであり, 他の一つは, 小作制度のあと始末をすること」⁽¹⁾であった。その意味で, 彼が1933年家庭学校を去るまでの間に書いて残した文書は, いずれもこれまでの家庭学校の経営, 教育に関する総括の点から, そして再編の方向を提示したという点から, きわめて大きな意義をもつ。そのなかでも重要なものは, 「少年の教化とコロニー・プラン——昭和五年並に六年度事業報告」(1932年)である。以下やや長くなるが, もっともポイントたるべき部分を引用しておきたい。

まずはしがきでこう述べている。「感化教育は特殊教育だといはれる。然し社名淵の感化教育は断じて教育に於ける特殊教育ではない。多くの教育が見逃して歪める所の教育の原理と形態を特殊児童を対象とすることによって拡大して発見し, 又は再構成しようとするのが目的である。教育の原理は生活と社会の原理である。学校はこの生活と社会との原理を児童について実験し, 児童の生活まで浸透させる場所でなければならぬ。……吾々はこの要求が必ず実現されて, 社名淵の地にコロニー・ファームが生れ, コロニー・ファクトリーが建設され, 而してコロニー・タウンが整備されるだらうことを期待する」⁽²⁾。感化教育の科学的把握の主張であった。

そして従来の分校・感化農場の「総括」にあたっては, 何よりもまずはじめに, 「経営の三問題」をあげる。すなわち「従来社名淵分校の経営は三つの問題をめぐって苦難の道を歩んで来た。小作制度の農場経営はその一つ。小作保護を標榜する産業組合の指導と斡旋はその二つ。而して畜産部の経営困難はその三つ。固よりこれらの経営上の桎梏はまた直接に財政の急迫と教育の貧困とに結びつく。」⁽³⁾

つまるところ, この三つの問題を整理することによって, 財政負担, 人的負担を軽くし, 家庭学校における運営の刷新と感化教育の「近代化」を図ろうとしたといつてよい。その三つの点についての「総括」は以下のものであった。

「一. 附属農場の土地売却

……創設以来十数年を経た今日に於て、農場の経営は、経済的にみて必ずしも有利ではなく、また管理の上からみてもいつかは窮地に陥らねばならぬ運命にある。地力の減耗と農民運動の普及とは、加速度的にこの破綻を導き出すだらう。それは農業の機構そのものに内在する必然的帰結であって、管理の巧拙や指導の良否によって如何ともなし難いものである。然るにそれが今日まで比較的呑気に考へられたのは、一つは北見の僻地によるが故の呑気さであり、二つは放漫に墮したときへ考へられる社会事業的温情主義が然らしめたのである。吾々の事業が農村問題の究明と解決にあらずして、少年の教化にある限り、吾々はその様な農村問題を寧ろ回避することを急がねばならぬ。』⁽⁴⁾

「二. 社名淵産業組合の移管

……組合は本来の生産助長の事業を慮る余裕なく、愈窮迫して食糧の貸付といふ眼前の救済事業に専念せねばならぬ破目に立至っている。これは一時的現象ではなく、また個人的勤墮や経営技術の巧拙でもない。産業組合が政治的社会的運動に合流せねばならぬ必然性を明らかに反映するものと考へられる。然るに一方に産業組合を指導しながら他方に飢餓線上にさまよう者より小作料を強要するといふことは何を意味するか。吾々は架空の農村改良の理想を取消し、そして産業組合の経営に名をかりた農村指導の仮面を取去らねばならぬ。既に述べた如く家庭学校が小作制の農場経営を廃止し、農場を解放するに決定した限り、莫大な労力と苦心とを犠牲にせねばならぬ産業組合事業は之を他に移管せねばならぬ、即ち昭和六年十月より昭和七年一月に亘って隣接の遠軽産業組合に之を合併させることをはかった所以である。従来家庭学校が社名淵産業組合に対して支払った負担は書記一名、専務理事一名の煩瑣な事務の外に、更に株金五十株の払込は相当な額にのぼってゐるのである。』⁽⁵⁾

「三. 畜産部の経営困難

……畜産部の存在は、社名淵分校の歴史と切離すことの出来ぬ関係に結ばれてゐる。……然しながら畜産部の経営には大きな困難が付帶したのであった。それは畜産部が教育の手段の範囲を越えて生産販売事業にまで拡大させたことであつた。……畜産部の成功せざる原因は、一つは主任者に教育と技術との適任者を得ることが困難なることにあるであらうが、二つには特にこれが一番根本的なことであるが、自家の消費の限度を越えて生産を拡張したことにあらねばならぬ。教育と経済とを両立せしめるためには自給自足の原則を越えてはならぬ。それは経済的には原始的であるにしても、教育的には最も有効にして、最も有力な方法である。畜産部はこの意味に於て極端にゆがめられてゐると謂はねばならぬ。』⁽⁶⁾

以上いずれも、きわめて厳しい、大胆な指摘であり、内容的には、これまでの家庭学校の、いいかえれば幸助の理想でもあつた新農村建設の放棄宣言といつてもいいものであつた。この文書のこれらの部分が——他の事務刷新の部分とともに——、実は雑誌『人道』には掲載されずに、そのほかの部分だけが、「少年の教化とコロニー・プラン」として載せられた所以でもあつたといつてよい。がともかく、このような総括にたつて、新たな方向が提起された。それが「サナプチ家庭学校の将来に関する試案——コロニー式児童教育場の完成」(1933年)であつた。その内容はつぎのごとくであつた。

「要 旨

A. 人の充実

1. (五年後には) 生徒100名
2. () 従業員20名、其家族約30名

恵之谷の人口約150名

B. 設備の完成

1. (五年後には) 10家族舎
2. 教室, 工場, 図書館, 博物館の増補完成
3. (五年後には) 農圃30町と畜産場
4. 殖林の増大

C. 経営の合理化

1. 主として自費生を收容し学資収入を以て第一財源とす。
2. (数年後には) 学資収入及事業収入を以て大部分の校費を支弁す。

D. 農場の利用

教化的方法により農民の道德, 経済的向上を図り, 教育の善き背景となす。』⁽⁷⁾

これらの方針は具体的には, たとえば自給用の農畜産物の確保のために, 表19に見られるような, 消費に合わせた生産が計画された。また財源については, 表20に見られるように, 生徒の増加を予定しながら, その学資収入でもって主に賄われることが計画されたのである。そこでの「感化農場予算書」の見込んだ数字のわずか六分の一に過ぎなかったが, まさに現実の数字(小作料収入をめぐる)でもあった。

だが, このような方向での再編過程の途中で, 清男は家庭学校を去ることとなる。その理由の一つが, おそらくこれらの再編の動きをめぐる内部での調整問題と無縁ではなかったことは推測されるところであるが, ともかく再編そのものはプラン通りではないにせよ, 進んでいった。農地の開放については, すぐには開放ということにはなったわけではないが, 産業組合は許可されてすぐに合併という事態によって決着が着くこととなった。この産業組合の学校からの切り離しについては, やがて戦後の清男がこれを「消極的な封鎖主義」⁽⁸⁾として総括(自己批判)するのだが, そのことはともかく, 学校再編=付属事業切り離しの第一歩であった。つぎの大きな問題は畜産部の廃止であった。

すでに見てきたように, 家庭学校の畜産部は1918年に主任として阿部喜平を迎え, 19年には畜産部として独立し, 22, 23年頃には大倉桑馬理事からの5万円の寄付のもとに大々的に拡張した。

表19 自給用農畜産物収入予想

		1933年度	34	35	36	37	38
農業およびその収入	食料圃(反)	50	53	80	110	150	180
	反当収入(円)	14	13	13	12.5	12	11.5
	計(額)(円)	700	1,040	1,040	1,375	1,800	2,070
	飼料圃(反)	50	50	120	120	120	120
	農圃計(反)	100	130	200	230	270	300
畜産収入(円)		245	320	660	785	860	930
農畜産収入計(円)		945	1,360	1,700	2,160	2,660	3,000
消費の状況	人口(人)	60	85	100	120	140	150
	1人年消費高(円)	15.75	16.00	17.00	18.00	19.00	20.00
	計(額)(円)	945	1,360	1,700	2,160	2,660	3,000

註1)「サナプチ家庭学校の将来に関する試案—コロニー式児童教育場の完成」(1933年)より作成。

表20 生徒および収入予想

	1933年度	34	35	36	37	38
自費生	22人	40	50	65	80	85
代用生	15	15	15	15	15	15
計	37	55	65	80	95	100
学資収入	5,280円	10,080	12,600	17,160	22,080	24,480
道庁補助金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
農畜産収入	945	1,360	1,700	2,160	2,660	3,000
小作料	2,019	2,742	2,442	2,342	2,242	2,242
計	9,744	15,682	18,242	23,162	28,482	31,222

註1) 小作料収入は1927～32年度の平均額を基準として予測している。

2) 表19と同じ。

そして1929年阿部が畜産部を止めるまで（北海道製酪組合連合会遠軽工場に転出）——この間の経営状態はほとんど不明だが——，とにかく直営形態をとっていた。しかし、その後は三沢正男を主任としつつも、その経営形態は三沢との契約方式をとった⁽⁹⁾。清男が赴任してからの、このような対応自体、一つの「合理化」の動きであった。

畜産部を引き継いだ時点においては、自家飼養牛も40頭という当時としてはかなり大規模な経営であったようだが⁽¹⁰⁾，恐慌の影響下，経営はそれ以降もうまくいかなかった。実際、当時の状況を三沢はつぎのように述べている。

「昭和六年度ニ於ケル経営ハ極メテ多難ナルノ一言ニ盡ル実状ナリ……乳価ノ値下ゲニ依リ畜産部収入ノ大宗タル牛乳代金ハ極度ノ減少ヲ見事業全般ノ上ニ多大ナル影響影響ヲ与ヘ事業計画ノ変更……経営方針ノ樹立スル方法ナク……加フルニ数十年未ダカツテナキ凶作ハ畜産部耕地ノ飼料作物ヲ例年ノ五分ノ一ノ収穫ニ減ジ，為ニ畜産部ノ家畜ハ一時増殖シタルモノモ其定数迄減少スルノ止ムナキ実情トナリ，経営ノ辛酸筆紙ニ盡シ難ク……」（1932年1月10日）⁽¹¹⁾

このような状態はその後も続き、1933年には契約の改正を行い、規模も縮小しながら対応したようだが、35年には再び学校直営になった。だがその直営とは、従来のような営利事業としての目的をもったものではなく、著しく規模を縮小した教育部の自給直営事業であった。当時農業の責任者であった大泉栄一郎は、その自給直営農場のようすを、「サナブチの農業を水田、畑、家畜と三つに分ち得るであらう。水田は水稻を六反三畝歩、畑はこれを野菜と雑穀と家畜飼料とに分けられます。野菜には一町歩、雑穀には二町六反、家畜飼料として五町四反あります。動物は昨年までは役馬二頭、豚二頭、兎数匹、鶏約五十羽でしたが、今年より馬二頭、乳牛二頭、豚六頭、羊五頭、蜜蜂二群をも増加さす計画です。」⁽¹²⁾と述べている。

産業組合はすでに合併によって手を離れ、畜産部はかくして自給用、教育用へと縮小整理された。残るは農地の開放を、いかなる方法で、どこから順番に進めるかであった。それは後にまとめて述べるが、ここにおいて家庭学校の附属事業にかかわる財政負担、労力負担は、大きく減少した。そして既述したように、東京ではこの頃巣鴨の土地が売却されていた。また茅ヶ崎分校も閉鎖された。家庭学校全体の大再編であった。

(2) 感化教育の刷新と事業への専念 —— 教育の実態 ——

ところで、以上のような付属事業の整理の過程は、同時に学校内部の組織の見直しや職員のあ

り方をも見直すものであったが、それはまた感化教育の新たなとらえ直し、その教育思想における新たな位置づけの獲得過程でもあった。とくに「学者」留岡清男にとっては、それが感化教育事業刷新の必要不可欠な仕事であった。彼は「治療と予防と教育と——北国のコロニープラン」(1932年)で家庭学校の感化教育をつぎのように位置づけている。

「教育は教育を行ふ場所をもたねばならぬ。学校がそれである。学校は然しながら教室ではない。それは生活であり社会でなければならぬ。而も単なる生活の真似や社会の縮図ではなく、生活の実践であり社会の放騰なる実験でなければならぬ。……吾々は今日同志と共に北国の一隅に放騰なるコロニー・プランを実現せんと試みつつある。……自然を素材とし、之に協力せる労働を加へて生活を自立せしめることを知ること。すなはち自然素材と生産との間に人の労働が媒介せざる限り生活の一步が始まらぬといふことを知ること、これが吾々の教育の第一歩なのである。共に働かざれば共に食ふことが出来ず、従つてまた食ふべからずといふことを知ることが一切の土台なのである。この上に立つて、吾々の教育の工夫は無限に展開されてゆかねばならぬ。だから吾々の生活は悉く自給自足の形態をとらねばならぬ。固より自給自足は、経済的形態としては原始的のものである。然しながら教育的形態としてはどうしても踏まなければならぬ構造である。今日感化院に於て今更の如く繰返される実業教育の主張は、この意味に於て教育の出発点を忘れたといふ非難を甘受せねばならぬ。また労働といふ言葉を嫌つて特に労作といふ言葉を用ひ、教育を生活に結びつけず単なる人格の自由なる発揚を眼目とする労作教育論の如きも、滑稽至極なるものと謂はねばならぬ。労働が必然的に生活の中核をなす限り、労働の報酬を抽象して何の意味があらうか。報酬は具体的たるを必要とする。労働するものに没交渉たる自由なる人格の発揚に何の力があらうか。……実業教育論者は……而も報酬とは常に貯金に資する所のそくばくの金銭とのみ考へて、自給による自足が自身立派なる報酬とは思はない。実業教育論者の所謂実業教育が少年に対する授産と職業教育との外に出ないものとするならば、感化院に入院する前に於て、彼等少年の多くは立派な徒弟として感化院の存在の無用を証拠立てたであらう。ともかく教育思想界は十年をおくれる。殊に感化教育思想界はその数倍をおくれる。」⁽¹³⁾

また一人一人の職員にたいしては、「研究と調査」の課題が課せられた。「少年の教化とコロニー・プラン」のなかで清男はつぎのように述べた。「従来感化教育は、その社会事業的性格から、教育の対象たる少年の福利といふことを主眼とし、一切が彼らに対する奉仕といふ精神から割り出されて来た様である。固よりそれはそうであらねばならぬ理由はあるけれども、然しながら、教育は教育の任に当る職員の向上をあらゆる意味に於て先ず第一に考へようとしてゐる。教育は研究と調査とを前提とするといふのもこの一つである。職員は各自の興味と傾向に従つてそれぞれ研究題目を選び、毎月研究した所のものを持寄つて報告する。」⁽¹⁴⁾

感化教育思想だけでなく、教育思想をもにらんだなかでの、「生活教育」思想の主張でもあった。また附属事業を切り離し、自給自足型のコロニー・ファームに再編成していくための理論的根拠の提示でもあり、感化教育の「近代化」への発展志向の表われといえよう。そしてそのことは、清男が去った1933年、たとえばその「計画を踏襲」して努力したという「事業計画」においては、「調査研究」として、事業計画、生徒の精神的・身体的発達の研究、教育方法の研究、コロニー式教育農場の研究などが⁽¹⁵⁾方針として打ち出されるという形で具体化されていった。

では具体的には、いかなる少年を対象に、どのような教育が展開されていたのか、それはいかなる効果があったのか。本稿自体は感化教育そのものにとくに焦点をあてた研究ではないので、その評価は避けるが、ここで少し当時の状況を簡単に見ておきたい。

まず前掲表5によって、この間の生徒数の動きを見ると、1920年代後半の減少傾向が30年代に入るといくぶん回復し、35年の43名という特別多かった年を除いては、ほぼ30名前後で推移し、1940年からは女子の入校もはじまっていることがわかる。しかし、結局は先に見た「試案」——5年後には生徒100名という——のようには生徒数は増加はしなかった。

ところで入校してきた生徒についていえば、年齢階層から見ると表21のようになっている。入校時では12, 14, 15歳、および18歳以上にピークがあり、退校時では15歳以上とくに18歳以上が多い。在校期間はさまざまではあるが、ほぼ3年未満が多くを占めていた。

また彼らの出身階層についていえば、家庭学校の生徒のかなりの部分が社会階層的にはけっして低くはない階層の出身者が多いということをすでに指摘しておいたが、この段階においても、なおその傾向はあったようである。しかし戦時体制の進行はその傾向を少しずつ変化させつつあった。すなわち、表22から生徒の入校時の学歴を見ると、日中戦争が始まる前までは、中学校（旧制）、商業学校など当時としては高い学歴をもった者もかなり含まれていた。また東京など北海道以外の者が多くを占めていた。しかし日中戦争以降は高学歴者は減少し、道内出身者が多くを占めてきたことがわかるであろう。

さらに表23の保護者の職業から見ると、大きく官公吏・軍人、農業・商業などの自営業、医師・教師など、会社員などの職業と、職人・日雇・行商などの職業、無職などとの二つの階層に区分される。それは、戦後、留岡清男が、「家庭の生活水準からいうと二つの群に分れた。その一群は、中流以上上流の家庭の子供で、……他の一群は、赤貧洗うが如き家庭の子供で、所謂スラムの少年たちであった。」⁽¹⁶⁾と述べていることと重なってくるものであった。

では、このような生徒はどのような教育が授けられていたのか。というよりどのような生活が毎日送られていたのか。ここではとくに「学科及作業教育」について紹介しておきたい。留岡清男の去った後に教育部の主任となった前田則三はつぎのように紹介している。

「全生徒を尋常四年以下、同五年以上、高等科及補習科の四組に分けてゐる。尋常科及高等科は小学校の教科及編成に準拠し、毎日午前中冬期は三時間、夏期は四時間授業するのが例である。補習科は高等小学校卒業程度以上の者で、毎日午前中一時間宛、倫理、公民、歴史、地理、農業、作文、書方、図書、珠算、音楽等を授ける事となつてゐる。一般に自然を利用し、実験と労作とを通じて健実なる社会人たるに必要な知識、技能を習得させる事を主眼として居る。作業教育は休日（日曜日、祝祭日、記念日等）を除く外、毎日尋常科及高等科は午後一時乃至二時より四時六時迄、補習科は右の外午前九時乃至九時半迄行ふ事にしてゐる。自然と労働とは我分校の特色とする処で、農業、園芸、畜産、林業、土木等の屋外作業に対しては、少年達の全生涯に及ぼす各般の效果に多大の期待を持って、特別の努力を払ふ事は言ふ迄もない。」⁽¹⁷⁾

こうした教育を受けた彼らは、その多くが改善していった。具体的には先の表と同じく1933年から42年までの生徒の「退校時の方途」を見ると、表24に見られるように、それぞれの方途に進んでいることがわかる。しかし、これまでと違うのは、そのなかに「志願・応召」が含まれるようになったことであった。家庭学校の教育もまた、戦時体制の進行とともに、包摂されていったことの表われであった。

表21 入校時の年齢

	入校時	退校時
8才未満	1	—
8才	—	—
9	8	—
10	5	3
11	9	3
12	17	2
13	8	4
14	26	10
15	21	23
16	11	25
17	5	21
18才以上	29	49
計	140	140

註1) 「自昭和八年度至昭和十七年度生徒ニ関スル調査」(1943年3月)より作成。

表22 入校時学歴・出身地

		1933～ 36年	1937～ 42年	計
学歴	未就	—	1	1
	初1	1	4	5
	2	1	2	3
	3	1	5	6
	4	5	5	10
	5	6	7	13
	6	4	5	9
	初了	3	7	10
	高1	5	2	7
	2	4	11	15
	高卒	19	11	30
	中1	3	6	9
	2	5	—	5
	3	7	—	7
	商1	2	3	5
出身地	2	2	—	2
	3	3	—	3
	北海道	32	43	75
	東京	22	13	35
	その他	17	13	30
	計	71	69	140

註1) 表21と同じ。

表23 保護者の職業

官公史・軍人等	8
農業・商業・自営業	40
医師・教師等	9
会社員等	16
職人・日雇・行商等	41
無職	21
保護者なし	5
計	140

註1) 表21と同じ。

表24 退校時の方途

農業	32
家事	21
就学	14
志願・応召	10
職工	9
病氣	8
商店員	6
その他の	40
計	140

註1) 5人以上の場合のみ表示。

2) 表21と同じ。

(3) 小作制農場の開放

先に見た「少年の教化とコロニープラン」のなかで、清男は小作農地の開放の計画についてつぎのように述べている。「昭和五年二月の『家庭学校北海道農場の土地処分調査要綱』は、家庭学校の利害関係を中心とする立場から如上の回避策の一つを示したものである。固よりこの案は折衝斡旋の実際に当って、幾度か修正を加え手段方法をかへなければならなかったが、二年後の今日に於て漸く最後の方法と交渉とに行当ったようである。即ち昭和七年三月、農場を遠軽村に

またがる地域と上湧別村に属する地域とにわけて前者は北海道民有未墾地開発資金を利用して後者は自作農創設資金を利用して売却せんとするものである。(白滝の第二農場は未だ賦与許可になって居らぬ故に直に今処分することを得たいけれど遠からず賦与許可になった暁は、特急に民有未墾地開発資金を利用して売却せねばならぬ。)(¹⁸)。残念ながら、ここにある「家庭学校北海道農場の土地処分調査要綱」は未見であるが、ともかく基本的な方針がこの時期立てられた。

それでは具体的にはどのようなプロセスで農地は開放されていったのか。この部分については肝心の資料に乏しく、また農地の開放にかかわった当時の役場文書あるいは道庁の関連資料も見当たらないことから推測の部分も含まざるをえないが、それでも学校に残されているいくつかの「控え」あるいは「下書き」的な史料、ないし諸「通知」から見ていくと、開放をめぐる興味深い動きが垣間見える。以下。現在推測できうる範囲で開放過程のようすを述べておきたい。

さて、先の「要綱」策定後、清男と大谷松太郎あるいは鈴木良吉は一方でしばしば網走支庁に出向き、開放方法などにかかわる支庁側の意向を打診しながら、他方でいくつかの開放事例を見、また内部では具体案を構想していた。1930年10月、網走支庁に清男に随行した大谷は校長あてにつきのような報告をしている。自作農創設資金と民有未墾地開発資金との性格の違いなどにも触れて、とくに支庁側のこの時点での考えを中心に報告しているのが興味深い。

「近時地主にして小作地を解放せんとする者続出せるは喜ぶべき現象である。但し地主小作間の合意による任意的解放は別として政府の資金を利用して其の目的を達せんとするものに、民有未墾地開発資金と自作農創設資金との二種あるも前者は未墾地に対し北海道庁地方費より貸与せらるるも後者は既墾地に対し国庫より貸与せらるる次第にて従って前者は拓殖計画上重要な制度にして其資金も比較的潤沢なるも後者は小作問題緩和の一制度として全国各府県に配当され北海道にては更に各支庁に割当て支庁はこれを希望町村に割当つる次第なれば相当纏ったる農場を解放せんとするに当っては其実現容易にあらず……貴農場の現況は充分知悉せり小作地を解放するは農場本来の理想より見て適當の措置なりと思ふ、又経営上よりしても自作農創設資金を利用して農地を解放すれば地主は一時に資金を政府より取得し従来地主の立場を今後町村に於て代るものなれば現今の如く農村問題の煩しき時に於ては時宜を得たる策と思ふ」(¹⁹)。

しかし、このような支庁側の意向にもかかわらず、実際には自作農創設資金の支庁割当額は「本年度」で約6万円で、「町村希望額の十分ノ一に達せず当支庁としては希望町村の財政状態並び負担力等を考査して一万円位を限度として分配し居れり」という状態から、大谷は「要するに本制度は誠に結構なる法律なるも其財源多からず従って一時に大農場を解放するは困難にして尠くとも数年に亘ることを覚悟せざる可からず」と報告している。なおこの時には売却価格についても打診したと見られ、「土地の見積価格一戸分(五町歩)一千元は高からず」(²⁰)としている。開放にあたっては、家庭学校が、という意味ではないが、当時の一般的動向として、すなわち「自作農創設資金」を「利用」した地主の「土地売り逃げ」が頻発しているなかで、当然といえば当然であったし、家庭学校自体の財政状況からすれば、それは大きな関心であったろう。

さてその後も、支庁側とは自作農創設資金の申請や創設準備のための測量技師の推薦依頼などのやりとりがあり、そのなかで1931年には、創設案として400町歩のうち11戸、55.3町歩の開放が計画されたりした(²¹)。これは必ずしも地域的にかたまつたものではなく、信用財力の大きな農家を中心に構想されたものであったようだが立ち消えになった。

しかし1932年には、遠軽に隣接している上湧別村開盛地区(誠の谷)の6戸、23.8町歩が、自作農創設資金によって学校農場の関係でははじめて開放された。正確には確認される史料はない

表25 農場支出費と小作料収入 (単位:円)

	農 場 支 出 費		小作料収入
	第一農場	第二農場	
1938年3月末累計	1,289.02	25.80	3,623.87
39年3月末 ヶ	1,252.52		4,512.78
40年3月末 ヶ	1,322.90		4,594.96
41年3月末 ヶ	267.14		2,718.66
42年3月末 ヶ	44.96		1,405.78
43年3月末 ヶ	26.80		1,790.54
44年3月末 ヶ	7.00		2,656.42
45年3月末 ヶ	—		779.29

註1)「昭和十二年四月始収支報告書」(社名測分校)より作成。

が、1932年1月10日付けの「土地譲渡予約書」の存在や、同年1月27日付けの上湧別村長から鈴木良吉、留岡清男あての自作農創設資金借入申込みに対する出頭「通知」の存在、1933年6月の「分家調査綴」にはなお分家として6戸の農家が載っているが、35年の「分家耕作調査書」には載っていない事実などから推測して間違いはないと思われる。なお戦後の清男の「留岡幸助と北海道家庭学校」なる文献の「年表」には、1932年「誠の谷自作農創設(約三十町歩)」⁽²²⁾とある。

さらに同年3月には、「サナフチ原野」312.5町歩の民有未墾地開発資金貸付規程による開放を理事会で決議し、5月には「撰定調査」なども行われた記録があるが、最終的には不採択の「通知」(10月19日付け)が残されていることからすると、却下されたようである⁽²³⁾。

また1933年から34年にかけては、先の開盛地区の未墾地の開放を申請していたようで、1933年4月17日付けの「民有未墾地売却申込書」では、その理由に「自作開墾農者に分割売却したく」と書かれてあり、関係農家6戸、23.4町歩、1反10円などの記録が残されている。しかしこれも最終的には「不採用」になったようで、34年5月23日付けの上湧別村長から学校あてにその「通知」が送られてきている⁽²⁴⁾。

ところでこれ以降、1940年に至るまで農地の開放にかかわった史料は、まだまったく未見である。したがってこの間の動きは具体的には見えてこないのだが、結果からだけいえば、おそらく先の清男の文献の「年表」に「十一月サナフチ農場自作農創設(二百五十町歩)」⁽²⁵⁾とあるように、1939年末には第一農場の大部分が開放されたようである。すなわち、1939年度で第一農場の農場費支出はなくなり(表25参照)、したがって小作料もとられていないこと、あるいは40年には学校長と各小作農家との「土地売買契約書」が存在すること、また後述する学校側から道庁あての「請願書」(1940年7月30日付け)のなかに、「第一農場ニ於テハ三百二十町歩ヲ開放シ」⁽²⁶⁾の言葉が見られることなどからして、いつ申請し、いつ通知があったのかは不明だが、少なくとも1939年ないし40年には開放されたことには間違いはない。なお開放面積の数字がかなり違うのは——先の開盛地区の場合も——、地目差による誤差や開放時期のズレなどが影響しているかとも思われるが詳細はわからない。

またこの第一農場の開放の方法が自作農創設資金か未墾地開発資金かについては、「土地売買契約書」(1940年)のなかの記述では、「土地代金ハ北海道庁令第四号自作農創設維持奨励規程ニ依ル資金借入許可ヲ得資金ノ交付ヲ受ケタル上ニ買主ヨリ売主ニ支払フモノトス」⁽²⁷⁾となってい

る。ついでにいえば、1927年公布の「民有未墾地開発資金貸付規程」は、いわゆる農地調整法(1938年)の制定を契機として、1939年3月15日付けの「自作農創設維持奨励規程」の成立によって廃止され、以降農林省の自作農創設維持事業に統一、同一の北海道庁令でもって実施されることとなった点からすると⁽²⁸⁾、この場合もこの新しい規程のなかで開放されたと見ることができる。

では具体的に何戸が開放を受けたのか。また家庭学校＝地主側にはいくら支払われたのか。残念ながらこれも正確にはわからない。ただいえるのは、これまでにしばしば見てきた、残されている第一農場の「分家耕作台帳」から判断すると——たとえば1933年と36年の「台帳」を比較してみると、かなりの数の農家が消えている。つまり、恐慌から戦時体制への移行のなかで、農家数はかなり減少していることが推測される。そのなかで36年の数字を見ると、「台帳」には38戸の農家があるが、うち9戸は野村農場の小作農家であるので、実際には29戸が家庭学校の小作農家ということになる(なお野村農場の開放はこの時点ではまだなされていない)。これらの農家が全部この時点で開放を受けたのではないようだが(一部戦後にまで持越されるので)、大半は開放を受けたということであろう。

なお、おそらく先の個別農家ごとの「土地売買契約書」(1940年)の集計であろうと思われる数字を見ると(ただしこれで全部ではないであろう)、22戸、224.8町歩、合計価格34750円となっている。畑と山林など合わせた数字であるが、単純に反当価格を出してみると15円となる。また1941年1月13日付けの本校から分校あての領収書には「一金 参万六百元也 但自作農創設ニ依ル土地代金ノ内第一回領収分」などの記録がある⁽²⁹⁾。

ところでこのような土地開放の際には、当然小作農民側とのやりとりが想定されるが、この場合はどうであったのか。ここでは幸い1940年9月16日付けの小作代表4名と家庭学校長との「契約書」が残されているので紹介しておきたい。内容は滞納小作料の扱い、税金との関係、立木の処理などをめぐってである。

「契約書

- 一、滞納小作料ニ対シテハ……三名分ハ四分ノ一ニ減額シ外ハ全額ヲ五ヶ年賦償還トシテ関係者全員連帯者タルコトヲ約ス
- 二、小作料ハ全免スルニ付税金ハ小作者側ニテ支払ヒ約束ヲ為シタルモ延引ノタメ十月以後トナリタル時ハ十二月迄ノ売買代金ニ対シ年利三步五厘ノ利子ヲ小作者側ニテ支払フコトヲ約シ小作料ノ件ハ一切整理済トス
- 三、今後完成ニ至ル迄ハ地主側全責任ヲ以テ促進運動シ速ニ完成スル様努力スルコト小作者側モ協力一致応援スルコト
- 四、……(以下略)」⁽³⁰⁾

地主側たる学校側の主導性のなかでの開放ではあったが、小作農民側の組織的対応も、従来までの減免願いなどの延長上にあったことがうかがわれる。

だが、このような一方での開放の動きにかかわって興味深いのは、他方ではその見返りとして、学校側は山林600町歩の払い下げ要求を道庁に提出していたことである。すなわち、1940年7月30日付けで学校側は北海道長官あてに「未開地売却願」を提出し、遠軽町字野上の未開地600町歩を植林による起業方法でもって払い下げをを請願しているのである。いまその請願書の内容を、土地開放の経過も参考になることから紹介しておく、つぎのように述べている。

「……皇国未曾有ノ大事変下ニ直面シ国策ニ順応シ生産充実ノ確保ヲ期スベク第一農場ニ於テハ三百二十町歩ヲ開放シ民有未墾地開発規程ニヨリ手続中ノ処近々之ガ完了可致次デ第二農場ニ

於テ三百町歩同上ノ如ク開放ノ件確定シ夫々進行中ニ有之候之ニヨリ未ダ土地ノ所有セザル者が自作農トナリ一段ノ努力ヲ誓ヒ増産ニ精励……右ノ通り六百二十町歩ノ解放ニヨリ土地ノ狹隘不足ヲ来シ生徒ノ指導訓練上支障歟カラザル結果ニ到達スベキハ勿論本校自給自足経営ノ方針ヨリスルモ此処ニ相当ノ地積ノ必要相生ジタル次第ニ付キ特別ノ御詮議ヲ以テ本願地特急売払御許可相成度……」⁽³¹⁾

しかし、このような見返りの土地払い下げ願いは、同年8月8日付けの道庁側からの、国有未開地ではなく国有林であるとして、「本願詮議致シ難ク候」という返事に終わった。このような動きは従来まったく知られていないものであったと思われるが、留岡幸助・戦前の家庭学校の一つの性格を考える上でおもしろい。

つぎに白滝の第二農場はいつどのような形で開放されたのであろうか。まず何年に開放されたかについていえば、これも確定的な史料はないが、先の表25によれば、1943年度にはほとんど農場支出費はなくなっていること、また42年7月23日付けで当時農場の管理者であった見上熊吉から分校あての「農場管理及自作農創設ニ関スル謝礼」の領収書なる記録があることからすると、この42年には農場としての管理は終わったのではないかと推測され、開放されたともいえそうである。しかし表25の43年度の小作料を見ると、ほぼ第二農場分が計上されているように見え、またやはり先の清男の文献の「年表」では、43年「白滝農場自作農創設」⁽³²⁾となっていることからすると、1943年が正しいともいえる。

それではその疑問はどう考えるのか。その手掛かりがつぎのような学校側の動きである。すなわち、この第二農場、結果的には「無償」で開放されたといわれているのだが、その過程もまた第一農場と同じように途中までは有償開放の形で進んでいたことが注目される。そのことをはっきりさせているのが、1942年1月30日付け（家庭学校受けつけ印）のおそらく（旧）農地委員会からの発信であろう「評定土地価格」なる記録、および43年になってからの鈴木良吉からの道庁土地改良課技師あての評定価格の変更をめぐる打診の書簡（1943年3月12日付け）、また家庭学校名での道庁あての「再審議願」（同年3月24日付け）である。

まず前者から参考で紹介しておくと、その評定価格は、未墾地190町歩、反当価格5.23円、既墾地100町歩、価格20.31円、植樹地10町歩、価格3.00円、総価格30,540円であった⁽³³⁾。後者については1943年3月12日付けの「書簡」では、要するに周辺の価格評価に比較して低すぎるので再検討願いたいというものであった⁽³⁴⁾。これにたいしての返事は「農地委員会の厳正公平なる審議を経て」⁽³⁵⁾というものであった。また同年3月25日付けの再度の技師あての「書簡」では、今度は道庁長官あての「再審議願」を同封して送ったようで、家庭学校の理事会でも300町歩を3万円にも満たない額で開放することは問題となっていること、家庭学校の教育事業の国家的意義などの強調をまじえながら、その再検討を願出るものであった⁽³⁶⁾。しかし、それは最終的には認められるところとはならず、結局は「無償」開放となった。第二農場がずっと農場としての「成功検査」に通らず、賦与不許可であった（途中で許可になったという史料は未見）と推測されることも関連して興味深いところであった。つまり、時期的には、明らかに1943年まで開放の内容をめぐってやりとりがあったとすれば、42年ではなく43以降であることは間違いないところであろう（ただし43年度の小作料徴集の問題がいくぶん残るのだが）。なお開放戸数は花島によれば29戸となっているが⁽³⁷⁾これが正しいとすると、やはり1930年代後半から戦時体制の進展のなかで、かなりの離農があったと推測される。

かくして戦前、戦時期までの土地開放は進んできたのだが、第一農場の小作地の一部は戦後ま

で残り（「感謝の谷」の農家）、戦後の農地改革で開放された。ここに家庭学校の小作制農場はその歴史を閉じたのであった。

(註)

- (1) 留岡清男『教育農場五十年』, 67頁。
- (2) 留岡清男「少年の教化とコロニー・プラン——昭和五年並に六年度事業報告」, 1932年, はしがき, 花島政三郎の「写し」。
- (3) 「同上史料」, 1頁。
- (4) 「同上史料」, 1頁。
- (5) 「同上史料」, 3～4頁。
- (6) 「同上史料」, 4～5頁。
- (7) 「サナプチ家庭学校の将来に関する試案——コロニー式児童教育場の完成」, 1933年, 家庭学校所蔵。
- (8) 留岡清男『教育農場五十年』, 61頁。
- (9) 「家庭学校畜産部貸付契約書」(貸付人留岡幸助, 借受人三沢正男, 1929年12月31日)によれば, 家庭学校を甲, 三沢を乙として, 「甲ハ現在畜産部所属ノ耕地, 牧場, 諸誘致, 建物, 機械。器具及畜牛一切ヲ乙ニ貸付ス」「貸付期限ハ昭和五年一月一日ヨリ昭和九年十二月三十一日ニ至ル満五ケ年トス」「乙ハ耕地貸付料トシテ年額一反ニ付金二円五十銭ヲ又耕地以外ノモノノ貸付料トシテ昭和五年度及六年度ハ無料トシ昭和七年度ハ金三百円, 全八年度は金四百円, 全九年度ハ六百円甲ニ納付スルモノトス」などとしたのである。家庭学校所蔵。
- (10) 「回答」(社名淵信用販売購買組合から遠軽村長あて, 1929年12月18日), 家庭学校所蔵。
- (11) 三沢正男「家庭学校畜産部昭和六年度事業報告」(1932年1月10日), 家庭学校所蔵。
- (12) 大泉栄一郎「作業部だより」『人道』(復刊)24号, 1935年, 10頁。
- (13) 「社論・治療と予防と教育——北国のコロニー・プラン」『人道』317号, 1932年, 3頁。
- (14) 「社論・少年の教化とコロニー・プラン(家庭学校社名淵分校の事業報告)」『人道』320号, 1932年, 5頁。
- (15) 「サナプチ昭和八年度に於ける事業計画概要」『人道』(復活号), 1933年, 7頁。
- (16) 留岡清男『前掲書』, 69頁。
- (17) 前田則三「サナプチに於ける少年教化」『人道』3号, 1933年, 3頁。
- (18) 註(2)と同じ。
- (19) 「報告」(大谷松太郎から留岡校長あて, 1930年10月), 家庭学校所蔵。
- (20) 「同上史料」。
- (21) 「昭和六年度自作農創設案」, 家庭学校所蔵。
- (22) 留岡清男「留岡幸助と北海道家庭学校」, 53頁。
- (23) 「理事会決議録抄本」, 1932年3月, 他。家庭学校所蔵。
- (24) 「民有未墾地売却申込書」(家庭学校長牧野虎次から道長官あて, 1933年4月17日付け), 家庭学校所蔵。
- (25) 註(2)と同じ, 54頁。
- (26) 「請願書」(家庭学校から道長官あて, 1940年7月30日付け), 家庭学校所蔵。
- (27) 「土地売買契約書」(各農家と学校の契約書の一枚, 1940年), 家庭学校所蔵。
- (28) 『北海道農地改革史・上』, 210頁。
- (29) 「領収書」(東京本校から分校あて, 1941年1月13日付け), 家庭学校所蔵。

- (30) 「契約書」(家庭学校長今井新太郎と小作代表4名, 1940年9月16日付け), 家庭学校所蔵。
- (31) 註(26)と同じ。
- (32) 註(25)と同じ。
- (33) 「評定土地価格」(1942年1月30日), 家庭学校所蔵。
- (34) 「書簡」(鈴木良吉から道土地改良課技師あて, 1943年3月12日付け), 家庭学校所蔵。
- (35) 「書簡」(道土地改良課技師から鈴木あて, 日付不明), 家庭学校所蔵。
- (36) 「書簡」(鈴木良吉から道土地改良課技師あて, 1943年3月25日付け), 家庭学校所蔵。
- (37) 花島政三郎「前掲論文」, 90頁。

お わ り に

以上のごとく小作制農場は開放されたのだが、戦後の農地改革は、残された家庭学校の土地(自営地, 山林)450町歩にも、影響をもちかけたようで、後に鈴木良吉はつぎのように語っている。

「なんといっても一番苦労したのは終戦のときでした。土地の開放の問題が起って、測量士がやってくる。450町歩は教育用地ということで、どうしても残さんければと頑張って、マッカーサーに会いに行きました。真剣でしたから、横浜グランドホテルへ行って『野村さん、会わせてください』(野村とはホテル所有者で、前出の野村農場所有者——引用者註)と頼みに行ったのです。そしたら、道庁へ行け、それが順序だということで、急いで帰ってきて、関係各部長に会って……」⁽¹⁾

留岡幸助の片腕として社名淵分校発足とともに歩んできた鈴木 of 行動として、よく理解できることであろう。と同時に、戦前の家庭学校が民間の感化事業施設でありながらも、いかに「官」と近い存在であったかを示す、あるいはまた、まさに「土地」依存型経営ともいべき側面を持っていたという特徴にふさわしい、最後の「エピソード」であったといっていよいであろう。

が、そのことはもうこれ以上触れないこととして、最後にこれまでの全体の分析を通じた、感想めいたことを少し述べておきたい。

かつて小倉襄二は、「彼には(留岡——引用者註)なにをいっても、思想としての社会事業があつて、そのことのための自己充実と目のとどかせ方を確保するためには、カオスや矛盾をあえていとなめ迫力があつた」⁽²⁾と、その人物像を特徴づけた。本稿を通じて見てきたかぎりにおいても、たしかに留岡の思想と行動はそうであり、それゆえ感化思想の近代化にとどまらない、まさに歴史に残った感化事業の近代化(=感化教育の事業としての展開, すなわち家庭学校)を成功させ、今日の少年教護の基礎を作ったといっていよいであろう。

だがその場合、出発点としてはキリスト教の教誨師としての経験にもとづく終生の課題としての感化教育実践にあるとしても、感化教育事業の実践者としての「成功」は、当然のことだが財閥企業を含む寄付や後援にとどまらない「官」との接近、さらには「官」の担い手としての役割なしにはありえなかったことといっていよい。いわばその成果が、「内務当局者や、北海道庁の同情に依って」⁽³⁾可能となった北海道での感化教育事業の拡大=家庭学校社名淵分校の創設、あるいはそれを支えるはずであった感化農場開拓構想の実現である。そのことを考慮すると、留岡幸助の社会福祉史における歴史的評価の議論にかかわっていえば、少なくとも見ておかなければならないのは、彼が民間の慈善事業実践を出発点としながら、なぜ「官」と結びつく——体制に受け入れられる——必然性をもっていたか、ということである。しかもこれを実践優先の妥協的契機としてのみ指摘するだけでなく、やはり彼の根底にある思想においてつきつめてみるこ

であろう。

すなわち、感化農場としての小作制農場の経営は、これまで明らかにしてきたように、たしかに感化事業の財政基盤の確保が直接の契機であったし、また地方改良運動の実践として、その成功が「社会改良」に結びつくものとして考えられてきたものであったといつてよい。しかしそれにしても、それを可能にした背景を考えると、内務省囑託としての彼の社会的地位を抜きにしては考えられないし、もっといえば留岡の思想と行動それ自身のうちに、当時の天皇制国家・資本主義の体制が彼を受け入れる基盤があったはずである。ではその根本的基礎にあったものは何か。この点においてはなお本稿の分析では十分ではないが、さしあたってあらためて留岡の慈善思想の根底にある、彼の「自助主義」の人間観、貧困観——それはまさに古くて新しい社会福祉の「論点」をなお特徴づけるものだが——、および慈善・社会事業実践観に注目したいと思う。

さて繰り返すことになるが、留岡の慈善の実践目的・方法とは、「最上の慈善は被救助者に実力を養成せしむることにして其実力を養成する所以は教育せざる可からざることなり」⁽⁴⁾というように、つきつめていえば、「自助主義」「個人責任主義」をベースにおいた、それに教育を加えた近代的なものであったと同時に、他方で地方改良運動の基本もまた、やはりそれをベースにおいた、日本的道徳、相互扶助としての「報徳思想」の利用をも含んだ「自立」した人格の形成、あるいは自力更生的「自治」の育成にあったといつてよい。そしてそのかぎりにおいては、慈善・社会事業の「対象」を生みだす、あるいは「社会問題」を形成する「社会関係」は、彼にとって基本的には前提の位置にあった上での慈善や「改良」の実践であった。それがすでに述べた、土井のいう「良民形成」を軸とした留岡の思想的論理でもあった。

その意味で事業実践家留岡の「計算」もあったであろうが、彼の思想的立場からする慈善事業の実践目的・方法あるいは地方改良の目的・方法は、まさに日露戦争後のいわゆる「戦後経営」下の国民統合を課題とする国家政策と整合し、それだけでなく、その「先導者」⁽⁵⁾としての行動が、北海道での感化事業拡大・感化農場創設へと少なくとも結びつくこととなったといつてよい。しかしその過程は、その「良民形成」の論理が国家によって包摂される過程でもあった。また近代的性格と「共同体的性格」をミックスしたごとの留岡の「自助主義」「自治」論こそ、後発資本主義国日本が、財政逼迫に代表される諸制約のなかで、急成長を遂げていく論理と符合するものであった。

と同時に、それらのことをどこまで意識していたかは別にしても、少なくとも「是」としていた、彼自身の慈善事業実践家としての「生き方」がまた、それを——「官」なり体制との結びつき——支えていたのではなかったか。すなわち、第1章でも引用したごとく、吉田久一が、社会福祉思想史上の留岡幸助の特徴を、つねにキリスト教を出発点において社会主義へ傾斜していく安部磯雄、片山潜（さらにはプロテスタントではない幸徳秋水）、あるいは信仰家、思想家としての内村鑑三らと対比しながら位置づけているように、留岡自身もまた、そのような生き方の対比を意識して、自らを慈善事業実践とくに感化教育事業実践家として位置づけ、その生涯を送ろうとしていたのではなかったか。そのなかで報徳思想とのかかわりでいえば、尊徳の生き方は、時代背景は違っている、まさに自分の生き方と重なり合うものと映ったし、その思想は慈善事業、地方改良実践上からも利用しうる好都合なものだったのではないか。

だがこのような生き方を自ら位置づけた事業実践家としての留岡が、財政的「自立」の目的から、あるいは「社会改良」の一環として、新たな小作制農場を経営し、新農村の実現を実践に移そうとしたとしても、それは感化教育の近代化という歴史の進行方向に沿った行動とは異なって、

すでに矛盾を露呈しつつあったような、遅れた「生産関係」を内包した、歴史発展の方向に沿わなかった事業であったかぎりにおいて、やがて破綻の運命をたどらざるをえなかった。それは留岡の、感化教育事業の成功と農場経営の失敗という並列的評価としてとらえるものではなく、まさに留岡の慈善思想（その背後にある人間観＝社会観）、あるいは生き方の「本質」が、形を変えて顕在化したものと見るべきではないだろうか。

いいかえれば、彼の感化事業近代化の思想に、その実践に不可欠な組織（職員）集団の力と財政の安定が加わったとき、それは必然的に歴史の経過のなかにも生き続けるものとなった。しかしそのなかで、前者を別におくとすれば、財政こそは社会福祉の歴史的発達段階の制約をもっとも直接的に受けるものであった。そこにおいてとった留岡の行動は、一方で官界や財界との接近を図りながら、他方で地方改良の「実験」として小作制農場＝新農村建設に乗り出すという構想であった。それは援助を受けるべき官界・財界とも一定の距離をおいて、まさにキリスト教精神を支柱とする民間の感化教育事業施設として、精神的だけでなく経済的にも自立する方法であるかに思われたが、真の「自立」ではありえなかった。そのことをそのようには思わなかったことそれ自体、留岡の思想と行動の本質的「限界」であったといわざるをえない。あるいはいいかたをかえれば、それが慈善事業実践家として「社会問題」解決と慈善事業を「統一」する、留岡の接近方法・態度であったともいえよう。

だがそれらの行為も、繰り返すが、社会福祉の未発達な歴史段階での、傑出した個人とそれを支える集団の、歴史の進歩に沿った感化教育事業実践を中心においた行為であったかぎりにおいて、歴史のなかに継続し続けているのである。その一つが、先に触れた「エピソード」としての鈴木がとったような行動でもあり、それらが現代においてもなお聖なる森のなかの学校という空間を演出しつつけている。そして今日、留岡幸助の「限界」として歴史のかなたに消え去った小作制農場の一つの意図は、現代における社会福祉の発達のなかで、国家による「措置費」という形で実現し、家庭学校の財政を支えている。かかる現代までの家庭学校の歴史的継続こそ、留岡幸助の歴史的役割を、まさに歴史のなかに証明してきたということであろう。

(註)

- (1) 三吉明『前掲書』、236頁。
- (2) 小倉襄二「留岡幸助——思想としての民間社会事業——」『人物でつづる近代社会事業の歩み』全国社会福祉協議会、1971年、56頁。
- (3) 留岡幸助「予が感化農場を建設せんとする動機」『斯民』3編1号、1914年、『留岡幸助著作集』第3巻、298頁。
- (4) 留岡幸助「慈善の方法」『基督教新聞』757号、1898年、『留岡幸助著作集』第1巻、305頁。
- (5) 留岡幸助「新農村の十年を顧みて」『斯民』20編1号、1925年、『留岡幸助著作集』第4巻、334頁。

追記

本稿作成にあたっては、史料閲覧を許可していただいた谷昌恒先生を初めとする家庭学校、研究のきっかけを与えていただいた北海道社会福祉史研究会、その他多くの方々にお世話になった。記して感謝したい。